

# 第2章

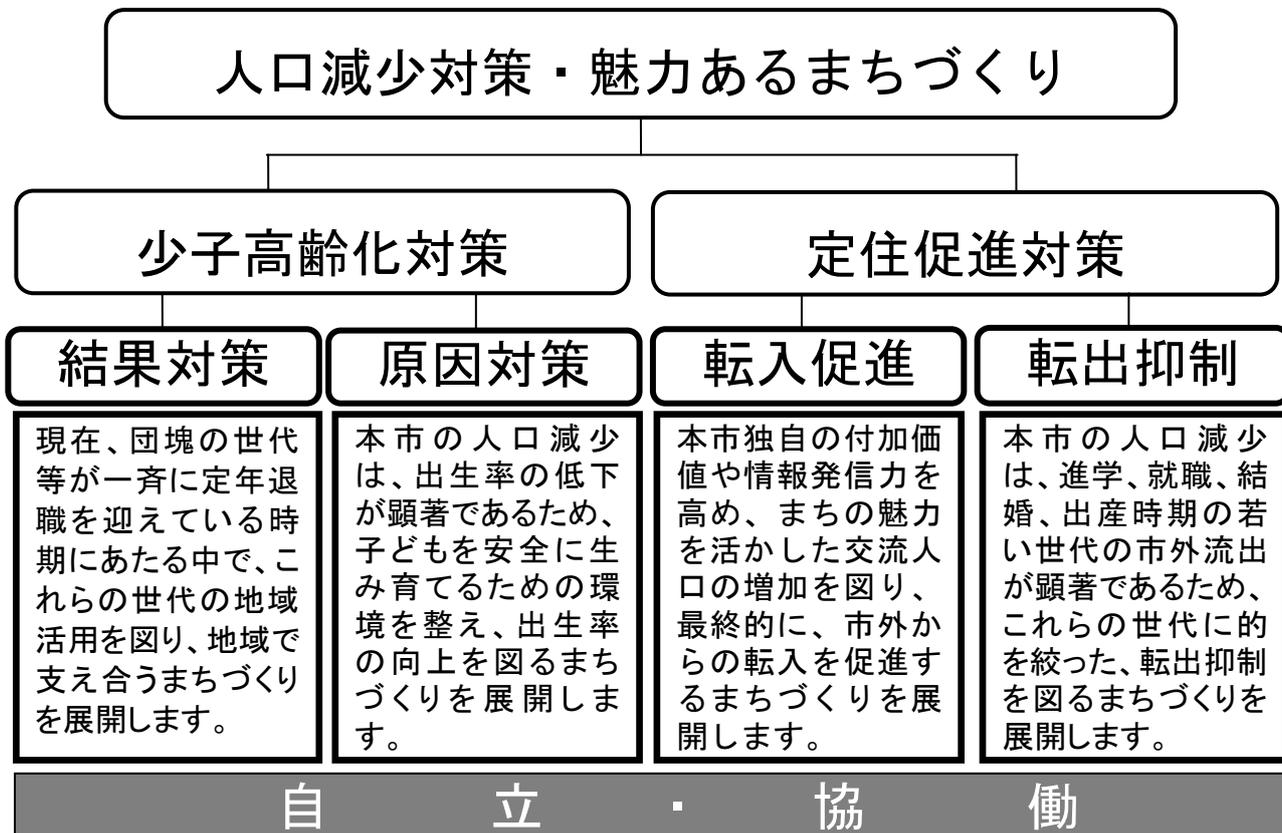
# 後期基本計画

2012-2016

# 戦略プロジェクト

- 本市がめざす将来像は、「協働が生み出す魅力あふれるまち海津 ～心のオアシス都市～」です。
- 基本構想の将来指標の中で「人口減少に歯止めをかけること」を本市の最重要課題としています。しかし、日本全体の人口がすでに減少に転じている中で、短期に人口の減少に歯止めをかけることは、極めて困難な課題であると言えます。さらに、本市の10年以上に及ぶ人口の減少は、単に出生率の低下だけではなく、若年世代を中心とした市外流出が進展していることから、いっそう深刻化している状況にあります。
- そこで後期基本計画では、人口減少社会に対応できる「魅力あるまちづくり」をめざし、各施策を総合的に進める牽引役として、戦略プロジェクトを設定します。
- 戦略プロジェクトは、将来像である「心のオアシス都市」を実現する上で、基本計画にある全施策の中から優先的に実施する施策を示すものではなく、全施策を総合的に進めていく過程や各事務事業の創設・実施等の過程において、全庁的に意識して取り組んでいくべき「まちづくり(政策)の視点」であり、方針をいいます。
- 戦略プロジェクトを推進する土台には、本市の「自立」と市民との「協働」が欠かせません。

## <戦略プロジェクト設定のフロー>



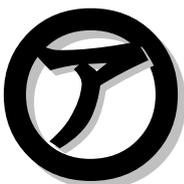
## 4

## つの要素とオアシス



## 思いやりに満ちたまちプロジェクト【結果対策】

- 結果対策は、少子高齢化が進んだ社会を想定し、来るべき課題に対応する準備をしておくことで、人口減少時代における持続可能な都市を目指すものです。
- 高齢社会の進展は、今後、高齢者世帯及び一人暮らし老人を一層増加させ、車及び自転車、徒歩による外出・移動を困難にしていきます。市民意識調査で特に満足度が低かった公共交通機関の充実はもちろんのこと、高齢者等の外出をサポートする制度の確立や歩道の整備など外出・移動手段の確保に取り組めます。
- 市民が、元気で過ごせるための健康づくりや運動を推進し、医療費の抑制を図りつつ、団塊の世代を中心とする元気な高齢者が、ボランティア活動やコミュニティビジネスに参加し、子どもの安全確保など地域で支え合う市民活動の活発化を促進します。



## 愛情に満ちたまちプロジェクト【原因対策】

- 原因対策については、自然的な要素が強く、短期間に行政施策の成果を得ることは困難と思われませんが、長期的な視野にたち、地道に粘り強く出生率の向上に結び付く婚活支援、出産支援、子育て相談・支援、教育支援等に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組めます。
- 病院を核にした保健・医療・福祉の包括的なサービス提供を推進していく中で、市民意識調査で要望の高かった産婦人科医・小児科医といった医療体制の確保・充実及び子どもの医療費負担の軽減に取り組めます。
- 共働きの増加、核家族化が進展した現在の子育て世代が働きやすい環境を整備するため、一層の保育制度の充実、勤労者福祉の充実、男女共同参画の推進に取り組めます。



## 市内外の交流が活発なまちプロジェクト【転入促進】

- 住んでみたくなるまちとして、水と緑・花などの癒し空間の整備などの魅力や付加価値を高め、観光交流人口の増加を目指します。すでに多くの観光資源が整備されていることを踏まえ、情報発信力の高いイベントの開催、農業体験・グリーンツーリズムの推進、新たな特産品(物)・観光スポットの開発に取り組みます。
- 若者の転入を促進するため、住宅、道路網や情報通信基盤の整備などの受け皿を整えるとともに、転入者への一定期間の固定資産税の減税など優遇措置による転入促進策に取り組みます。



## 住み続けられるまちプロジェクト【転出抑制】

- 進学、就職、結婚、出産時期にあたる若い世代の市外流出を食い止めるため、企業誘致などによる雇用の場の確保、市民意識調査で満足度が低かった身近で買い物できる環境の改善(商店街再生、商業施設の誘致)に取り組みます。
- 市内での就職は理想ですが、名古屋市、桑名市、大垣市といった近隣都市との隣接性も考慮し、市外への通勤・通学条件の改善・支援、広域交通網の整備、コミュニティバスの広域連携に取り組みます。
- 本市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されているため、大規模災害からの甚大な被害を最小限に抑制し、市民の生命、財産を守るための一層の防災対策や広域的な防災応援体制の強化に取り組みます。
- 災害に強い統合庁舎の整備を進めるとともに行政組織の再編を図り、市民が利用しやすい行政体制づくりと地域の活性化に取り組みます。

## 【政策Ⅰ】

安心して暮らせる

地域医療・福祉のまちづくり

### 【施策】

- ①医療体制の充実
- ②健康づくりの推進
- ③子育て支援体制の充実
- ④障がい者（児）福祉の充実
- ⑤高齢者福祉の充実
- ⑥母子・父子福祉の充実
- ⑦地域福祉の推進
- ⑧社会保障制度の健全な運用

## 施策① 医療体制の充実

### 現状と課題

- 医療体制の充実は、市民の命を守り、安心して生活するための基本的条件として重要な課題です。
- 市内には、平成23年3月末現在、一般病院が1カ所、精神科病院が1カ所、医院（開業医）が20カ所あり、診療所一施設当たり人口はほぼ県平均水準となっています。しかし、市内には、小児科医、産婦人科医、精神科医（夜間）が少なく、それらは大垣市・羽島市・三重県・愛知県に近いことなどから、これら市外・県外の医療機関を利用しているケースが多くなっています。
- また、脳疾患、心疾患などの急性期に対応できる二次医療体制は十分とは言えません。
- 市民が安心して暮らすためには、「かかりつけ医」を持ち、日頃から健康管理、発症予防に努めることがより重要です。また、高リスク者には、病診連携による常に適切な医療の提供を図ることができるようになることが必要です。
- 平成23年3月末現在の救急医療体制としては、市内の医療機関による休日在宅当番医制<sup>※1</sup>、夜間指定当番医制<sup>※2</sup>、西濃圏域での第二次救急病院群輪番制<sup>※3</sup>、精神科当番制<sup>※4</sup>、大垣市民病院による小児夜間急患医療体制<sup>※5</sup>が実施されており、その利用者も毎年多いことから引き続き市内外の医療機関との連携が必要です。（表1参照）
- また、県の広域災害、救急医療情報システムによる情報提供を行っており、その利用啓発も必要です。
- 脳血管疾患や心疾患、人工透析などが増加していますが、高血糖・脂質異常・高血圧・肥満等を放置し、動脈硬化が重症化したことが主要原因のため、生活習慣の改善や生活習慣病の治療を行い重症化を予防する専門外来などが必要です。

※1 休日在宅当番医制 休日の初期医療に対応するための海津市医師会の医療機関（開業医）による当番医制（海津市と海津市医師会の委託契約による運営）

※2 夜間指定当番医制 夜間の初期医療に対応するための海津市医師会の医療機関（海津市医師会病院）による指定当番医制（海津市と海津市医師会の委託契約による運営）

※3 第二次救急病院群輪番制 休日・夜間の第二次救急医療（入院や手術を要する症例に対する医療）に対応するための西濃圏域の病院による輪番制（西濃圏域市町の負担金による運営）

※4 精神科当番制 休日・夜間の精神科治療に対応するための西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制

※5 小児夜間急患医療体制 小児の初期医療・第二次救急医療に対応するための大垣市民病院内での小児夜間救急室開設（西濃圏域市町の負担金による運営）

表1 本市の救急医療体制利用実績

(単位:人)							
	休日在宅 当番医制	夜間指定当番医制		第二次救急病院群輪番制		小児夜間急患医療体制	
			うち海津市民		うち海津市医師会病院		うち海津市民
平成18年度	608	2,437	2,143	3,877	99	-	-
平成19年度	699	2,218	1,957	3,323	85	-	-
平成20年度	721	1,985	1,742	3,075	75	-	-
平成21年度	712	1,931	1,717	3,066	86	1,622	129
平成22年度	642	1,743	1,551	2,486	75	1,461	84

資料:健康課 ※西濃圏域市町での小児夜間救急体制への負担金支出は平成21年度より

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①市内医療体制の充実
- ②生活習慣病重症化予防医療体制の推進

## 基本方針

増大かつ専門化しつつある医療需要に応え、地域で質の高い医療サービスが受けられるよう、各医療機関との連携体制強化を促進するとともに、救急医療体制の整備・充実を図ります。

## 施策の内容

### ①市内医療体制の充実

- 地域の高度かつ専門的な医療や検診体制確保のため、海津市医師会病院に対し医療機器購入費用の助成を行います。
- 市民の高度な医療の確保、手術後の社会復帰をスムーズに行うリハビリや診療ケア体制の強化を図るため、市内の診療所が市外の専門医療機関との病診連携を積極的に進めるよう医師会を通して要請を行います。
- 休日・夜間等における時間外診療を確保するため、市内の医療機関による休日在宅当番医制、夜間指定当番医制、西濃圏域での第二次救急病院群輪番制、精神科当番制及び大垣市民病院による小児夜間急患医療体制の継続を支援していきます。
- 市民等への救急搬送体制がスムーズに行えるよう県が実施している救急医療情報システムの効果的な活用及び機能の充実を要請していきます。
- 全国的に輸血用血液が不足していることに対し、献血に対する啓発活動を強化していきます。

### ②生活習慣病重症化予防医療体制の推進

- 生活習慣病などの予防及び重症化防止のために、海津市医師会病院に対して糖尿病教室の継続、その他専門外来の充実を要望し、その充実に対し支援していくとともに、市民には健康意識を高める啓発活動を行います。

- 市内医師会と協力し、市民が日頃から安心して相談ができる「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局」、「かかりつけ歯科医」を持てるよう啓発を強化していきます。とりわけ高リスク者に対しては、かかりつけ医を持つなどの保健指導の強化を図り、生活習慣病が重症化しないよう早期治療につなげます。

### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「救急医療体制の状況(夜間・事故等)」について、不満と回答した市民の割合	%	31.4	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。		
市民アンケート調査で、「医療サービス(医療機関の便利さ等)」について、不満と回答した市民の割合	%	28.2	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。		
救急医療の利用者数	人	2,135	2,200
指標の説明又は値の計算式	海津市医師会病院・海津市医師会において休日・夜間に救急医療を利用した市民の延べ人数／年間		

## 施策② 健康づくりの推進

### 現状と課題

- 健康づくりの推進は、すべての市民が生き生きと暮らすための基本的条件であり、合わせて国民健康保険特別会計や介護保険特別会計の健全化にとっても重要な課題です。
- 本市の市民の死亡原因は、「悪性新生物（がん）」、「脳血管疾患」、「心疾患」などが、県の人口10万人当たりの死亡者数と比べて多い傾向にあります。（表2参照）
- 平成22年度の特定健診受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）及びその予備群該当者の割合は全受診者の約1/4を占めています。
- 適正体重を維持するための運動の実施、食事の摂り方や栄養などについて引き続き指導していく必要があります。
- 病気の早期発見・治療を行うため、海津市医師会病院への医療機器整備費補助とあわせて各種検診制度の充実を図っていますが、市民の受診率が低い状況です。（表3参照）
- 競争社会等での過度なストレスにより、「そう・うつ」といった精神疾患も同様に多くなっており、こころの相談等精神のケアや適切なストレス解消指導が課題です。
- 「自分の健康は自分で守る」という基本的な考え方に基づいて、一人ひとりの健康づくり活動や病気発症の予防に一層支援していく必要があります。
- 西濃圏域では、毎年食中毒が発生していることなどから、引き続き営業者や市民へ食品衛生に関する知識の普及と啓発を行い、安全な食生活を支援していく必要があります。
- 市民の利便性を高めるため、複数の保健センター拠点で各種保健サービスを提供している状況にありますが、この体制には人員配置や情報管理、セキュリティーなどの問題があります。市民が利用しやすいように十分配慮しながら効率的な体制を構築していくことが課題です。
- 人と接する機会が増加する中で感染症が増加しており、感染症に関する情報提供を徹底し、感染症の正しい知識や予防接種の必要性など予防方法の啓発・普及に努め、必要に応じてワクチン接種を迅速かつ的確に推進する必要があります。
- 少子化や核家族化の進展により、周りに相談をする事が出来ずに子育ての仕方や子どもの成長・発達に不安を感じる保護者が増えていることから、各専門職による相談、家庭訪問や各種学級などによる正しい知識の普及と、安心・安全で楽しく子育てができる環境、ネットワークづくりなど母子保健事業の充実が課題となっています。

表2 本市の原因別死亡者数及び人口10万人当たりの県との比較

(単位:人)									
	悪性新生物(がん)			脳血管疾患			心疾患		
	実数	人口10万人対		実数	人口10万人対		実数	人口10万人対	
		本市	岐阜県		本市	岐阜県		本市	岐阜県
平成19年	132	342.0	266.0	46	119.0	101.4	62	161.0	155.3
平成20年	117	305.4	272.4	43	112.2	100.4	77	201.0	162.4
平成21年	100	264.0	279.5	42	110.9	100.3	83	219.1	154.0

	糖尿病			自殺		
	実数	人口10万人対		実数	人口10万人対	
		本市	岐阜県		本市	岐阜県
平成19年	5	13.0	9.9	6	16.0	21.7
平成20年	8	20.9	10.3	14	36.5	22.7
平成21年	2	5.3	10.3	9	23.8	23.1

資料:「西濃地域の公衆衛生」

表3 本市の主な検(健)診の受診率

(単位:%)							
	がん検診					生活習慣病健診	特定健診
	胃	大腸	乳	子宮	肺		
平成19年度	12.4	19.7	14.6	15.2	6.6	18.0	-
平成20年度	12.3	21.3	17.5	16.8	5.8	27.5	23.4
平成21年度	13.1	23.1	20.6	20.0	6.4	16.6	23.2

資料:健康課

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①生活習慣病予防・健康づくりの充実
- ②健康診査の受診率向上
- ③疾病予防の推進
- ④母子保健事業の充実
- ⑤保健センター拠点の効率化の推進

## 基本方針

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、生活習慣改善への啓発や健康に関する情報提供の充実、手軽に実施できる健康づくり活動の普及など保健サービスの充実や市民のニーズを踏まえた情報提供に努めます。

## 施策の内容

### ①生活習慣病予防・健康づくりの充実

- サイズダウン教室や運動を習慣づける健康教室を開催したり、各種の運動自主グループをサポートすることにより、日常的な運動習慣の定着を図ります。
- 栄養教室や親子料理教室、食生活改善協議会の事業などを通じ、ライフステージに応じバランスのとれた栄養と食生活について理解を深めます。

- こころの相談事業や保健所・精神科病院などとの連携により、精神のケアを図り、こころの健康づくりを推進します。

## ②健康診査の受診率向上

- 疾病の早期発見・早期治療のため、各種検診未受診者・要精検者への訪問・電話・郵便などによる個別勧奨を実施し、検診の重要性について啓発を図ります。

## ③疾病予防の推進

- ウイルスが原因の疾病についての適切な情報提供を行い、任意予防接種についても必要に応じその接種費用の助成を行うなど、重大な疾病の予防・まん延防止を図ります。
- 食中毒防止パレード、食品衛生の知識・技術修得など、食品衛生協会の事業を通じ食品衛生思想の普及・啓発、食中毒防止に努めます。

## ④母子保健事業の充実

- 子どもの健康に由来する子育て不安を解消するために、各種教室・検診の充実、保健師や母子保健推進員の相談訪問を積極的に実施します。
- 子どもの発達に不安を感じる保護者のために、関係機関・関係部署との連携を図り、より充実したサポート体制を整えます。

## ⑤保健センター拠点の効率化の推進

- 集団予防接種、乳幼児健診・教室など現在3カ所の拠点(市保健センター、海津総合福祉会館「ひまわり」保健センター部門、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」保健センター部門)で実施しているサービスについて、市民の利便性を図りながら、より効率的な実施を図るため、統廃合を進めます。

## 個別計画

- かいづ健康づくりプラン

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「保健サービス(検診・予防接種等)」について、不満と回答した市民の割合	%	15.0	15.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
特定健診の受診率	%	23.1	65.0
指標の説明又は値の計算式	国保加入者の40歳から74歳の基本健康診査の受診率向上に努める。		

## 施策③ 子育て支援体制の充実

### 現状と課題

- 子育て支援体制の充実は、少子化の原因対策の重要な課題であるとともに、社会の宝である子どもの健やかな成長を支えるために重要な課題です。
- 本市の保育サービスは、近年、待機児童がない状態が続いており、共働き家庭が安心して子どもを預けられる環境がおおむね整っています。
- 近隣市町に比べて、延長保育、病児病後児保育、一時預かり及び地域子育て支援拠点事業など多種の保育サービスが提供できていますが、未実施の「休日保育」に市民ニーズがあります。
- 人口減少・子どもの減少の一層の進展が予想される中で、幼稚園・保育園の適正な配置についての課題があります。
- 幼稚園・保育園の過程において、生涯にわたる人格形成が作られる時期である為、就学前教育の充実に力を入れています。
- 次代の社会を担う子どもが健全に生まれ、成長するための環境整備を推進するためには、総合的な計画である「海津市次世代育成支援後期行動計画」の確実な進行管理が必要です。
- 地域みんなで子どもに関わり、地域の子育て力をより向上させる必要があります。
- 全小学校区で実施している留守家庭児童教室については、対象児童の学年の拡大を行っています。
- また、核家族化の進展や子どもを巡る社会環境の変化などから育児不安、児童虐待などが増加傾向にあります。
- 本市でも、虐待等を早期に発見し、深刻化を防ぐため、家庭相談室を設置して相談・支援を行っていますが、相談件数は年々増加傾向にあります。
- 近年の景気悪化の影響もあり子育て家庭での経済的負担感が高まっています。そのため本市は、平成23年1月より乳幼児等医療を中学3年生まで対象年齢を拡大し、医療費の一部を助成することにより子育て家庭への経済的負担の軽減を図っています。
- 自治会等の管理によるちびっこ広場（市内に67カ所）は定期的に遊具等の検査を行い、安心・安全を確保しています。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①多様な保育サービスの充実
- ②地域子育て力の向上
- ③放課後児童対策の充実

- ④児童虐待等防止ネットワークの充実
- ⑤子育て相談体制の充実と交流の促進
- ⑥次世代育成支援行動計画の確実な推進
- ⑦子育て家庭への経済的負担の軽減
- ⑧子どもの遊び場の適切な維持

## 基本方針

保育サービスの充実、子育て支援施設の充実などにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、児童虐待問題に対応するために関係機関と連携して迅速に対応できる体制の強化に努めます。

## 施策の内容

### ①多様な保育サービスの充実

- 保育園において、既に実施している低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの充実に加え、休日保育など保護者のニーズに対応した特別保育サービスの提供を検討します。

### ②地域子育て力の向上

- 子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりを目指して、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。
- 会員による援助が受けられるファミリーサポートセンター事業の実施を目指します。また、取り組みに対応して市民の子育てボランティアの育成・市民への周知や活用の促進を図ります。

### ③放課後児童対策の充実

- 放課後に子どもを見てもらえる親族や知人がいない共働きの家庭の増加に伴い、対象年齢の拡充など多様なニーズに対応した放課後児童対策を充実します。

### ④児童虐待等防止ネットワークの充実

- 育児放棄などの児童虐待等に関する早期発見と適切な保護又は支援ができるよう定期的に各機関との情報交換を行うなど児童虐待等防止ネットワークの強化を図ります。

### ⑤子育て相談体制の充実と交流の促進

- 個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

### ⑥次世代育成支援行動計画の確実な推進

- 次世代育成支援推進協議会を開催して、計画の進行状況を報告し意見を聴取し、確実な推進を図ります。また、国の方針に基づき次期「次世代育成支援行動計画」の策定

を進め、その推進を図ります。

### ⑦子育て家庭への経済的負担の軽減

- 乳幼児等医療として、通院・入院とも中学3年生まで引き続き医療費の一部助成を行います。
- 第3子以降の誕生及び小学校入学の際には子宝祝金を支給し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

### ⑧子どもの遊び場の適切な維持

- 自治会等がちびっこ広場を管理できるよう補助金を交付するとともに、その管理状況の定期的な点検を行い、適正に運営されるよう指導していきます。

## 個別計画

- 海津市次世代育成支援行動計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「子育て環境(保育・医療・社会教育等)の状況」について、不満と回答した市民の割合	%	20.2	20.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
休日保育実施保育所数	所	0	1
指標の説明又は値の計算式	休日保育事業を実施し、多様な保育サービスの充実に努める。		
子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の利用者数	人	20,519	19,000
指標の説明又は値の計算式	子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の延べ利用者数/年間		

## 施策④ 障がい者(児)福祉の充実

### 現状と課題

- 障がい者(児)福祉の充実は、障がいのある人が、地域社会の一員として自分らしく生活することのできる社会の実現が重要な課題です。
- 身体、知的、精神の障がいにおける手帳所持者が増加しており、市人口に占める割合及び福祉サービス費も年々増加しています。
- 障がいの程度や状況によって求める支援が異なるため、相談支援事業において、関係機関との連携を図り、そのニーズを的確に把握し適切な自立支援を行う必要があります。
- 障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようコミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付・貸与、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業といった地域生活支援を実施しており、継続する必要があります。
- 市内には、平成22年現在、訪問系サービス事業所が2カ所、日中活動サービス事業所が2カ所、児童デイサービス施設が3カ所、短期入所施設が2カ所、共同生活介護・共同生活援助施設が2カ所、知的障害者通所授産施設が1カ所あります。
- しかし、就労系の事業所に偏っており、介護系の福祉サービスが求められています。
- また、サービス事業者が少なく、介護系、就労系とも定員に対して利用希望者が多く、市外施設の利用者又は待機者が増加しており、障がいのある人が自立した生活を送るには不十分な状況で、障がい者が地域で安心して生活できる環境を整備していくことが必要です。
- 障がいのある人、特に精神障がい等のある人に対しては、偏見や差別があるなど市民の理解が得られないことがあります。
- また、障がいのある人が安心して生活できるように必要とする医療費の助成やサービスに関する情報の提供や窓口相談などの支援体制の整備の必要があります。
- 療育システム推進委員会の設置により、障がい児の早期発見、早期療育を図るために、体制づくりを進める必要があります。
- 市内には3カ所の児童デイサービス施設がありますが、運営形態に違いなどがあり、市民の利用に配慮しながら効率的な体制を整備していく必要があります。
- 不登校、ひきこもりの中には、発達障がいについての理解のなさが原因でおこることもあることから、早期から特徴をふまえたかかわりをもつことが重要です。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①自立支援の充実
- ②地域生活の支援
- ③障がい者への市民理解の向上
- ④障がい児の療育体制の推進
- ⑤障がい者関連計画の確実な進行管理

## 基本方針

障がい者（児）が、地域で安心して生活できるよう、施設の整備、各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図ります。また、障がい者の就労や社会参加等を通じた自己実現を支援します。

## 施策の内容

### ①自立支援の充実

- 障がい福祉サービスへのニーズを把握するとともに、ニーズに対応した障がい福祉サービスの供給体制の充実を図ります。
- 障がい者が身近な地域において、きめ細かな指導や援助で自立できるように、知的障害者通所授産施設「はばたき」の整備促進に努めます。
- 障がい者及び家族の負担を軽減するため、特別障害者手当等の各種福祉手当や助成制度の周知を図ります。

### ②地域生活の支援

- 保健・医療、教育、福祉、地域などの連携を強化し相談窓口の充実を図るとともに、専門的な相談にも対応でき、障がいのある人が相談しやすく、情報が得やすい相談・支援体制の整備を進めます。
- 障がいのある人の地域生活を支援していくうえで必要とされるサービス（地域生活支援事業）の提供を行います。
- 障がいのある人の就労や社会参加を積極的に支援します。
- 障がい児のタイムケアの充実を図ります。
- 障がい者への生活支援を充実するため、社会福祉協議会等と連携して市民ボランティア参加の活動を一層啓発していきます。

### ③障がい者への市民理解の向上

- ノーマライゼーション理念の定着に向けた広報・啓発活動を充実するとともに、学校等における福祉教育や障がいのある人もない人も参加できるふれあい交流事業等により、多くの市民の参加を得ながら啓発・広報活動を推進していきます。
- ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現をめざします。

#### ④障がい児の療育体制の推進

- 海津市療育システム推進委員会を活性化させ、関係機関の連携・ネットワークにより、障がいの「早期発見・早期療育」を推進していきます。
- 本人と家族が安心して地域で暮らしていくことができるように、相談事業等の充実を図り、総合的に支援していきます。
- 発達障がいに対する理解を深め、適切な支援を行うため、講演会・研修会等を開催します。
- 「発達支援センター（仮称）」の開設により、保健・福祉・教育のステージに分かれた支援体制の一本化を図り、途切れのない障がい児（者）支援を目指します。

#### ⑤障がい者関連計画の確実な進行管理

- 海津市地域自立支援協議会において、障がい者が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障がい福祉に関するシステム等について協議を行い、「海津市障がい者計画」、「海津市障がい福祉計画」を推進していきます。

#### 個別計画

- 海津市障がい者計画
- 海津市障がい福祉計画

#### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年度 (計画従前値)	平成 28 年度 (計画目標値)
障害福祉サービス費の利用者数	人	5,003	5,100
指標の説明又は値の計算式	障害福祉サービス費の利用者延べ人数／年間		

## 施策⑤ 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

- 高齢者福祉の充実は、高齢社会の急速な進展に伴い高齢者がいきいきと地域で暮らすための重要な課題です。
- 本市の65歳以上の高齢者の割合は、平成22年4月1日現在で23%（8,972人）であり、およそ4.5人に1人が高齢者となっています。
- 要介護認定者は増加傾向にあり、それに伴い介護サービスの提供が増加し、介護給付費も増加してきています。介護保険特別会計の財政状況は非常に厳しく、このままでは、介護サービスの提供がニーズに対応しきれなくなる恐れもあり、更には介護保険料の市民負担の増加を検討しなければならない状況です。（表4参照）
- 市民には必要に応じ適切なサービス利用を促すとともに、介護が必要とならないよう介護予防事業の重要性が高まっています。
- 平成18年度より介護予防を目的とする地域支援事業を行っていますが、介護予防事業の参加者は少なく、あまり普及していません。
- 地域包括支援センターを平成18年度に設置し、平成21年度までは市社会福祉協議会に委託し事業を推進してきましたが、介護予防事業を強化するため、人員を確保し平成22年度より委託から直営方式に改め、これまで以上に質の高い高齢者サービスが提供できるよう取り組んでいます。
- 介護予防と併せて、高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう老人クラブやシルバー人材センターなどの生きがい活動や交流活動の支援を進めていくことが大切です。また、高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らし、介護や支援が必要となった時には地域ぐるみで支えていく環境を整える必要があります。
- 特別養護老人ホーム「サンリバー松風苑」は、昭和63年5月に開苑してから20年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、恒常的に修繕等が必要な状況です。
- 特別養護老人ホーム「サンリバー松風苑」、老人保健施設「サンリバーはつらつ」は、ともに入所待機者が非常に多い状態であり、次期「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定時には入所待機者解消に向けた検討が必要です。
- また、南濃総合福祉会館「ゆとりの森」、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」において、高齢者の生きがい活動の支援を図っています。

表4 本市の要介護認定者数の推移

区分	40歳～64歳の人口(人)		65歳以上の人口(人)		
		内 認定者数		内 認定者数	認定率(%)
平成18年度	14,393	47	8,388	1,153	13.7
平成19年度	14,223	41	8,500	1,235	14.5
平成20年度	14,180	52	8,698	1,279	14.7
平成21年度	13,993	57	8,791	1,304	14.8
平成22年度	13,867	58	8,972	1,297	14.5
資料:高齢福祉課			※各年度4月1日現在		

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①介護保険の健全化
- ②高齢者の健康保持・介護予防の推進
- ③高齢者の生きがい活動・交流活動の支援
- ④高齢者の地域生活の支援
- ⑤老人福祉施設等の維持・充実
- ⑥海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の確実な進行管理

## 基本方針

介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行を予防する取り組みを推進します。また、地域包括支援センターを中心とする地域でのケア体制、介護保険サービスの充実を図ります。

## 施策の内容

### ①介護保険の健全化

- 必要なサービスを必要な時に提供できるよう調査・認定を迅速かつ公正に行うとともに、必要以上のサービス利用がなされないよう利用状況の把握に努めます。
- 制度の内容・趣旨の周知を図るため、積極的なPR活動を行います。

### ②高齢者の健康保持・介護予防の推進

- 地域包括支援センターを核とし、保健・福祉・医療機関の連携を図りながら一貫性・連続性のある効果的な介護予防事業を行い、寝たきりや認知症高齢者を増やさないように努めます。

### ③高齢者の生きがい活動・交流活動の支援

- 多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うための敬老会を開催します。長寿褒賞については、継続に努めます。
- 老人クラブ・各種サークルなどの活動を支援し、活動しやすい環境整備に努めます。
- これまで培った技術や経験を社会で発揮できるようシルバー人材センターの支援を行うとともに、多様な高齢者生きがい活動・交流活動を支援します。

#### ④高齢者の地域生活の支援

- 社会的援護が必要な一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等に対して、生活の不安を取り除くために配食サービス、緊急通報システムの設置及びおむつ給付などの生活支援サービスを進めます。
- 寝たきり等の高齢者を在宅で介護する家族介護者に対して、介護の負担軽減の為の慰労を図ります。
- 家庭的事情及び経済的な理由などにより、在宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、適正な入所措置を図ります。
- 高齢者が安心して生活できるよう市民ボランティア活動の機会の提供を図るとともに、そうした活動への積極的参加を啓発していきます。

#### ⑤老人福祉施設等の維持・充実

- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、老人福祉センター及びデイサービスセンター等については、定期的に保守点検等を実施し、適切な施設の維持管理に努めます。
- 老人福祉施設「海津苑」については、引き続き、指定管理者制度による施設管理を行います。

#### ⑥海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の確実な進行管理

- 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で日常生活が送れるよう、日常生活圏域における介護サービス体制の整備を促進します。
- 本市が介護保険事業者として運営する施設で提供するサービスは、引き続き実施していきます。
- 市民のニーズに対応した第5期計画の策定を進めます。

### 個別計画

- 海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「高齢者が住みやすい環境（バリアフリー等）の状況」について、不満と回答した市民の割合	%	31.4	20.0
指標の説明又は値の計算式	80対20の法則により、不満を20%以下に抑えるよう努める。		
シルバー人材センター登録会員就業率	%	70.8	75.0
指標の説明又は値の計算式	シルバー人材センター登録会員の就業率向上に努める。		
生きがい活動支援通所事業参加率	%	17.8	20.0
指標の説明又は値の計算式	生きがい活動支援通所事業の参加率向上に努める。		

## 施策⑥ 母子・父子福祉の充実

### 現状と課題

- 母子・父子福祉の充実は、ひとり親家庭の子どもの健全育成を図ることによって全ての市民が豊かな生活を実現する上で重要な課題です。
- 本市の母子世帯は、平成18年度に194世帯であったのが平成22年度には225世帯、父子世帯は、平成18年度に64世帯であったのが平成22年度には72世帯と、いずれも年々増加しています。
- ひとり親家庭の生活は、家事・育児・就労すべての事を一人で対応せざるを得ないため、育児については、一般家庭以上に支援が必要です。
- 母子家庭の場合は、非正規雇用者である場合が多く経済的に不安定な状況におかれています。こうした世帯が経済的に自立できるよう、技能習得や資格習得のための「教育訓練給付金」、「高等技能訓練促進費給付金」の支給及び自立に向けた情報提供や生活の安定に資する支援を強化する必要があります。
- しかし、子どもの年齢が低いと、こうした資格取得の時間を持つことが困難であり、子育て支援施策との連携が不可欠です。そのため、県の母子・寡婦福祉資金貸付金制度の周知を図るなど、母子家庭に対する経済的自立の支援をしていく必要があります。
- 父子家庭の場合は、経済的な問題のほかに家事、子育ての悩みが多く、相談・指導の充実が求められます。
- さらに、子どもの権利を尊重する視点からも、ひとり親家庭の生活・医療・就職、児童の教育・就学・就職などあらゆる相談など気軽に利用できるような相談窓口等の体制整備が求められます。
- 現在、母子自立支援員1名を設置し、ひとり親家庭の相談・指導による支援をしています。(表5参照)
- 児童扶養手当が、平成22年8月1日より父子家庭も対象となり、所得の状況に応じた手当を支給しています。

表5 本市のひとり親家庭の相談件数の推移

内 容	(単位:件)				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活一般	31	42	40	133	66
児 童	6	4	7	27	27
経済的支援 生活援護	19	10	10	34	26
その他	3	3	2	1	0
計	59	59	59	195	119

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①ひとり親家庭の生活支援の充実
- ②相談・指導の充実

## 基本方針

母子・父子家庭などのひとり親家庭が自立し、地域で幸福に生活することができるような支援の充実に努めます。

## 施策の内容

### ①ひとり親家庭の生活支援の充実

- ひとり親家庭の家庭状況や所得状況を適正に把握して、子育てのための生活安定を図る児童扶養手当を支給します。また、必要に応じて、県の母子・寡婦福祉資金貸付金制度の利用を促進します。
- 母子家庭の母親の就労に結び付く資格を取得するための教育訓練等に対し、負担軽減のための経済的支援を行います。

### ②相談・指導の充実

- 母子自立支援員を引き続き設置し、ひとり親家庭の個々の実情の把握に努め、ケースに応じた相談や指導を実施して、ひとり親家庭が自立できるよう支援します。
- ひとり親家庭相互が意見交換や情報交換ができる場として市母子寡婦福祉連合会の育成・指導を図ります。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
ひとり親家庭が自立できるよう相談・指導する件数	件	80	100
指標の説明又は値の計算式	母子自立支援員が相談・指導した件数／年間		
ひとり親家庭が自立するための研修を支援した数	件	3	5
指標の説明又は値の計算式	教育訓練給付・高等技能訓練促進給付を受給した件数／年間		

## 施策⑦ 地域福祉の推進

### 現状と課題

- 地域福祉の推進は、市民相互の助け合い精神の醸成のために重要な課題です。
- 平成12年6月、「社会福祉法」第4条で「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。
- 地域福祉は、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが必要です。
- そのためには、市社会福祉協議会を中心としてさまざまな生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的制度による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが重要です。
- 本市は、平成20年1月に「海津市地域福祉計画」を策定し、市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割を分担して、協働しながら「地域ぐるみの福祉」を総合的に推進しています。
- ひとり暮らし世帯、寝たきり・認知症高齢者を抱える家族、高齢者世帯、外国人世帯など、様々な不安や不自由を持ちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するために、民生委員・児童委員やボランティア団体が訪問活動を行っていますが、より一層市民による地域の中での福祉（ボランティア）活動を推進する必要があります。
- 寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人などは、災害や緊急時の避難の際に支援が必要のため、相互扶助の観点からも、災害時要援護者登録台帳を整備し、災害時の安否確認や救助を行う体制づくりを強化しています。
- 近年、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者に対する暴力（DV）などが社会問題となっています。
- 戦没者遺族に対して弔慰金などの手続きを行うとともに、戦没者に対し市民を挙げて追悼の誠を捧げるため、戦没者追悼式を毎年開催し、恒久の平和を祈念しています。
- 福祉事務所の職員については、専門性を高めるため社会福祉主事任用資格の取得を推進しています。

## ○社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①市民参加による地域福祉の仕組みづくり
- ②市民の福祉(ボランティア)活動の支援
- ③相談・支援体制の充実
- ④平和祈念事業の継続
- ⑤福祉施設の適正管理

## 基本方針

市民と市(行政)が協働し、自助・共助・公助の視点による意識啓発や地域福祉活動体制を確立するなど、地域福祉を推進します。

## 施策の内容

## ①市民参加による地域福祉の仕組みづくり

- 市民一人ひとりが、自分らしく安心して自立した生活ができる地域福祉社会を実現するため、次期「地域福祉計画」(平成25～29年度)を策定し積極的に推進します。
- 身近な地域での諸問題を、市民参加により地域で助け合って解決していくために、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の団体支援や、最も身近な隣り近所などによる近隣助け合いネットワークづくりなど「福祉のまち」の仕組みづくりを推進します。
- 地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会の育成・支援を行います。

## ②市民の福祉（ボランティア）活動の支援

- 市社会福祉協議会と連携し、市ボランティアセンターの機能充実を図るとともに、ボランティア活動に意欲のある市民・団体などのボランティア登録を促進します。
- 利用者の必要に応じてNPOなどが行う有償の支援活動の情報提供に努めます。
- 福祉(ボランティア)団体の育成のため、市民の福祉活動を支援します。

## ③相談・支援体制の充実

- 地域住民の見守り活動や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる要援護者の訪問活動のほか、地域における身近な相談活動を促進します。
- プライバシーに配慮しつつ、専門性の高い相談体制づくりのため、福祉事務所職員の社会福祉主事任用資格受講を推進し、職員の資質向上を図ります。

## ④平和祈念事業の継続

- 戦没者遺族に対して弔慰金などの手続きを行うとともに、戦没者に対し市民を挙げて追悼の誠を捧げるため、戦没者追悼式を開催し、恒久の平和を祈念していきます。
- 戦没者遺族に対し、国から交付される各種給付金の申請受付・進達、債券の交付事務などを行うとともに、遺族会に対する補助金の交付事務等を行い、遺族の活動を支援します。

## ⑤福祉施設の適正管理

- 海津総合福祉会館「ひまわり」については、市民福祉の向上を図る観点から適正な維持管理に努めます。

### 個別計画

- 海津市地域福祉計画

### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「福祉サービスや施設整備の状況」について、不満と回答した市民の割合	%	18.7	18.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
ボランティア登録団体数	団体	91	100
指標の説明又は値の計算式	ボランティア登録団体数の増加に努める。		

## 施策⑧ 社会保障制度の健全な運用

### 現状と課題

- 公的年金・医療保険及び公的扶助(生活保護)などの社会保障制度の健全な運用は、市民の健康で文化的な暮らしを支える重要な課題です。
- 本市の国民健康保険の医療費は、加入者の高齢化や医療の高度化などによって年々増加し、国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあります。(表6参照)
- このため、国民健康保険財政の健全化は重要な課題です。また、その一環として医療費の適正化を図るために、特定健診の受診率の向上を図ることが必要です。
- 後期高齢者医療制度廃止後の新しい高齢者医療制度の創設が予定されていることから、その円滑な運営を図るための正確な情報提供や制度の周知が必要となります。
- 国民年金は、老後の生活を安定させるため重要な制度ですが、近年は景気の低迷や制度に対する不信感等から未加入者の増加や保険料の未納が社会的問題となっています。
- そのため、未加入者及び未納者等に対して制度の周知等の啓発を強化する必要があります。
- 本市の低所得者支援については、国の公的制度によって行っていますが、平成22年度末現在の生活保護受給者世帯数は67世帯で、近年の景気低迷等の影響から増加傾向にあり、今後も受給漏れがないよう適切な指導を行っていく必要があります。
- 平成21年10月1日から低所得者支援として、離職者に対する住宅手当等の支援を充実させ自立促進に努めています。

表6 本市の国民健康保険財政の状況

		(単位:百万円)				
項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入	国民健康保険税	1,164	1,189	1,001	1,004	1,062
	国庫支出金	983	976	952	992	996
	療養給付費交付金	538	637	208	162	256
	前期高齢者交付金	0	0	644	717	825
	県支出金	164	172	179	175	216
	共同事業交付金	229	377	455	421	429
	一般会計繰入金	175	197	189	273	389
	基金繰入金	70	86	203	189	0
	その他	170	136	12	44	31
	計	3,493	3,770	3,843	3,977	4,204
歳出	総務費	27	41	26	33	36
	保険給付費	2,331	2,543	2,592	2,690	2,840
	老人保健拠出金	507	528	85	41	10
	後期高齢者支援金	0	0	458	515	491
	前期高齢者納付金	0	0	1	1	1
	介護納付金	249	242	223	214	231
	共同事業拠出金	225	381	401	426	432
	保健事業費	2	7	21	22	21
	その他	22	27	11	19	32
	計	3,363	3,769	3,818	3,961	4,094
差引収支		130	1	25	16	110
実質収支		△ 103	△ 214	△ 179	△ 298	△ 174
基金保有額		477	392	189	0	0

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①国民健康保険財政の健全化
- ②後期高齢者医療制度及び新しい高齢者医療制度の周知徹底
- ③国民年金制度の周知の強化
- ④低所得者支援の充実

### 基本方針

国民健康保険、国民年金、低所得者への支援、介護保険制度などの各種社会保障制度の健全な運用を図ります。

### 施策の内容

#### ①国民健康保険財政の健全化

- 負担の平準化を図るため、保険税率の見直しを図り適正な賦課に努めるとともに、国民健康保険税の滞納者に対する徴収を強化し収納率の向上を図ります。
- 医療費の適正化を図るため、疾病の発症・重症化予防の観点から特定健診の重要性を周知して受診率の向上、支援を必要とする方への保健指導を充実させます。
- レセプト点検の充実強化による財政効果額の向上に努めます。

## ②後期高齢者医療制度及び新しい高齢者医療制度の周知徹底

- 現行の後期高齢者医療制度及び新しい高齢者医療制度に対する市民への正しい理解を得るため、保険者の広域連合等と協力して広報活動を実施します。
- 後期高齢者医療制度及び新しい高齢者医療制度に関する被保険者からの相談や問い合わせに対し、保険者の広域連合等と連携して対応します。

## ③国民年金制度の周知の強化

- 国民年金制度への理解を深めるため、窓口相談活動、広報パンフレットの配布の工夫等広報活動を強化し、未加入者、未納者に対して加入の促進、年金保険料の適正な納付を日本年金機構とともに啓発・指導に努めます。

## ④低所得者支援の充実

- 生活保護世帯への面接指導を充実し、民生委員・児童委員等と連携しながら、低所得者など生活困窮者の自立に必要な助言や指導に努めます。
- 市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度等の活用を促し、自立の援助に努めます。
- 住宅を喪失した離職者等のうち就労技能及び就労意欲のある者に対して、住宅手当を支給し、住宅・就労機会の確保に向け支援に努めます。
- 行旅病人及び死亡人については、病院、警察等関係機関と連携して、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく必要な援護を行います。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
国民健康保険一人当たりの診療費	円	280,186	270,891
指標の説明又は値の計算式	国民健康保険一人当たりの診療費／年額		

## 【政策Ⅱ】

安全で快適な

生活環境のまちづくり

### 【施策】

- ①計画的な土地利用の推進
- ②利便性の高い道路網の整備
- ③防犯対策・交通安全対策の充実
- ④公共交通機関の充実
- ⑤快適な市街地及び集落環境整備の推進
- ⑥防災対策の充実
- ⑦上水道の充実
- ⑧下水道の充実
- ⑨消防・救急体制の充実
- ⑩斎場の整備

## 施策① 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題

- 計画的土地利用の推進は、良好な市街地形成のために必要不可欠な課題です。
- 本市は、山間部の一部を除いてほぼ全域が都市計画区域内に指定されていますが、市街化・市街化調整区域を区分する線引きが行われておらず（非線引き）、かつ用途地域も無指定となっています。
- しかし、都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、他の都市近郊地域に見られるような農地の無秩序な宅地化は抑制されています。
- 本市の土地利用の状況は、農地等が50.6%を占めており、山林・原野が24.7%、河川・水面が13.3%、住宅用地・商業用地・工業用地等宅地が11.4%となっています。
- 集落は、都市計画区域内に広く分散していますが、都市的土地利用は、現在の市役所庁舎（3カ所）の周辺、千代保稲荷神社周辺及び鉄道駅周辺・国道沿線に集中しています。
- 店舗等の商業施設が、旧中心商店街、鉄道駅周辺から幹線道路沿道へとシフトする傾向が若干見られます。
- 本市における可住地人口密度は7.5人/haと低く、都市化の圧力も弱く、今後の土地需要は現況の宅地内において十分対応可能であり、基本構想の土地利用の基本方針に定めるゾーン区分によって住宅・店舗等の立地を既成の市街地・集落周辺で促進していくことにより、現状を維持していくこととしています。
- したがって、今後も開発等による自然環境喪失の可能性は低いと考えられますが、将来にわたって良好な都市環境を保全するためには、計画的土地利用を実現するための方針設定が必要です。
- 登記所に備え付けてある本市の地図は、明治時代に作られたものが多く、現地と大きく相違しており、土地の実態を正確に表していません。
- 土地の有効活用・保全のためには、地籍調査を実施して土地の実態を正確に把握する必要があります。
- 地籍調査は、相続人が多岐にわたる場合や、相続人の特定ができない場合もあり、境界を確認するまでにも多くの時間を費やします。現況と公図が大きく相違している箇所も多く、境界の確定ができない等の問題があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

#### ①土地の適正な把握

#### ②計画的な土地利用の推進

## 基本方針

土地は、市民の暮らしや産業経済活動の場であり、都市の限りある資源でもあることから、本市の歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。

## 施策の内容

### ①土地の適正な把握

- 土地の有効活用・保全のため、土地の開発指導及び土地の実態を正確に把握するため地籍調査事業を進めます。

### ②計画的な土地利用の推進

- 優良な農地の保全を推進するとともに、土地利用構想に合わせて都市計画プランや土地利用計画及び他の関連計画などと調整を図り、良好な自然環境や歴史的風土の保全を図るために、用途地域や特定用途制限区域等の指定、開発指導などの方策について検討します。

## 個別計画

- 海津都市計画区域マスタープラン
- 国土利用計画海津市計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
地籍調査実施率	%	47.2	48.0
指標の説明又は値の計算式	各工程が完了した時点での換算面積による進捗率		

## 施策② 利便性の高い道路網の整備

### 現状と課題

- 利便性の高い道路網の整備は、市民の移動をスムーズに行う手段であり、産業活動の活発化させ、交流人口を高めるために重要な課題です。
- 広域幹線道路として期待される東海環状自動車道西回り線は、工事が平成 19 年度に着工されました。本市は、養老 I C～北勢 I C の中間に位置し、インターチェンジの設置は計画されていませんが、産業・観光振興等のためサービスエリア及びスマートインターの設置を要望していく必要があります。
- 国道 258 号線の 4 車線化は、既に隣接する三重県桑名市と養老町区間(一部を除く)では実施されていますが、本市では平成 22 年度に藤沢・駒野交差点改良工事が実施された以外未実施であり、今後も引き続き 4 車線化整備を国に対し要望していく必要があります。
- 県道については、順次整備が進められていますが、引き続き歩道の設置や橋梁における歩道の新設など歩行者安全性確保の必要があります。
- また、木曾川・長良川への新架橋の整備促進のため、愛知県の近隣市町村と「木曾川・長良川新架橋促進協議会」を設置し両県に要望をしています。新架橋は、広域的・基幹的な社会資本であることから、今後も引き続き積極的に要望をしていく必要があります。
- 市道は、平成 23 年 4 月現在 4,175 路線、総延長 1,151.1 kmあり、その整備促進を図るため幹線道路網の整備計画を策定し、計画的・効率的に実施しています。
- 生活道路の整備及び修繕については、重要性・必要性を考慮しながら実施するよう努めています。
- 狭あいな道路はまだ多くあり、車や歩行者の通行の支障となっているため、順次、狭あい道路の拡幅を行っています。
- さらに老朽化が予測される橋梁については、「海津市橋梁長寿命化修繕計画」を早期に策定し、計画的に予防修繕を実施していく必要があります。
- また、今後の維持管理については、自治会等との連携を強化し、側溝清掃、点検・草刈り等でのボランティア活動を活用する仕組みづくりが必要です。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①東海環状自動車道の整備促進及び国道 258 号線の 4 車線化
- ②県道及び新架橋の整備促進
- ③幹線道路及び生活道路の整備
- ④橋梁長寿命化に向けての整備

## 基本方針

交流を活発化し、まちに活力をもたらす広域幹線道路網の整備を促進するとともに、市民が利用しやすいように市道の整備に努めます。

## 施策の内容

### ①東海環状自動車道の整備促進及び国道 258 号線の 4 車線化

- 東海環状自動車道西回り線の工事促進を県及び関係市町と連携して要望していくとともに、本市にサービスエリア及びスマートインターの整備を引き続き強く要望していきます。
- 国道 258 号線の全線 4 車線化を引き続き強く要望し実現を図ります。

### ②県道及び新架橋の整備促進

- 市内を縦横断し周辺市町を結ぶ広域幹線道路である主要地方道及び一般県道の改良・歩道の設置や橋梁における歩道の新設による歩行者安全性確保等の充実などの整備を引き続き県に要望していきます。
- 混雑度の高い東海大橋、長良川大橋等の渋滞緩和や市内への交通を円滑に処理するため、新架橋の整備促進を「木曾川・長良川新架橋促進協議会」を通じて各県に要望していきます。

### ③幹線道路及び生活道路の整備

- 幹線道路の整備については、幹線道路網の整備計画を再検討し、市内の地域交流や災害時の緊急道路として活用を図れるよう計画的・効率的に利便性の高い道路網整備を推進します。
- 生活道路については、狭あいな道路の改良や老朽化した舗装の補修及び側溝整備等地域のニーズに即しながら重要性・必要性を考慮し整備促進します。また、歩行空間の設置、側溝の改修等交通弱者に配慮した整備に努め、誰もが安全に通行できるよう推進します。
- 生活幹線道路については、道路パトロールを始めとする維持管理体制の強化に努めます。生活道路については自治会等との連携を強化し、新たな市民協働型の維持管理等の仕組みづくりを検討します。
- 市道については、道路台帳整備等適正な管理業務を進めます。

### ④橋梁長寿命化に向けての整備

- 今後多くの老朽化が予測される橋梁に対応するため、「海津市橋梁長寿命化修繕計画」を早期に策定し、従来の事後的な修繕・架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕・架替えに係る費用の縮減を図りつつ、道路網の安全性の確保を図っていきます。

## 個別計画

## ●海津市橋梁長寿命化修繕計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「生活道路の整備状況」について、不満と回答した市民の割合	%	18.6	18.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
市民アンケート調査で、「川・水路・池の整備状況（転落危険防止等）」について、不満と回答した市民の割合	%	21.2	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。		
市民アンケート調査で、「雨水、汚水の排水整備状況」について、不満と回答した市民の割合	%	20.3	20.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
市道幹線道路の整備率	%	76.2	88.0
指標の説明又は値の計算式	幹線道路整備延長÷市道幹線道路全延長		

## 施策③ 防犯対策・交通安全対策の充実

### 現状と課題

- 防犯対策・交通安全対策の充実は、市民みんなが望む「安全・安心」なまちづくりの基本となる重要な課題です。
- 市内における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、近年 550 件前後とおおむね横ばいで推移しており、罪種別でみると窃盗犯が全体の約 8 割を占めています。（表 7 参照）
- その中でも空き巣、事務所荒らし、車上狙い、自販機荒らし等の侵入盗犯が増加傾向にあるほか、還付金詐欺など新たな手口の振り込め詐欺も出現しており、市民の防犯意識高揚のための啓発強化が求められています。
- そのために、警察署の「地域安全ニュース」など防犯対策の諸活動に協力する「海津地区防犯協会」の運営及び活動に要する経費に補助金を交付することで、市民への情報提供が行われているほか、NPO 団体がインターネットを通じて犯罪発生場所等を伝えており、注意を呼びかけています。
- また、夜間でも安心して街路を通行できるよう、区や自治会からの要望により防犯灯の設置を行っています。
- しかし、人口減少や高齢化のために地域防犯抑止力が低下しており、抜本的な対応が求められています。
- 一方、市内における交通事故発生件数は、近年、全体としては減少していますが、高齢者の交通事故は増加の傾向にあります。（表 8 参照）
- 交通安全意識を高めるため、子どもや高齢者を対象とした交通安全講習会や事故防止街頭啓発活動等を実施する「海津地区交通安全協会」の運営及び活動に要する経費に補助金を交付しているほか、チャイルドシート購入者に対して補助金を交付しています。
- また、交通事故発生件数の更なる減少を目指して、転落防止柵、ガードパイプ、カーブミラー、道路標識、区画線等の交通安全施設を充実する必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①防犯意識の高揚
- ②防犯設備の整備
- ③交通安全意識の高揚
- ④交通安全施設の整備

表7 本市の犯罪発生状況の推移

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
犯罪件数合計(件)	562	550	518	532	387
凶犯罪	5	0	1	6	0
粗暴犯	5	11	5	5	10
窃盗犯	400	401	386	443	309
知能犯	25	25	13	6	8
風俗犯	0	3	4	3	0
その他の刑法犯	127	110	109	69	60

資料:海津警察署

表8 本市の交通事故発生状況の推移

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
発生件数(件)	1,267	1,236	1,161	1,177	1,148
人身	251	228	190	193	184
物損	1,016	1,008	971	984	964
死亡者(人)	5	7	2	3	1
負傷者(人)	352	352	319	291	276

資料:海津警察署

## 基本方針

市民の防犯や交通安全意識の高揚を図り、一人ひとりの注意を喚起するとともに、地域での防犯活動の強化や、交通安全施設等の充実を図るなど、安全で安心して暮らせる市民生活の実現に努めます。

## 施策の内容

### ①防犯意識の高揚

- 市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、市報「かいづ」やホームページ、防犯チラシ等、各種媒体を活用した広報啓発を行います。
- 地域防犯抑止力を強化するため、海津警察署・海津地区防犯協会と連携して不審者への声かけ、不審者通報活動、外出時の隣人への声かけの強化等を図るとともに、散歩時間とタイアップした子どもの登下校の見守り活動、市民ぐるみの防犯パトロールの実施等について要請していきます。
- 犯罪や非行を犯した人達の更生や青少年非行の防止活動など、犯罪や非行のない明るい社会を築くための市民運動を推進します。
- 消費者トラブルの多様化・複雑化による消費者生活相談が増加傾向にあり、消費生活

に伴うトラブルを未然に防止するため、情報提供などの消費者への啓発活動に努めます。また、消費者トラブルの未然防止や消費者の不安軽減のため、消費生活に関する相談体制の充実を図ります。

## ②防犯設備の整備

- 犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、自治会などと連携して、防犯灯の増設を進めます。

## ③交通安全意識の高揚

- 交通事故の発生を防止するため、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、海津警察署・海津地区交通安全協会との連携により、啓発車による安全啓発パトロール、街頭指導等交通安全運動を展開するなど交通安全意識の高揚を図っていきます。
- 乳幼児の交通死亡事故防止と保護者の経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシート購入補助や高齢者の免許証返還に伴う乗車券配布を今後も継続します。

## ④交通安全施設の整備

- 警察などの関係機関と連携しながら、事故多発地点や危険個所を中心に、信号機、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備や関係機関への要望を進めます。

## 施策の成果指標

成果指標		単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「防犯対策（防犯灯設置・犯罪防止等）」について、不満と回答した市民の割合		%	26.5	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。			
市民アンケート調査で、「交通安全施設（横断歩道・信号機・ガードレール・カーブミラー等）」について、不満と回答した市民の割合		%	24.5	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。			
交通事故発生死傷者数		人	277	260
指標の説明又は値の計算式	毎年、前年の 1%減に努める。			
刑法犯認知件数		件	532 (H21)	496
指標の説明又は値の計算式	毎年、前年の 1%減に努める。			

## 施策④ 公共交通機関の充実

### 現状と課題

- 公共交通機関の充実は、市民の日常生活の利便性を高めるとともに、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止を図る上で重要な課題です。
- 地域の基幹的な公共交通を担っている養老鉄道(株)に対し、沿線市町(本市・大垣市・養老町・神戸町・揖斐川町・池田町・三重県桑名市)が運営費の支援を行っています。
- 本市内には、養老鉄道の駅として美濃津屋、駒野、美濃山崎、石津、美濃松山の5駅が設置されており、1日の鉄道利用者は約3,000人あります。
- 利用者の多くは通勤・通学者であり、養老鉄道は市民の重要な交通手段としての役割を担っており、廃線となった場合の影響は大きく、したがって今後も存続していくための必要な施策を実施していくことが求められます。
- また、養老鉄道の快適な利用を進めるため、美濃津屋、美濃山崎、美濃松山の3駅のトイレについては、地元自治会に依頼して日常の清掃管理を行うとともに、地域のボランティアによる駅周辺の清掃・美化活動を行っています。
- 名阪近鉄バス海津線は、海津・平田町地内と大垣市内を結ぶ唯一の路線バスです。
- 近年、利用者の減少による経常収益の減少から廃線も検討されていますが、養老鉄道同様、通勤・通学者や車を持たない・乗れない市民にとっては必要不可欠な交通手段であり、引き続き存続のための支援をしていく必要があります。
- 平成22年現在、コミュニティバスは全8路線18系統で運行しており、年間14万人が利用しています。
- 今後、ますます高齢社会が進展することから高齢者等の交通弱者のニーズに合った運行経路の見直しを行い、更なる利用促進を図り、利便性の向上に努めていく必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①公共交通手段の確保
- ②公共交通の利便性の向上

### 基本方針

養老鉄道や路線バスの存続・充実を関係機関に要望します。

また、地域内のコミュニティバスを市民ニーズに合った運行体系とするよう努め、利便性向上を図ります。

## 施策の内容

### ①公共交通手段の確保

- 養老鉄道及び路線バスについては、沿線自治体と協力して運営補助を継続するとともに、関係市民と連携してイベント開催や各種切符の発行等を通して利用促進を図ります。

### ②公共交通の利便性の向上

- 養老鉄道の美濃津屋、美濃山崎、美濃松山の3駅のトイレ及び駅舎、駅周辺広場及び道路については、引き続き地元自治会や地域のボランティアと連携・協働し、快適に利用できるよう管理していきます。
- 市民の利用状況及び要望事項等を踏まえて適切に路線・運行時間・運行方法等の見直しを行い、市民のニーズに合ったコミュニティバスの運行体系を確立し、利便性の向上に努めます。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「公共交通機関(電車・バス)」の「便利さ」について、不満と回答した市民の割合	%	59.1	30.0
指標の説明又は値の計算式	80対20の法則により、10年かけて不満を20%まで下げる目標とし、5年ではその中間の値とする。		
コミュニティバス年間乗客数	人	140,312	148,900
指標の説明又は値の計算式	人口減少の折、毎年、前年の1%増に努める。		

## 施策⑤ 快適な市街地及び集落環境整備の推進

### 現状と課題

- 快適な市街地及び集落環境整備の推進は、市民の豊かな都市生活を支える基礎的条件であり、人口増加策にとって重要な課題です。
- 本市の集落は、市内全域に広く分散していますが、その中でも相対的に都市的土地利用の比率が高い地域（以下、「市街地」という。）は、市役所庁舎（3カ所）の周辺にまとまりを持って形成されています。
- 市街地には、公共公益施設等が集中的に配置されていますが、今後は本市の核となる地域を明確にし、輪郭のはっきりとしたコンパクトな都市形成を図る必要があります。
- 養老鉄道の駅周辺や市街地においては、その多くで商業機能の閉鎖が進んでおり、駅周辺及び中心市街地での人口・産業の空洞化が進んでいます。
- 今まで我が国で遅れていた景観整備のために景観法が制定され、全国どこでも市民・自治体の主体的努力による美しい景観整備が可能となりました。
- 本市は、現在、水郷景観、農村景観、山地景観などの優れた自然環境と伝統に育まれた景観を有していますが、農業、林業の置かれた環境は厳しく、住宅の老朽化や世帯分離、居住者の高齢化などから現在の住宅の維持管理の困難化や無秩序な住宅建設のため、農村集落の景観等の悪化の恐れがあり、その対応が必要です。
- 市営住宅の老朽化が進んでおり、長く使用するための修繕を行いながら適切に維持管理をする必要がありますが、民間開発団地の空洞化も進んでおり、従来のような低所得者世帯向けの新たな市営住宅の建設の必要性が見いだせない状況です。
- 市民の憩いの場であり、スポーツ・レクリエーション機能、防災機能を提供する公園は、安全で心豊かな市民生活を営むために大切な役割を果たすものです。
- 本市には、都市緑地（平田リバーサイドプラザ）、近隣公園（平田公園）、身近な街区公園など19の都市公園があります。（表9参照）
- しかし、都市公園の中には遊具等設備の老朽化や陳腐化が進んでいるものもあり、市民要望に沿った更新が必要です。
- この他にも、揖斐関ヶ原養老国定公園、千本松原県立自然公園、国営木曾三川公園中央水郷地区（木曾三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター）などがあり、これら公園・緑地は、市の要望を踏まえて適切な維持管理のもと安全かつ快適な環境の確保が必要です。

表9 本市の都市公園一覧

公園名	所在地
城跡公園	海津市海津町高須町127番地1
秋葉公園	海津市海津町高須町560番地6
鹿野公園	海津市海津町鹿野495番地
平原公園	海津市海津町平原1127番地
田中公園	海津市海津町田中501番地
神桐公園	海津市海津町神桐73番地
松木公園	海津市海津町松木455番地
田外ノ池公園	海津市海津町東小島184番地2
大観池公園	海津市海津町高須449番地7
殿町ポケットパーク	海津市海津町高須町406番地3
沙美公園	海津市平田町今尾4400番地1
ふれあい広場	海津市平田町野寺1356番地3
やすらぎ広場	海津市平田町西島214番地
白山公園	海津市平田町脇野294番地1
帆引下池公園	海津市海津町帆引新田1537番地
森下池公園	海津市海津町森下147番地1
内記池公園	海津市海津町草場468番地2
平田公園	海津市平田町三郷2330番地
平田リバーサイドプラザ	海津市平田町野寺2266番地3

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①市街地・集落における良好な景観の形成
- ②農村での生活環境の整備
- ③市営住宅の維持管理・廃止の推進
- ④都市公園等の維持管理の強化

## 基本方針

駅周辺地区や市街地については、都市としての役割や集積のポテンシャルから関係市民と協働して都市機能を検討していきます。また、住宅団地の開発については、良好な質の住宅地が供給されるよう適切な開発指導に努めます。

快適な市街地環境を図るため、みどりあふれる都市公園、防災機能等多目的な機能を持った公園等の整備に努めます。

## 施策の内容

### ①市街地・集落における良好な景観の形成

- 市街地・集落における良好な景観形成のために、本市の景観形成団体としての参加、市民参加の景観計画を検討するとともに、公共的な建物や公園・街路等の整備にあたっての地域特性への配慮したデザインの実施、民間の建築活動における周辺の景観や建築物等と調和のとれた整備（建物色彩及び形態等）の指導・支援を行い、良好な景観の維持・形成に努めます。
- まちの美観を阻害し、交通の障害ともなりうる道路上の屋外広告物については、県や

警察署等と連携し、看板類等の規制、指導、違法広告物の除去に努めます。

## ②農村での生活環境の整備

- 農村集落環境整備事業でできた公園については、樹木の剪定や除草、遊具・街灯の整備などの必要な維持管理を市民の協力を得て行います。

## ③市営住宅の維持管理・廃止の推進

- 市営住宅は、南濃第一市営住宅、南濃第二市営住宅及び今尾団地を活用しつつ、老朽化している東大城住宅、城跡住宅、山の手住宅及び南濃第三市営住宅からの転居を促進し、退去住宅のまとまりができるように努め、それらの住宅の用途廃止に向けた施策を推進します。

## ④都市公園等の維持管理の強化

- 街区公園を常に安全・安心して快適に利用できるよう老朽化が進んでいる設備の改修や公園内の清掃・除草など適切に行い、地域の身近な公園として市民に親しまれる特色ある公園環境の維持管理に努めます。
- 大江川沿いを「リバーフロント・レクリエーション」ゾーンと位置付け、貴重な水辺空間、うるおい空間の保全・再生を図るとともに、河川敷や堤防を自然環境との共生を図りながら、自然観察やスポーツ・レクリエーションや水郷を生かした環境学習の場等として活用できる「木曾三川公園大江緑道（仮称）」として整備を推進します。

## 個別計画

- 都市再生整備計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「身近な公園・広場の整備状況」について、不満と回答した市民の割合	%	28.9	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。		
市民アンケート調査で、「美しい景観づくりの取組み」について、不満と回答した市民の割合	%	18.4	18.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
有料施設利用者数	人	9,929	10,500
指標の説明又は値の計算式	平田公園のパターゴルフ及び輪中ドーム、平田リバーサイドプラザの特殊自転車延べ利用者数/年間		

## 施策⑥ 防災対策の充実

### 現状と課題

- 防災対策の充実は、市民の生命・財産の維持・保全のための重要な課題であり、市民の理解と協力のもとに積極的に進める必要があります。
- 本市は、山地部と平地部で構成されており、山地部では土石流等の土砂災害が、平地部では河の氾濫や破堤等による洪水の発生が懸念されています。
- そのため、災害危険箇所の点検及び防災工事の推進はもちろん、各種の災害対策マニュアルを随時見直し、災害対応の強化を図る必要があります。
- 本市の水防団は発展的に解消され、その業務は消防団に引き継がれる予定です。
- 南濃町地内には、砂防指定地が 24 渓流 43 カ所、急傾斜地崩壊危険区域に 3 カ所が指定されており(平成 23 年 3 月 31 日現在)、さらに、この中の一部は、平成 22 年度に土砂災害特別警戒区域の指定を受けており、土石流やがけ崩れの発生の危険性が高いため、緊急時の避難対策を検討し、市民に周知する必要があります。
- 山地では、災害を未然に防止するため、治山ダムや崩壊斜面上の土留などの防災施設設置、除伐・間伐による適正な森林整備及び植林による荒廃地再生の必要があります。
- 国土交通省・県・市の管理する排水機場を始めとする施設が市内に 16 カ所あり、国土交通省・県の施設については、管理委託を受け日常点検等の維持管理を行っています。今後も浸水被害防止のため、計画的・効率的に管理運営を推進していく必要があります。また、予防保全のため危険個所の点検パトロールの強化等維持管理体制の強化に努めていく必要があります。
- 市内を流れる河川の改修工事については、国土交通省・県に要望活動を実施し、整備が進められていますが、未整備区間や一部未完成の区間があるため、引き続き国土交通省・県へ整備促進の要望をしていく必要があります。
- その中でも揖斐川右岸の太田特殊堤は老朽化による改修時期を迎えており、国土交通省と連絡調整をしながら地元と用地買収交渉を進めています。また、津屋川改修工事について、津屋地内の用地買収を進めています。
- 県・市が管理している堤防、砂防施設内の除草を業者、地元自治会、市シルバー人材センターに発注して維持管理に努めていますが、災害予防保全のため継続していく必要があります。
- 建築物の耐震化促進のため、建築物等耐震化促進事業補助金を交付していますが、耐震診断は実施するものの耐震補強工事は多額の費用がかかるため工事実施件数は伸びていません。建物の耐震化は、市民の生命に関わる事項であり、着実に耐震補強工事の助成制度が利用されるよう啓発する必要があります。

- 本市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、更に養老・桑名・四日市断層帯による直下型地震も懸念されます。約 60 年間震度 5 以上の地震災害に見舞われていませんが、東日本大震災以降、市民の地震災害に対する不安が高まっていると想定されます。
- 大規模災害時に想定される甚大な被害を最小限に抑制するため、市民に対する防災講習や地域ごとによる災害図上訓練等を開催し、災害に対する不安を軽減させ、高い防災意識を持って日頃から備えておく必要があります。
- 近隣市町と災害時における応援協定を締結していますが、まだまだ十分とは言えず、災害が起きてからも遅延なく対応ができるよう様々な団体との応援協定の締結が必要です。
- 市民への防災情報の伝達や国民保護に係る突発的な事態が発生した際には、防災行政無線が有効であることからその充実を図ることが必要となります。
- 現在、防災行政無線のアナログ同報系防災行政無線設備を統合し、デジタル無線方式で整備更新をしています。
- 災害によって被害を受けた市民の精神的かつ経済的な不安は非常に大きいことから、適切な対応を図る必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①防災体制の充実
- ②防災意識の高揚
- ③地震防災対策の推進
- ④治山・治水、砂防対策等の強化
- ⑤災害支援の推進

## 基本方針

河川の堤体整備・排水対策、森林の保全等による治山・治水・砂防対策の強化を推進します。また、地域防災計画に基づく、地震・台風・洪水など災害時の応急復旧体制、備蓄の充実などを進めるとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織、ボランティアコーディネーターの育成し、総合的な防災対策を推進します。

## 施策の内容

### ①防災体制の充実

- 市内 16 カ所の排水施設については、計画的及び効率的に管理運営し、また予防保全のため危険箇所のパトロール強化等の維持管理体制の強化に努めます。
- 防災行政無線をデジタル無線方式で整備し、的確に運用します。
- 水防倉庫及び資機材、防災備蓄資機材の更新・充実に努めます。

- 市民の生命・財産を水害から守るため、消防団等と連携して水防活動を推進します。

## ②防災意識の高揚

- 地震、台風などの大規模災害の発生を想定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯意識を持った自主防災組織により、市民が協力して負傷者の救出・救護や初期消火活動ができるよう、日頃から防災訓練及び啓発事業などを積極的に実施します。
- 地域の防災リーダーを育成するための研修を実施します。

## ③地震防災対策の推進

- 阪神大震災における犠牲者の9割近くが建物の倒壊、家具の転倒によるものという教訓から、建築物の耐震診断補助、耐震補強工事費補助により、建築物の耐震化を進めます。また、家具の転倒・落下防止を啓発し、大切な人命を守るよう努めます。
- 地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、「海津市耐震改修促進計画」に基づく建築物等の耐震診断及び耐震改修に係る建築物等耐震化促進事業等による支援を推進します。

## ④治山・治水、砂防対策等の強化

- 南濃地内の山腹崩壊及び浸食などによって荒廃している山地や土石流と河床の浸食等による土砂の発生の危険性が高い地区については、引き続き治山、砂防事業による災害防止対策を推進します。
- 国が管理する一級河川の改修を促進するため、引き続き要望に努めます。また、揖斐川右岸の太田特殊堤は老朽化による改修時期を迎えているため、改修の実施に向け積極的に要望していきます。
- 県が管理する河川の整備及び改修についても引き続き要望し、その整備及び改修の促進に努めます。また、県の重要施策河川に位置付けられている津屋川については、未整備区間の整備を引き続き積極的に要望していきます。
- 県や市が管理している堤防・砂防施設内の除草については、引き続き災害予防保全のため維持管理に努めます。

## ⑤災害支援の推進

- 被災された市民を見舞い、災害見舞金を交付するなど、精神的かつ経済的な不安を和らげ、災害被害者の応急援護に努めます。

### 個別計画

- 海津市国民保護計画
- 海津市地域防災計画
- 海津市耐震改修促進計画

施策の成果指標
---------

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「災害（地震・洪水等）からの安全対策」について、不満と回答した市民の割合	%	16.3	10.0
指標の説明又は値の計算式	更なる防災対策に努め、毎年1%減を目指していく。		
防災訓練参加率	%	22.7	35.0
指標の説明又は値の計算式	参加人数／住民基本台帳人口		

## 施策⑦ 上水道の整備

### 現状と課題

- 上水道の整備は、ライフラインの一つとして市民生活に必要な水を「安全・安心」して利用できるように供給することが必要であり、そのために適正な管理及び水道事業の健全化が求められます。
- 本市の上水道事業は、合併前の旧町運営体制を平成21年1月1日に一本化し、平成21年4月には水道使用料金も統一しました。
- 本市の上水道普及率は、平成22年3月31日現在で98.6%であり、給水体制は、ほぼ整備された状況にあります。(表10参照)
- 水質管理面では、原水をほぼ地下水に依存していることから、水質汚染・取水施設故障等に対し、「状態の把握」及び「迅速な対応」が求められるとともに、浄水についても、濁り等水質異常が発生しないよう管理する必要があります。
- 基幹的施設は更新時期を迎えており、その計画的更新が急務となっています。
- 災害(異常)に強い水道施設として、施設の耐震化が求められていますが、現状は、建設時期の把握は出来ているものの、状態(機能)診断がされていないため、計画的更新が妨げられています。
- また、水道管については、管路網の調査を行い水道台帳の作成を実施していますが、まだ全体の完成には至っていません。
- 人口減少等に伴い水道使用量は減少傾向にあり、一方、経常経費は削減する要因がほぼ無く、更に国等の補助金・交付金も厳しい状況にあるため、上水道会計は厳しい状況にあります。そのため水道使用料金の未収金の徴収強化、有収水量(有収率78.8%)の向上、及び水道施設の延命化等を図る必要があります。

表10 本市の上水道普及状況

平成22年3月1日現在					
給水区域内 人口(人)	給水人口 (人)	上水道 (人)	簡易水道 (人)	専用水道 (人)	普及率 (%)
39,294	38,221	38,221	0	5	97.3
資料:「平成21年度 海津市決算書」					
※普及率=給水人口/給水区域内人口×100					

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①「安全・安心」な水道水の安定供給
- ②災害に強い水道施設の整備
- ③上水道会計の健全化

## 基本方針

施設の整備、維持管理を強化し、良質な水の安定供給に努めます。

## 施策の内容

### ①「安全・安心」な水道水の安定供給

- 水道施設の日常的な点検強化、機器類の延命化、異常箇所の早期発見・修繕に努めます。
- 「水質検査計画」により年間を通じた定期検査を実施するとともに、その結果をホームページ等で公表します。
- 引き続き管網を把握するための調査等を実施し、水道台帳の整備を行います。

### ②災害に強い水道施設の整備

- 基幹施設（水源地、主要管路等）の耐震調査を実施するとともに、緊急を要する箇所から計画的な耐震化を図り、下水道関連配水管布設替事業により老朽管の布設替を行います。
- 緊急連絡管（海津地区、平田地区間）の検討を行い実現に努めます。
- 緊急時の給水体制等危機管理体制の点検・強化を図ります。

### ③上水道会計の健全化

- 上水道施設更新計画の下で点検・補修を図り、施設の可能な限りの延命化を図ります。
- 有収率低下の原因となっている漏水箇所を特定のため調査等を実施し、漏水箇所の早期修繕を行い有収率の向上を図ります。
- 滞納者に対しては、「給水停止」などによる徴収強化、「計画納付」も含め収納率の向上に努めます。

## 個別計画

- 海津市水道ビジョン

## 施策の成果指標

成果指標		単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
有収率		%	80.0	82.0
指標の説明又は値の計算式	有収率＝有収量／配水量			
水道使用料金収納率		%	96.2	96.5
指標の説明又は値の計算式	水道使用料金収納率＝水道使用料金収納額／水道使用料金調定額			

## 施策⑧ 下水道の整備

### 現状と課題

- 下水道の整備は、市民の生活環境の向上や河川など公共用水域の水質保全のために重要な課題です。
- 本市の下水道整備の状況は、平成13年度までに農業集落排水事業（高田西島、野寺、志津、駒野新田）、平成17年度までに特定環境保全公共下水道事業（三郷、今尾）がそれぞれ完成しており、現在は、約1,300haの広い処理区域面積を持つ公共下水道事業（海津、南濃地区）の整備を進めています。
- その結果、本市の下水道普及率は80.3%（平成22年度末）となっています。今後、整備区域の拡大により流入量が増加するため、各浄化センターの水処理施設・汚泥処理施設の増設を行う必要があります。
- 一方、既に供用している施設では、老朽化等による修繕や更新が必要となり、維持管理や更新に要する経費の増大が予想されます。
- しかしながら、従来の補助金制度の見直しと人口減少、少子高齢化、節水型社会の進展といった社会情勢の変化による下水道等使用料金収入の伸び率の鈍化に伴い、下水道特別会計では、財源確保はますます厳しくなることが予想されます。
- 下水道への接続は、供用開始後遅滞なく実施することと定められていますが、本市の水洗化率は62.6%（平成22年度末）と低いため、一層の水洗化率の向上を図り、生活雑排水の適正な処理を進める必要があります。
- また、下水道計画区域外については、合併処理浄化槽の設置を指導し、生活雑排水の適正な処理の推進を図っています。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①公共下水道等の推進による未普及地区の解消
- ②施設・設備の適正な維持管理と計画的な改築・更新
- ③下水道事業特別会計の健全化

### 基本方針

公共下水道の整備を進めるとともに、下水道計画区域外では合併処理浄化槽の設置を推進するなど、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。また、積極的に下水道への接続について啓発を図り、全市水洗化の実現に努めます。

## 施策の内容

### ①公共下水道等の推進による未普及地区の解消

- 公共下水道事業(海津、南濃地区)未普及地区の整備を推進します。また、流入量の増加に伴い、各浄化センターの処理施設・設備の増設を行います。
- 下水道計画区域外では、合併処理浄化槽の設置を指導し、生活雑排水の適正な処理の推進を図ります。

### ②施設・設備の適正な維持管理と計画的な改築・更新

- 下水道等施設の運転管理、その機能を十分に発揮できるように日頃の保守・点検等の維持管理を適切に行うことによって流入する下水を良好に処理し、放流水の適正な水質を確保します。
- 各施設・設備の点検・調査を実施したうえで改築・更新計画を策定するとともに、計画に基づいた維持修繕や改築更新を実施します。
- 老朽化等に起因する道路陥没事故等を防止するため、また不明水の侵入対策として管路施設の点検・調査を進め、改築・更新計画を策定するとともに緊急かつ影響が大きい路線から順次改修を実施します。

### ③下水道事業特別会計の健全化

- 整備計画の再点検を行い、未普及地区の整備の効率化・重点化を図り、整備効果の向上を図ります。
- 施設の改築・更新計画を策定し、維持管理の効率性及び効果を向上させ、安定した機能を維持するとともに、施設の延命化を図ることで下水道事業全体にかかる総費用の縮減を図ります。
- 下水道への接続の必要性等について積極的かつ継続的に啓発を行い、水洗化を促進し、下水道事業収入の根幹である下水道使用料の増収を図ります。
- 料金等未納者への督促状・催告状等の文書による催告のほか、訪問・電話等による直接折衝による催告を行うなど、滞納整理事務を強化し、下水道等使用料の収納率の向上を図ります。

## 個別計画

- 海津市下水道計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
汚水処理人口率	%	86.0	92.0
指標の説明又は値の計算式	汚水処理人口／住民基本台帳人口		

## 施策⑨ 消防・救急体制の充実

### 現状と課題

- 消防・救急体制の充実は、少子高齢化社会が進展する今日、地域防災力の低下や高齢者の医療需要の増加が懸念される中で、市民の生命・身体・財産を守るためにますます重要な課題となってきました。
- 本市の常備消防体制は、平成 21 年 4 月に平田分署を開設し、消防本部が 1 署 2 分署となり、消防団体制については、平成 22 年 4 月に再編成し、現在 15 分団の構成となっています。
- 平成 20 年 3 月に「岐阜県消防広域化推進計画」が策定され、西南濃地域の 1 市 3 町（本市、養老町、垂井町、関ヶ原町）で広域消防体制を実施する計画が示されました。
- これを受けて、平成 21 年 9 月に 3 消防本部と県（消防課、西濃振興局）で構成する「西南濃地域消防広域化等研究会」が設置され、現在、消防広域化の協議が進められています。なお、広域消防への移行は、平成 24 年度末がその期限とされています。
- 平成 22 年度に消防本部の耐震補強を実施しましたが、既設の消防緊急通信指令施設（119 番通報受信システム）は、導入後 15 年以上を経過していることから、機能保障されない状態となっており、平成 28 年 5 月末に迫った消防救急デジタル無線との接続や高度なシステムへの切り替えについても不可能な現状にあります。
- 近隣消防本部との「消防指令業務の共同運用」を積極的に検討せざるを得ない状況であることから、西濃地域 5 消防本部の指令業務担当者が消防指令業務共同運用に関する協議を進める必要があります。
- 市内の火災発生件数は、毎年 20 件前後の横ばいで推移しています。平成 22 年の出火件数は 17 件で、損害額は約 2,100 万円であり、種類別には、枯れ草火災などのその他火災 11 件、建物火災 5 件、車両火災 1 件となっています。（表 11 参照）
- 火災発生時には、市民による初期消火が重要な意味を持つことから、市民の防火意識を高め、火災の発生を未然に防ぐとともに、初期消火等に関する知識の普及を図る必要があります。
- 一方、市内の救急車出場件数は、近年減少傾向にありましたが、平成 22 年は増加に転じています。救急出場状況は 1,697 件で、1 日当たり約 4.6 件出場していることとなります。その内訳としては、急病が最も多く 1,077 件、以下、交通事故 225 件、一般負傷 225 件と続いています。（表 12 参照）
- しかし、救急車をタクシー代わりに利用するケースも見られるため、出場のあり方を精査していく必要があります。
- また、事故あるいは急病等の際には、身近に居合わせた市民の応急手当てによって救命

率が向上することから、応急手当等に関する知識の普及を図る必要があります。

表 11 本市の火災発生状況

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出火件数(件)	22	27	22	15	17
建物	11	15	9	3	5
林野	0	0	0	0	0
車両	2	2	4	5	1
船舶	0	0	0	0	0
その他	9	10	9	7	11
焼損棟数(棟)	13	17	11	4	10
死者(人)	1	0	0	0	0
負傷者(人)	2	1	1	0	3
損害額(千円)	19,098	11,950	77,796	40,447	20,936
資料:消防本部					

表 12 本市の救急車出場状況

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出場件数(件)	1,654	1,686	1,578	1,563	1,697
火災	12	15	15	5	6
自然災害	0	0	0	0	0
水難	2	2	5	1	2
交通事故	245	236	233	197	225
労働災害	18	37	27	27	21
運動競技	10	19	11	17	15
一般負傷	172	204	198	196	225
加害	8	6	1	6	5
自損行為	33	11	12	14	26
急病	1,038	1,041	986	1,003	1,077
その他	116	115	90	97	95
資料:消防本部					

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①消防体制の充実
- ②消防設備の充実
- ③市民の防火意識の高揚
- ④救急・救助体制の充実
- ⑤救急・救命についての知識の普及

## 基本方針

常備消防の強化、消防施設の整備、消防団の機動力向上などにより、火災時における消防力の強化を図るとともに、市民の防火意識を高め火災予防に努めます。また、増加が予想される救急・救助業務に対応するため体制の充実を図ります。

## 施策の内容

### ①消防体制の充実

- 広域的に連携して消防本部ならびに消防署機能の充実・強化の検討を図り、安全・確実・迅速に効果的な消防体制の構築と活動を行うとともに、あわせて特殊災害等の対応力を高めるため、消防職員の資質向上を図ります。
- 初期消火活動及び消火後の整理等を円滑に行うため、消防団や自主防災組織の維持・充実、訓練強化等連携体制を強化します。

### ②消防設備の充実

- 大震災及び各種災害に対応できる防災拠点施設として、車両の維持管理の徹底を図るとともに必要な更新を推進します。また、消火栓・防火水槽等の設備・機器の整備を計画的に行います。
- 円滑な消防活動を行うため、広域で連携した共同整備及び共同運用も視野に、アナログ無線使用期限の平成28年5月末までに、新消防指令センターの整備に合わせて消防救急無線のデジタル化を図ります。

### ③市民の防火意識の高揚

- 火災予防運動の展開や防火知識の普及などにより、市民の防火意識の向上を図るとともに、児童、生徒に対する防火講習等で防火意識の啓発に努めます。
- 火災の発生を未然に防止するため、防火対象物などへの立入検査を強化し、防火管理者の指導育成、査察時の不備欠陥事項について改善指導を行います。
- 火災や地震等の災害に対する防火・防災対応力の向上を図るため、各事業所、学校、自治会や自主防災組織等が行う訓練を指導・支援し、また体験訓練などを計画的に実施します。
- 火災時の逃げ遅れによる死者を防ぐため、消防法によって新たに義務付けられた住宅への火災警報器の設置を促進します。

### ④救急・救助体制の充実

- 増加する救急事故に的確に対応するとともに、救命率の向上を図るため、計画的に、高規格救急自動車の更新整備と救急救命士の養成に努め、救急体制の充実を図ります。
- 多種多様な事故・災害に迅速かつ的確に対応するため、救助資機材の整備に努めるとともに、隊員の教育訓練を充実し救助技術の向上を図ります。
- ひとり暮らしの高齢者等を対象に、救急車要請時に大事な情報を救急隊に伝えるため、救急医療情報キット配布事業を実施します。
- 市民の救急車利用の適正化を推進するために、啓発強化を図ります。

### ⑤救急・救命についての知識の普及

- 自治会、事業所、官公庁等が実施する救急講習会等を通して、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法の普及に努めます。

<b>施策の成果指標</b>
----------------

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「火災の防止・消火体制（消防団等）の充実」について、不満と回答した市民の割合	%	9.5	9.5
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
心肺再開率	%	12 (H21)	26
指標の説明又は値の計算式	市民から救急隊そして医療機関へと速やかな救命リレーの展開により、全国平均(約 13%)の 2 倍を目指す。		

## 施策⑩ 斎場の整備

### 現状と課題

- 死者の火葬の場だけではなく、葬儀、告別式などが執り行われる場所でもある斎場の整備は、核家族化や高齢化が進むにつれ、より地域の付き合いが希薄になってくることが予測される中で、市民生活に欠かせない課題です。
- 現在、海津市内には、昭和 52 年(1977 年)に建設された南濃斎苑と、昭和 63 年(1988 年)に建設された天昇苑の 2 つの斎場があります。
- 天昇苑は、平成 17 年(2005 年)に火葬炉を 1 基増設し、現在は火葬炉 3 基、動物炉 1 基で業務を行っています。また、平成 18 年(2006 年)には、セレモニーホールを増築しました。
- 最近のペットブームにより、愛犬等の動物用斎場の増設・火葬後の遺骨収拾などのニーズが高まっていますが、現状の天昇苑の動物用火葬炉では小さいため、大型犬等の火葬ができない状況です。しかし、動物用斎場や大型動物用火葬炉の設置については、場所や費用の面から困難な状況です。
- 南濃斎苑については、老朽化がかなり進んでいます。将来的には、市内の斎場を天昇苑のみに統合する予定で、現状では維持管理的修繕のみを行っています。しかし、修繕の費用は年々増加しており、具体的な統合時期等の検討が必要となっています。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

#### ①斎場の適正な維持管理

### 基本方針

将来的な統廃合を検討し、既存施設の計画的な整備を図るとともに、適正な管理運営に努めます。

### 施策の内容

#### ①斎場の適正な維持管理

- 天昇苑、南濃斎苑については、適正な維持管理に努めていきます。
- 老朽化が進んでいる南濃斎苑は、火炉等施設の状況を見極めながら、天昇苑に統合する具体的計画を検討していきます。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
通夜・告別式の斎場利用率	%	79	85
指標の説明又は値の計算式	斎場利用者÷火葬利用者		

## 【政策Ⅲ】

美しい自然を守り、  
ともに生きるまちづくり

### 【施策】

- ①自然とともに生きる地域づくりの推進
- ②省エネ・省資源対策の推進
- ③循環型社会の推進

## 施策① 自然とともに生きる地域づくりの推進

### 現状と課題

- 自然と共に生きる地域づくりの推進は、生態系を維持・保全するとともに、生活に身近な環境を維持・向上するために地域と連携し暮らしやすい環境を確保するための重要な課題です。
- 本市は、岐阜県の最南端に位置し、国の一級河川である木曾三川のほか、大江川・中江川・大樽川・津屋川・長除川・山除川など中小の河川を有しています。また、昔から水郷地帯であり、輪中地域として古くから水とともに栄えてきました。
- 本市まちづくり委員会「希少生物保護育成分科会」において、「海津市における希少生物保護育成の在り方」をテーマに平成19年度と平成20年度の2年間にわたり調査・検討を行いました。
- 「市長への提案」で、市内にはハリヨに代表される希少生物が幾種も生息していますが、その自然や生態系を次世代に残すとともに、市民と行政の協働によって希少生物を保護育成するため、種類・個体数・生息環境の調査を実施する等の取り組みが必要であると結論付けられました。
- この提案を受け、希少生物の保護育成に関する児童・生徒への環境学習に取り組んでおり、大江小学校で平成19年度からウシモツゴを里帰りさせる取り組みとして、滋賀県の琵琶湖博物館に飼育保存されている本市のウシモツゴ24匹を同校のビオトープに放流し育成しています。
- 犬・猫の飼育については、無計画な繁殖による捨て犬・捨て猫を防止し、安全で快適な日常生活を営むことができるよう、ホームページ・市報・ポスターで動物愛護について呼び掛けているほか、狂犬病予防法による狂犬病予防注射の実施、避妊・去勢手術費補助金を交付しています。
- ヤスデなど各種の衛生害虫等に関する相談も寄せられています。なかでも、春から秋にかけては、蜂に関する相談の件数が多く、市では蜂の防除は行っていないため、防除業務を行っている業者を案内して対応しています。
- 本市に寄せられた公害苦情件数は、平成20～22年度で年間12件程であり、毎年度ほぼ横ばい状況で推移しています。(表13参照)
- また、本市では大きな公害問題は発生していない状況です。しかしながら、市民から悪臭や騒音などの苦情が依然として寄せられており、生活環境に関する公害問題には、適切に対応していく必要があります。
- 平成20～22年度に市内では、12件の水質汚濁が発生しました。幸い今までは小規模な被害に留まっていますが、水質汚濁は、場合によっては関係機関(国・県・市・警察

署・消防署等)との連携や迅速かつ大がかりな対応を要するため、特段の注意を払わなければなりません。

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により野焼きは禁止されていて、家庭の紙くずや農業資材のビニール等は焼却ができません。しかしながら、依然として野焼きは行われており、周辺市民からの苦情や通報が多く寄せられています。

表 13 本市の公害苦情件数（平成 20～22 年度）

	単位:件		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
大気汚染	7	4	2
水質汚濁	5	2	5
悪臭	1	2	3
騒音	1	1	2
計	14	9	12

資料:環境衛生課(各年度公害苦情調査)

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①生態系の保護・育成
- ②自然環境保全の推進
- ③畜犬等の管理強化
- ④公害対策の推進

## 基本方針

木曾三川や大江川、中江川、大樽川、津屋川、山除川、長除川などの河川や池沼について、国・県と協力して自然生態系に配慮した治水事業を進めるとともに、河川敷、河川沿岸を活用したビオトープとして自然環境の保全・再生に努めます。また、養老山地の森林、緑地の保全に努めます。

## 施策の内容

- ①生態系の保護・育成
  - 市民が主体となった良好な水環境維持への協力と啓発を行います。
  - 環境を保全する地域での各種生活活動を地域文化として支援していきます。
  - 希少生物の種類、生息域や個体数の調査及び保全活動を、継続して市民協働で実施していきます。
- ②自然環境保全の推進
  - ビオトープや希少生物生息地などを利用した環境学習の場を開設し、子どもたち等の環境学習を支援します。

### ③畜犬等の管理強化

- 市報、暮らしのカレンダー、予防注射案内ハガキ等にて狂犬病予防注射の接種の必要性を呼び掛け、接種率の向上を図ります。また、上半期を経過しても未接種の飼主にははがき等による督促を行います。
- 無計画な繁殖による捨て犬・捨て猫を防止し、安全で快適な生活を営むことができるために、犬猫避妊手術への補助を継続支援しています。
- 野犬等の捕獲について岐阜県（保健所）に要望していくとともに、必要があれば積極的に捕獲に協力を行います。

### ④公害対策の推進

- 公害測定及び監視活動を強めるとともに、市民から苦情があった場合は県と連携し発生源への立入検査や防止措置等を適切に実施します。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「自然の豊かさ（緑、水などの保全状況）」について、不満と回答した市民の割合	%	3.8	3.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
市民アンケート調査で、「騒音・振動・悪臭等の公害対策」について、不満と回答した市民の割合	%	22.5	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。		
公害苦情処理率	%	75.0	100
指標の説明又は値の計算式	公害の苦情を受け、原因者に指導し改善された率		

## 施策② 省エネ・省資源対策の推進

### 現状と課題

- 省エネ・省資源対策の推進は、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題の改善に寄与し、かつ石油等の化石燃料や資源の枯渇問題を将来の世代に残さないようにするために重要な課題です。
- 東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性に対する不安や電力供給の問題等からも、省エネの推進や新エネルギーの普及に関心が高まっています。
- 本市では、平成20年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「海津市環境基本条例」に基づき「海津市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。
- 「海津市地球温暖化防止実行計画」では、市が管理している施設を対象に、平成19年度温室効果ガス排出量を基準として、平成21～24年度までの4年間で6%温室効果ガス排出量を削減することを目標としています。平成21年度実績では、平成19年度温室効果ガス排出量に対し3.6%削減し、単年度目標である1.5%の削減を達成しましたが、平成22年度実績では、2.0%の削減にとどまり、単年度目標である3%の削減は達成できませんでした。
- 温室効果ガスの排出要因の8割を電気消費が占めており、冷暖房や照明、OA機器等の電気器具の省エネ対策を進める必要があります。そのため、市民への省エネ啓発が重要な課題となっています。
- 本市役所においては、率先して政府の方針に従い空調の適正温度夏季28℃、冬季20℃で業務を滞りなく推進するためにクールビズ（6月から9月の間）、ウォームビズ（11月から3月の間）、緑のカーテン、エコドライブ、不要電灯の削減、昼休みなどの電気の消灯や部分消灯の徹底、一斉定時退庁の徹底等による省エネ対策を行い、活動を通して市民に啓発しています。
- 本市は、新エネルギーの普及啓発を目的とした風力・太陽光発電によるハイブリッド街路灯100基を設置しているほか、公用車にクリーンエネルギー車（電気自動車・ハイブリッド車）を導入しています。
- ハイブリッド街路灯は、クリーンエネルギーである一方、電線からの電気供給による街路灯と違って、自然エネルギーによる自家発電のため不安定な面があります。
- また、維持管理に多くの費用がかかり、平成21年度に全基のバッテリーの交換を行ったところですが、今後も太陽光発電パネルやブレードなどが耐用年数に近づいてきており、財源の面を含め維持していくかどうかの検討が必要です。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①地球温暖化防止対策の推進
- ②省エネ・新エネ対策の推進

### 基本方針

資源の有限性の認識に立ち、電気やガスなどのエネルギーの節約を図る意識啓発を強化するとともに、地球温暖化に影響を及ぼすCO<sub>2</sub>の排出量を削減するため、ハイブリッドカーなどの導入・普及やクリーンエネルギーの活用に努めます。

### 施策の内容

#### ①地球温暖化防止対策の推進

- 温室効果ガスの排出の抑制等を促進するために「海津市地球温暖化防止実行計画」の推進と進行管理に努めます。

#### ②省エネ・新エネ対策の推進

- 家庭や学校、事業所などへの各種情報提供や啓発を実施して、省エネへの取り組みや太陽光発電などの新エネルギー導入を推進します。
- 今後も国の動向を確認しながら、住宅用太陽光発電システムに関する市補助制度の歩調を合わせて実施していきます。
- 行政が率先して導入済みのハイブリッド街路灯については、適切な修繕等の維持管理を行います。また、今後も率先して公共施設や公用車等への省エネ・新エネを活用する設備等の導入を進めます。

### 個別計画

- 海津市地球温暖化防止実行計画

### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
公用車のクリーンエネルギー車数	台	2	5
指標の説明又は値の計算式	公用車の積極的なクリーンエネルギー車導入に努める。		

## 施策③ 循環型社会の推進

### 現状と課題

- 循環型社会の推進は、有限である資源を大切にし、将来にわたって持続可能な社会を形成するために必要不可欠な課題です。
- 本市では、「一般廃棄物処理計画」に基づき、各家庭から排出される一般廃棄物（燃やせるごみ、生ごみ、ビニプラ、燃やせないごみ、蛍光灯・乾電池、がれき類、粗大ごみ、びん・缶、ペットボトル、発泡トレイ）を分別収集しています。
- 平成 20 年の 4 月より本市の資源ごみリサイクルの拠点であるエコドームの運用が始まった事等により、一部事務組合（「南濃衛生施設利用事務組合」、「西南濃粗大廃棄物処理組合」）へ搬出するごみが減少しています。
- しかし、依然としてごみの量は多く、ごみの発生抑止、再生利用等によるごみの減量化、リサイクル率の向上の他、価値ある資源をごみにしないため、一層市民意識の啓発が必要です。
- 平成 22 年度より、がれき類の処理容量拡大のため今尾一般廃棄物最終処分場の拡張を進め、引き続き整備していく必要があります。
- 生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道への接続ができない場所の建物及び建築予定の建物に、合併処理浄化槽を設置する場合等に経費の一部を補助していますが、未だ単独浄化槽が多く残っています。
- 人の目が行き届かない山間部や平坦部を多く抱えている本市では、ごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たず、その防止のために市民の協力を得て環境パトロール員を委嘱し監視活動などを実施しています。
- ごみを捨てられない環境づくりのため、市民の協力を得て、6 月と 10 月の年 2 回、市内一斉美化運動を行っているほか、西江地区の住民が主体となって年 1 回実施している中江川クリーン作戦へ職員が協力しています。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①ごみの減量化の推進
- ②ごみ・し尿収集処理体制の充実
- ③不法投棄の防止と清掃活動の実施

## 基本方針

ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図るとともに、リサイクル拠点の整備、生ごみ処理システムの改善を検討し、推進に努めます。また、市民のまちの美化意識を高めるとともに、地域でのリサイクル活動事業の支援など、快適で清潔な環境づくりの活動を促進します。このほか、環境教育についても推進します。

## 施策の内容

### ①ごみの減量化の推進

- エコドームに啓発コーナーなどを設け環境学習の場としても利用するなど一層の利用促進を図ります。
- 市内各世帯から排出される生ごみを堆肥として活用できるよう、電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理器の購入に対する補助を継続していきます。
- 廃棄物の再資源化を図るため、再生可能な資源回収事業を実施する団体を育成・支援していきます。

### ②ごみ・し尿収集処理体制の充実

- ごみ・し尿の最終処理については、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合と協力して衛生処理に努めます。
- 残余量が少なくなっている戸田一般廃棄物最終処分場について、今後の方針を検討します。
- 今尾一般廃棄物最終処分場の拡張整備を完了し、適切な維持管理を行います。
- 資源ごみの分別収集を徹底するため、分かりやすい「くらしのカレンダー」を作成し啓発します。
- 区や自治会が施設整備するごみ集積所（ステーション）に対しては、ごみの収集体制の適正化を図るため、引き続き修繕等にかかる費用の補助金交付による支援をしていきます。
- 下水道への接続ができない場所の建物等には、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防ぐため、引き続き合併処理浄化槽の設置を啓発・指導し、補助金交付による支援をしていきます。
- 西勝賀の共同浄化槽については、引き続き維持管理を行います。
- 浄化槽の不適正管理者に対し、清掃と保守点検実施の指導を行います。

### ③不法投棄の防止と清掃活動の実施

- 一般市民による環境パトロールを充実するとともに、地元警察署と連携して不法投棄の監視活動及び不法投棄を発見した場合の通報・取締体制の強化を行います。
- 不法投棄が頻繁にある箇所等には、警察署と連名の啓発用立て看板を設置します。
- ごみを捨てられない環境づくりを目的に、市内一斉美化活動への協力を市民に啓発し

ていきます。

### 個別計画

- 海津市環境基本計画
- 一般廃棄物処理計画

### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「ごみの収集・処理状況（回数・分別方法等）」について、不満と回答した市民の割合	%	21.0	20.0
指標の説明又は値の計算式	80対20の法則により、不満を20%以下に抑えるよう努める。		
市民の1日平均1人当りのごみの排出量	g	574	566
指標の説明又は値の計算式	各家庭から排出される一般廃棄物の排出量を減らすよう努める。		



## 【政策Ⅳ】

### 魅力ある教育・文化

### のまちづくり

#### 【施策】

- ①良好な学校教育環境の整備・充実
- ②生涯学習環境の整備・充実
- ③青少年の健全育成
- ④文化の振興
- ⑤スポーツ活動の振興
- ⑥地域間交流・多文化共生の推進

## 施策① 良好な学校教育環境の整備・充実

### 現状と課題

- 良好な学校教育環境の整備・充実は、子どもたちが豊かな人間性を育み、普遍の価値を大切にしつつ社会の変化に的確に対応できる「生きる力」を育むために重要な課題です。
- 平成 23 年度（平成 23 年 5 月 1 日、学校基本調査）現在、本市の小学校は 10 校、中学校は 4 校で、小学校児童数は 2,034 人、中学校生徒数は 1,110 人となっています。（表 14・15 参照）
- 出生率の低下、少子化による児童・生徒数の減少傾向が見られるとともに、地域間で偏りが見られます。
- 平成 26 年度を目標に南濃地域の中学校適正配置計画が進められてきましたが、延期の方向で調整が進められています。
- 小学校については、当面は現行の 10 校体制のままでいく方向で調整が進んでいますが、子どもの減少から生じる教育効果等の問題からそのあり方を今後も検討していく必要があります。
- 平成 23 年度から市内 3 施設が「認定こども園」としてスタートし、幼稚園 2 園・保育園 2 園とともに幼保一体化を進めています。今後、国の動向を注視しながら、さらなる幼児教育・保育の充実に向けて取り組んでいく必要があります。
- 本市の学校施設については、一部を除き、平成 22 年度までに耐震補強工事が行われました。
- 学校教育設備については、情報化社会に対応できる人材を育てる視点から、市の独自事業として、すべての小・中学校でパソコン教室を設置し、関連授業時間には一人一台パソコンが使用できるよう整備をしています。
- 学校教育施設・設備は、全体的に老朽化しており、必要な時期での改築や修繕などを実施し、今後も適正に維持・管理していく必要があります。
- 本市では、教育研究所を設置し、教職員の資質・力量の向上や学校における教育課題の解決に資するよう、時代の変化や社会の要請やニーズに応じた研修・研究・相談等を実施しています。引き続き市民の要望が高い子どもの「生きる力」を培う教育力の向上のため努力していく必要があります。
- 小・中学校の現場において、市の独自事業として少人数支援員及び学級支援員、特別支援教育アシスタント、学校図書館司書を配置して教育力の向上を図っています。
- 国際化に対応した外国語教育の充実のために、小・中学校に英語指導助手（AET）を配置するとともに、平成 21 年度より市の独自事業として、英語インストラクターを小学校に配置しています。

- 子どもの心の問題への対応が学校に求められているため、「教育相談日」を教育課程内に位置付けたり、子ども自らが悩み事を相談できるスクールカウンセラーや教育相談員による相談を定期的を開催したりしています。
- 平成21年2月に従来の3つの学校給食センターを廃止して、海津市学校給食センターをスタートしたところであり、現在、市内全域の公立保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校に配食しています。また、効率的な運営をめざして民間業務委託を実施するとともに、電力デマンド監視システム<sup>※1</sup>を導入しました。しかし、効率的な運営をめざし、一層改善していく必要があります。
- このような学校環境の整備・充実を図るためには、「教育基本法」に基づく総合的な計画の策定が重要であり、市民参加の下、職員主体でその策定を進めています。

※1 電力デマンド監視システム 電力計測による電気使用量の管理から、電気料金の削減を可能にするシステム。

表 14 本市の小学校の状況

区分	小学校児童数(人)	小学校数(校)	一校当りの児童数(人)	教員数(人)	教員一人当りの児童数(人)
平成19年度	2,218	10	221.8	146	15.2
平成20年度	2,159	10	215.9	147	14.7
平成21年度	2,093	10	209.3	148	14.1
平成22年度	2,059	10	205.9	148	13.9
平成23年度	2,034	10	203.4	151	13.5

資料:各年度(5月1日現在)学校基本調査

表 15 本市の中学校の状況

区分	中学校生徒数(人)	中学校数(校)	一校当りの生徒数(人)	教員数(人)	教員一人当りの生徒数(人)
平成19年度	1,244	5	248.8	91	13.7
平成20年度	1,175	4	293.8	86	13.7
平成21年度	1,156	4	289.0	84	13.8
平成22年度	1,110	4	277.5	83	13.4
平成23年度	1,110	4	277.5	88	12.6

資料:各年度(5月1日現在)学校基本調査

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①中学校適正配置の推進
- ②幼児教育・保育の充実
- ③学校教育施設・設備の適正な維持・管理
- ④教職員の資質向上
- ⑤子どもの人間形成づくりの支援
- ⑥学校給食センターの効率的運営
- ⑦教育力の向上

## 基本方針

子どもたちが郷土を愛し、豊かに自己実現を図ることができるよう、教育内容の充実や教職員の資質の向上に努めます。また、情報化、国際化等に対応した教育が行える学校の機能充実を図るとともに、児童・生徒数を踏まえ、中学校の適正配置を推進し、通学手段の確保を勘案した通学区域の見直し等を図ります。

## 施策の内容

### ①中学校適正配置の推進

- 安全で安心して生活することができる教育環境の整備、35人学級設置をめざして計画的に推進します。
- 本市における適正規模、適正配置の考え方については、生徒のことを基本にして市民の理解を得るように努めます。

### ②幼児教育・保育の充実

- 公立・私立を問わず、市内すべての就学前施設（認定こども園・幼稚園・保育園）において、幼児教育・保育が充実するよう努めます。なお、就学前施設の教育・保育内容については、指導体制を確立していきます。
- 就学前施設と小学校との有機的な連携を推進します。

### ③学校教育施設・設備の適正な維持・管理

- 小・中学校において授業における一人一台パソコンを活用し、情報社会におけるインターネット等の活用をはじめ、適切に情報を処理し正しく情報を発信するなど情報社会に生きる力の育成を図ります。
- 安全安心な施設を目指し、設備を含めて定期点検を行い、的確な維持・修繕を推進します。
- 通学については、危険箇所等の改善を関係課とともに推進していきます。

### ④教職員の資質向上

- 教職員には、教育研究所を通して各種研修機会を設け、資質・力量の向上を図ります。
- 人権尊重都市宣言に基づき、教職員への人権同和教育を一層推進します。

### ⑤子どもの人間形成づくりの支援

- 誰もが均等に教育を受けることができるよう、就学奨励支援、特別支援学級の充実を図ります。
- 小・中学校の児童・生徒一人ひとりの基礎的な学力の向上を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育を推進するため、市の独自事業である少人数支援員や学級支援員、特別支援教育アシスタント、学校図書館司書の配置を継続していきます。
- 市内各小・中学校にスクール相談員を配置し、いじめ及び不登校の防止など心の問題に対して迅速かつ適切な対応をしていきます。

- 社会的な問題となっているニートの増加なども踏まえ、働くことを体験するキャリア教育を小学校から段階的に推進します。
- 集団で支えあって向上していく能力を育てるため、市民協働で子どもの部活動や様々な体験交流活動を強化します。
- 子どもたちへの人権問題に対する認識を深めるため、人権同和教育を推進します。また、いじめなどの人権侵害に対して迅速かつ的確に対処できるように教育関係者との連携を強めます。

### ⑥学校給食センターの効率的運営

- 運営費の抑制のため、電力デマンド監視システムを継続します。
- 効率的な運営を図るため、調理・配送業務の民間委託を継続します。
- 栄養教諭を通じ地元産農産物を積極的に使った献立など地産地消を推進し、給食時の昼の放送などでその重要性を子どもたちに周知するとともに、献立表などを各家庭に配布して保護者への食育の推進を図ります。また、こうした取り組みを通して保護者に給食への理解を促し、給食費の滞納防止に努めます。

### ⑦教育力の向上

- 住民参加による教育振興基本計画の策定を推進し、その計画に基づいてハード・ソフト面での教育環境の整備・充実を図ります。
- 本市の豊かな教育を支えるため、教育委員会の健全運営を推進します。

## 個別計画

- 海津市教育振興基本計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「学校教育環境(配置・部活・通学路等)」について、不満と回答した市民の割合	%	23.0	20.0
指標の説明又は値の計算式	80対20の法則により、不満を20%以下に抑えるよう努める。		
職場体験参加生徒に対するアンケート結果の割合(事業所)	%	43.0	55.0
指標の説明又は値の計算式	仕事に積極的に取り組んでいるという生徒の増加に努める。		
「地域の方々にあいさつができているか」のアンケート結果の割合(全児童生徒)	%	63.0	73.0
指標の説明又は値の計算式	各学校での強化を依頼し10%の向上に努める。		

## 施策② 生涯学習環境の整備・充実

### 現状と課題

- 生涯学習環境の整備・充実は、市民一人ひとりが、心豊かに生き生きと暮らし、生きがいのある充実した人生にするために、いつでも、どこでも学習のできる環境を整える上で重要な課題です。
- 本市では、文化センター、生涯学習センター、歴史民俗資料館等を会場として市民自らが積極的に学ぶ参加型講座を、平成 22 年度には 20 講座実施しています。
- 各種趣味の講座は、今まで多くの講座を実施してきましたが、そこで学んだ市民は、学習修了後に自主的なクラブ・サークルとして活動しています。
- 市民の文化・学習の推進を担う文化協会をはじめ、各種文化サークルの活動が継続・発展をするためには、各種の支援を図っていく必要があります。
- 多様で高度化した生涯学習ニーズに対応し、誰もが自由に学べる機会の充実を図るため、地域の実態に即した生涯学習基本計画の策定について、今後検討していく必要があります。
- 市内の各学習施設は、建設から年数が経って老朽化が進んでいるため、維持管理費は増加傾向にあります。そのため、施設の改築や廃止などを含めて今後の施設配置のあり方を検討していく必要があります。
- 施設使用料がそれぞれの施設によって異なっているため、料金の統一が必要となっています。また、施設使用料の減免については、減免規定等の見直しも必要となっています。
- 現在、市内には、海津・平田・南濃図書館があり、中央館 1 館、分館 2 館体制での運営をしています。
- 文化会館内にある南濃図書館は、海津・平田両図書館の 4 分の 1 の規模であり、市内の 3 図書館の中でも規模・利用度ともに低く、施設自体も老朽化してきています。今後は、図書サービスの観点から市内の 3 図書館をどのように事業展開していくかを考え、魅力ある図書館運営をしていく必要があります。
- 図書館では、読書の好きな市民をつくる取り組みとともに、各種の資料提供や生涯学習の機会を提供しています。図書館の利用状況をみると、入館者・貸出点数ともにおおむね伸びていますが、貸出利用者数は、やや減少しています。(表 16 参照)
- 図書館利用の希望者に対して図書館カードを発行していますが、平成 22 年 3 月末現在で市民の約 2 割強にあたる 8,935 人で横ばいの状態です。今後、市民が読書に親しむ観点からも、図書館カード登録者数を増やしていく必要があります。
- 貸出業務に不可欠な現行の図書館システムは、平成 24 年 11 月 30 日に 6 年間のリース期限が切れるため、システムの更新が必要になります。

- 市内に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に乳児健診時に絵本を無償で手渡すブックスタート事業を実施しています。この事業は、子どもの情操教育に役立ち、本に親しむ市民をつくる観点からも重要であり継続が必要です。

表 16 本市の図書館の利用状況

年 度	海津図書館			平田図書館			南濃図書館		
	貸出点数 (冊)	貸出利用者数 (人)	入館者数 (人)	貸出点数 (冊)	貸出利用者数 (人)	入館者数 (人)	貸出点数 (冊)	貸出利用者数 (人)	入館者数 (人)
H18年度	121,871	30,514	90,523	85,605	20,696	36,898	7,365	2,917	3,671
H19年度	124,452	28,130	87,910	100,860	20,690	26,494	11,024	3,164	7,535
H20年度	131,531	28,469	90,246	110,234	21,300	69,307	12,607	3,250	15,138
H21年度	137,596	28,424	90,175	117,011	21,970	76,761	13,540	3,486	17,440
H22年度	134,170	27,541	85,265	118,144	22,001	76,698	12,316	3,142	15,522

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①生涯学習基本計画策定の検討
- ②各種学習講座の充実
- ③社会教育諸団体の育成
- ④学習施設の再編・維持管理
- ⑤図書館施設・事業の充実

## 基本方針

市民が生涯学習を通じて多様な学習活動ができるよう、各種学級・講座の充実や指導者の発掘・育成に努めるほか、学習の場である社会教育施設の整備、ネットワーク化を進めます。

## 施策の内容

### ①生涯学習基本計画策定の検討

- 今後の生涯学習に対する市民ニーズに即した事業を推進するため、「海津市教育振興基本計画」と整合を図りつつ市民参加による「海津市生涯学習基本計画」の策定を検討していきます。

### ②各種学習講座の充実

- 市民の学習ニーズに対応するよう努めるとともに、行政でないとできない学習機会を提供するため、講座内容を検討し、必要に応じて再編・実施していきます。
- 専門知識を持つ市民の登録制度を活用して、市民ニーズに即した講座等の開設・推進を支援します。

### ③社会教育諸団体の育成

- 社会教育を推進するため、関係諸団体等の育成・支援を図ります。

## ④学習施設の再編・維持管理

- 市民の学習環境の公平性や充実を図るため、市内の各種学習施設の改築や廃止などを含めて今後の施設配置のあり方を検討していきます。

## ⑤図書館施設・事業の充実

- 市民の生涯学習活動を支援する情報拠点として、多様な資料要求に迅速かつ的確に対応するため、豊富な蔵書や資料の整備・充実を図るとともに、ネットワークを活用した市民サービスを推進し読書普及に努めます。
- 本に親しむ市民の増加を図るため、読書の重要性の啓発や新刊書の紹介等を強化して図書館カード登録者数の増加を図るとともに、NPO やボランティア団体等と連携して、読書会や「絵本の読み聞かせ会」などの図書館イベントを開催します。
- 図書館施設の今後のあり方について、市民参加のもとで検討します。

## 個別計画

- 海津市生涯学習基本計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「生涯学習・文化施設の整備状況・利用のしやすさ」について、不満と回答した市民の割合	%	20.4	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満回答を 20%以下に抑えるよう努める。		
生涯学習講座への市民参加率	%	9.8	10
指標の説明又は値の計算式	各種生涯学習講座受講者数／住民基本台帳人口		

## 施策③ 青少年の健全育成

### 現状と課題

- 核家族化、少子化、地域での子育て力の低下などに伴い、青少年が地域社会の一員としての意識や連帯感が希薄化し、健やかな成長の妨げとなる事例が増えていること等から、青少年の健全育成が重要な課題となっています。
- 本市では、成人の集い事業(成人式)の企画運営や子ども会育成会をはじめとする青少年健全育成団体の活動などを通して、同世代とのふれあいや社会との接点の場をつくり、連帯感の創出や社会参加意識の向上を促進しています。
- 成人の集い事業では、みんなが参加したくなる楽しい式典をめざし新成人による式典の進行を行っていますが、大人になるという人生での重要な節目であるため、厳粛な一面が必要ではないかという意見があります。今後、望ましい運営方法と内容を検討していく必要があります。
- 家庭・学校・地域が連携を図り、青少年が健やかに育つ環境づくりに努める必要があります。
- 本市では、青少年育成市民会議と連携しながら青少年非行防止活動を推進しています。
- 地域に青少年育成推進員を設けていますが、青少年推進員活動が末端まで周知されておらず、各地区の行事参加・活動状況に格差があります。
- 子ども会は、子どもの減少や地域での子どものつながりが弱まる中、活動も停滞傾向になっています。今後、子ども会活動の活性化を図るため、育成指導者やジュニアリーダーを育成するとともに、地域行事や各種活動との連携を強める必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①「成人の集い」行事の充実
- ②青少年の非行防止対策の推進
- ③子ども会活動の活発化

### 基本方針

家庭・学校・地域が連携を図り、青少年が健やかに育つ環境づくりに努め、地域ぐるみで行う青少年健全育成活動を支援します。

## 施策の内容

### ①「成人の集い」行事の充実

- 新成人の中から実行委員会を組織し、新成人が自らの企画で「成人の集い」を開催・進行していくとともに、その運営を支援していきながら、より成人としての自覚意識を高め参加者に感動を与える式典を目指します。

### ②青少年の非行防止対策の推進

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を高めるための青少年育成市民会議大会の開催や啓発活動を行い、「地域のおじさん・おばさん運動（地域の大人が子どもたちを温かく見守り、支援する国民運動）」を推進するなど市民ボランティア活動への参加を促進します。

### ③子ども会活動の活発化

- 子ども会組織の充実並びに自主的活動の支援強化を通じ、子どもの健全育成を推進することを目的に活動の活発化を図ります。
- 子ども会活動の向上を図るために、諸団体と連携し育成指導者やジュニアリーダーの育成を図ります。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市内の地域のおじさん・おばさん運動（地域の大人が子どもたちを温かく見守り、支援する国民運動）登録者数	人	306	400
指標の説明又は値の計算式	青少年の健全育成を目途とするボランティア登録者数の増加に努める。		

## 施策④ 文化の振興

### 現状と課題

- 文化の振興は、個性豊かな人間性や創造性を育み、ゆとりと潤いのある地域社会を形成するために重要な課題です。
- 近年、高学歴社会の進展や余暇時間の増大、経済的豊かさの向上等に伴い、日常生活の中で「心の豊かさ」を求めるニーズが高まっています。
- 本市では、市民が精神的な充足感を感じるとともに自ら文化・芸術活動に興味や関心を持ち活動ができるように、優れた芸術にふれる機会としての舞台芸術鑑賞、芸術・文化に関する知識を高める文化講演会を開催しています。しかし、芸術文化に関するニーズが多様化してきており、会場、日時の調整や内容等を検討していく必要があります。
- 本市では、文化協会が中心となって毎年文化祭を開催し、文化・芸術にふれる機会、日頃の文化活動を発表する機会を提供するよう努めており、今後も市民の主体的・創造的な文化芸術活動を促進していく必要があります。
- 芸術文化が多様化する中で市民の芸術文化活動の活発化を図るため、市民作品の募集内容等を検討しつつ様々なジャンルの企画・立案をし、実施を図る必要があります。しかし、市の財政状況も厳しく、事業規模を縮小せざるを得ない状況です。
- 市内には、地域の歴史に根ざした様々な文化財や史跡、伝統芸能等があります。中でも、貝塚遺跡は県下に2例しかなく、保全や指定範囲の拡大を含めた遺跡公園として管理していく必要があります。また、未調査地においては、文化財保護の必要性について市民の理解を得る必要があるとともに、発掘調査を実施し遺跡の全容を解明する必要があります。
- 文化財の保護については、郷土の歴史文化を守り、後世に正しく継承していくために、市内に所在する指定・登録文化財を適切に管理し、今後も引き続き文化財等歴史資料の調査を行う必要があります。(表17参照)
- 本市には、伝統行事として全国的に有名な「今尾の左義長」がありますが、後継者不足が懸念され、継承が難しくなる恐れがあります。
- 市歴史民俗資料館では、本市の歴史・民俗などに関する資料や情報を収集し、展示などを通して歴史や文化の保存と活用に努めていますが、年間を通しての入館者は伸び悩んでおり、今後その機能や展示内容等あり方の検討が必要です。

表 17 本市の文化財一覧表

## 市指定文化財一覧

種別	番号	名称	数量	所在地	指定日
史跡	1	駒野城跡	1	南濃町駒野	S31.8.20
	2	氏家ト全の墓	1	南濃町安江(碑) 太田(塚)	〃
	3	東天神古墳	1	南濃町駒野	〃
	4	行基寺古墳	1	南濃町上野河戸	S31.10.25
	5	志津三郎兼氏住居跡	1	南濃町志津	〃
	6	今尾渡し道標	1	平田町今尾	S51.6.15
	7	津屋城跡	1	南濃町津屋	S56.12.16
	8	円満寺山古墳	1	南濃町庭田	〃
	9	狐平古墳	1	南濃町境	H6.2.23
	10	七つ墓	1	南濃町志津	H13.9.5
	11	柑橘翁伊藤東太夫碑	1	南濃町太田	〃
	12	出来山三号墳	1	南濃町吉田	H15.12.15
	13	徳永寿昌墓碑	1	海津町高須	H17.2.22
名勝	1	臥龍山行基寺	—	南濃町上野河戸	S31.10.25
天然記念物	1	志津の養老ナシ	2	南濃町志津	S31.8.20
	2	出来山の千本桜	約 450 本	南濃町吉田	S34.2.6
	3	ハリヨ	—	南濃町全域	S56.12.16
	4	駒野のイヌマキ	1	南濃町駒野	S63.12.9
	5	諏訪神社のマキ	1	南濃町松山	H2.7.24
	6	杉生神社のヒツバタゴ	1	南濃町太田	H6.2.23
	7	八幡神社のイチヨウ	1	南濃町山崎	H6.2.23
有形文化財	1	木彫観音立像	1	海津町油島	S30.9.27
	2	木彫観音立像	1	海津町日原	〃
	3	山越弥陀三尊仏	1	南濃町上野河戸	S31.10.25
	4	古磬	1	〃	〃
	5	時計コレクション	5	〃	〃
	6	七重塔	1	〃	〃
	7	武装半跏像	1	〃	〃
	8	釈迦如来立像	1	〃	〃
	9	阿弥陀如来(頭部)	1	〃	〃
	10	御墨印	1	〃	〃
	11	西願寺山門	1	平田町今尾	S54.9.5
	12	四方織部釉小菊印花文大香炉	1	〃	S60.10.26
	13	黄瀬戸釉狛犬	1 対	〃	〃
	14	早川邸	5	平田町三郷	H15.10.15
	15	円成寺の大提灯	1 対	南濃町太田	H15.12.15
	16	八手観世音菩薩像	1	海津町日原	H17.2.22
	17	円空仏	1	海津町瀬古	〃
	18	高須別院梵鐘	1	海津町高須町	〃
	19	徳永寿昌・昌重連署状	1	海津町萱野	〃
	20	釈迦如来坐像	1	南濃町庭田	H21.4.9
	21	薬師如来坐像	1	〃	〃
	22	大日如来坐像	1	〃	〃
	23	十一面観世音菩薩立像	1	〃	〃

	24	聖観世音菩薩立像	1	〃	〃
	25	阿弥陀如来坐像	1	〃	〃
	26	木造天部像	4	〃	〃
	27	地藏菩薩坐像	1	〃	〃
有形民俗	1	本町軈	1	海津町萱野	H4.10.1
	2	末広町軈	1	海津町高須町	〃
	3	山車・恵比須神	1	平田町今尾	H6.11.16
	4	本阿弥新田助命壇	1	海津町本阿弥新田	H9.12.12
無形民俗	1	高田の甘酒まつり	—	平田町高田	S54.9.5

## 国指定文化財一覧

史跡		油島千本松締切堤	1	海津町油島	S15.7.12
----	--	----------	---	-------	----------

## 国登録文化財一覧

有形文化財		羽根谷砂防堰堤(第1堰堤)	1	南濃町奥条	H9.9.3
		羽根谷砂防堰堤	1	〃	H10.1.16
		伊藤家住宅主屋	1	南濃町吉田	H20.3.7
		伊藤家住宅収蔵庫	1	〃	H20.3.7

## 県指定文化財一覧

史跡	46	高須藩主歴代墓	9	南濃町上野河戸	S32.7.9
	47	石津薩摩工事義歿者墓	13	南濃町太田	〃
	48	羽沢貝塚	1	南濃町羽沢	〃
	49	庭田貝塚	1	南濃町庭田	〃
	159	春岱今尾窯跡	2	平田町今尾	S51.12.21
	163	今尾常榮寺薩摩工事義歿者墓	1	〃	S56.5.19
天然記念物	12	松山諏訪神社の大クス	1	南濃町松山	S32.7.9
	203	梶屋八幡神社社叢	1	海津町稲山	S58.2.25
	208	杉生神社のケヤキ	1	南濃町太田	H8.7.9
重要文化財	35	板碑	1	南濃町上野河戸	S32.7.9
	42	一光三尊弥陀仏	1	〃	S32.12.19
	432	蛇池宝篋印塔	1	平田町蛇池	S52.11.18
重要無形	41	今尾左義長	—	平田町今尾	S55.1.18

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①文化事業の推進
- ②文化団体の育成・支援
- ③文化財の調査・保全・活用の推進
- ④歴史民俗資料館の活性化

## 基本方針

市民が、豊かな芸術文化に接することができる機会を提供するとともに、文化施設の整備、文化行事の活性化、文化団体・グループの育成に努めます。

## 施策の内容

### ①文化事業の推進

- 参加型の市民創作活動の支援・環境整備や、市民ニーズを踏まえた質の高い文化芸術にふれる機会の提供を図ります。

### ②文化団体の育成・支援

- 市内の文化活動を担う人々や団体が継続していきいきと活動が行え、市民文化の高揚・情報発信が図れるよう、各種文化団体の育成・支援を図ります。

### ③文化財の調査・保全・活用の推進

- 文化財や伝統芸能の資料収集及び調査研究を図りながら、愛護思想の普及、後継者の育成・支援を図り次世代への継承を促進します。
- 地域の歴史的教育資源を活用した教育プログラムを作成し、子どもたちの郷土学習機会を強化します。

### ④歴史民俗資料館の活性化

- 郷土の歴史や民俗資料を収集・整理・保存し、貴重な文化財を次世代に継承するとともに、公開展示方法を工夫し、来館者の増加を図ります。
- 市民への文化財を活用した教育普及事業の充実を図ります。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「文化財・伝統行政の保護対策」について、不満と回答した市民の割合	%	11.0	11.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
文化団体登録者数	人	2,004	2,200
指標の説明又は値の計算式	市民が主体となった文化振興を図るため、文化団体登録者の増加に努める。		

## 施策⑤ スポーツ活動の振興

### 現状と課題

- スポーツ活動の振興は、市民が健康で生きがいのある人生を送るために重要な課題です。
- スポーツ振興計画の策定を通して、誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて身近にスポーツを親しむことができる環境を整備・推進することが求められています。
- 本市では、2012年「第67回国民体育大会ぎふ清流国体」の正式競技として「カヌースプリント（長良川国際レガッタコース）」及び「バレーボール（少年女子）（南濃体育館、県立海津明誠高校体育館）」、並びに公開競技の「トライアスロン」、デモンストレーションとしてのスポーツ行事の「ビーチバレー」が開催されることから、市民総参加で思い出に残る大会にする必要があります。
- 本市では、体育指導委員会、体育振興会、体育協会、スポーツ少年団などの組織・団体により、市全体及び各地域において市民参加のスポーツ教室・行事が実施されており、市民にスポーツの場を提供しています。
- 多様化するスポーツニーズに応えるため、地域性を活かした総合型スポーツクラブ<sup>\*1</sup>が、平成20年度に平田地区（スマイルクラブこん平田）で、平成22年度に南濃地区（南濃スポーツクラブ）で設立されたところであり、今後は会員の増加を図るべく活動内容の充実や体育振興会との連携を図ることが求められます。
- 指導者の不足や各種体育施設の老朽化による閉鎖等により、現存する施設に利用が集中するなど、市民のスポーツ活動に支障が生じています。そのため、利用者調整会議の開催により施設利用者相互の利用調整を図っています。しかしながら、ほとんどの施設において施設・設備の老朽化が進んでおり、予算面からも修繕対応に課題が生じています。
- 海津市民プールは、平成19年度より指定管理者制度を導入して管理・運営を行っています。
- 長良川リバーサイドパーク誘致事業については、長良川サービスセンター西に水上スポーツ関連の拠点として6区画の分譲地を造成し、誘致活動を行っています。周辺には未利用地もあり、長良川リバーサイドパークとあわせて総合的な利用方法について検討する必要があります。
- 市財政が年々厳しさを増す中で、多くのスポーツ団体活動が市の補助金に大きく依存している状況にあります。今後は自主財源による運営を目指しての指導を強化し、人的にも自主的運営が可能となる組織・団体を育成していく必要があります。

※1 統合型スポーツクラブ 地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、①複数の種目が用意されている。②子どもから高齢者、初心者から競技者まで、地域の誰もが、年齢・興味・関心・レベルなどに応じて活動できる。③活動の拠点となる施設があり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。④質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる、などの特徴を持っている。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①スポーツ活動（行事）の充実
- ②スポーツ施設・備品の充実
- ③スポーツ組織・団体の指導・育成

## 基本方針

市民が健康でいきいきとした日常生活を送れるよう、既存の体育施設の整備・充実やネットワーク化を図るとともに、指導者の養成・確保に努めます。また、地域に根ざしたスポーツを推奨するほか、スポーツ・レクリエーション活動の活性化・市民の自主的運営を実現するために、総合型地域スポーツクラブの組織構築を支援します。

## 施策の内容

### ①スポーツ活動（行事）の充実

- 2012年「第67回国民体育大会ぎふ清流国体」の成功に向け、市民総参加のもと、思い出に残る大会にするため、市民への啓発、市民ボランティアの育成などの諸事業の推進を図ります。
- 市内を会場に開催される広域的なスポーツ行事の充実を図り、スポーツ人口の底辺拡大を推進します。
- 軽スポーツ教室の開催、及びスポーツ関連団体が行う各種スポーツ大会の開催を支援します。

### ②スポーツ施設・備品の充実

- 地域住民が気軽にスポーツ活動ができるようにするために、「海津市スポーツ振興計画」を策定し、計画に基づく既存の体育施設の適切な修繕を実施し、その維持・活用を図ります。
- 学校の体育施設のさらなる有効利用を図り、誰もが快適にスポーツができる環境を整備します。
- 海津市民プールについては、引き続き指定管理者制度による管理・運営を継続していきます。
- 長良川リバーサイドパークについて、周辺地区の整備と合わせて総合的に検討していきます。

### ③スポーツ組織・団体の指導・育成

- 体育協会やスポーツ少年団など、スポーツの振興に寄与する団体を支援するとともに、

将来的には自立した運営ができるよう指導していきます。

- 新たにスポーツに親しもうとする人の受け皿として、市体育協会と総合型地域スポーツクラブの役割分担を検討するとともに会員拡大の支援を行います。
- スポーツ振興において指導者の果たす役割が極めて大きいことに鑑み、体育指導委員やスポーツ少年団指導者、その他の実技指導者などの研修機会の提供、県等が主催する研修会への参加支援を通して養成と資質の向上を図ります。

## 個別計画

- 海津市スポーツ振興計画

## 施策の成果指標

成果指標		単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「スポーツ施設の整備状況・利用のしやすさ」について、不満と回答した市民の割合		%	30.1	30.0
指標の説明又は値の計算式	施設の老朽化による縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。			
体育施設の利用者数		人	284,838	300,000
指標の説明又は値の計算式	体育施設（学校開放を含む市内全体育施設）の延べ利用者数／年間			

## 施策⑥ 地域間交流・多文化共生の推進

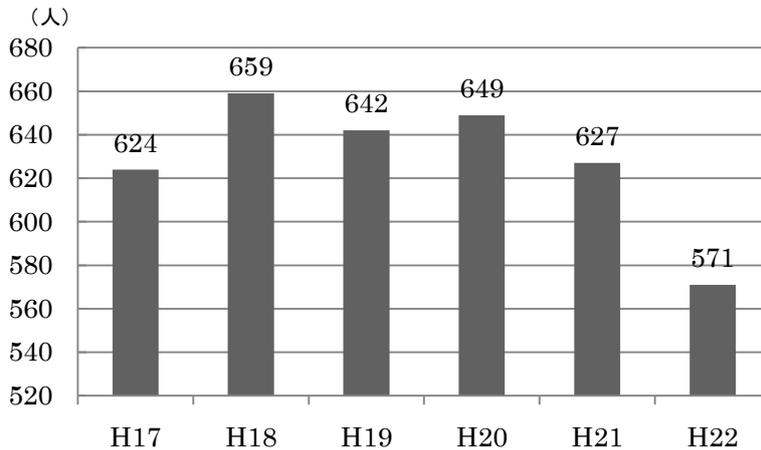
### 現状と課題

- 通信手段や交通手段が飛躍的に発展し、市民生活レベルにおいても、人・モノ・文化・情報などの交流が国を超えて地球規模で展開されています。今後一層国内外の多様な国や地域との交流が活発に行われると考えられ、地域の経済振興を図り、市民の国際感覚を養うための地域間交流・多文化共生の推進が重要な課題となっています。
- 本市の国際交流は、中華人民共和国江西省と友好関係にあり、毎年訪問団の受け入れを行っていますが、今後は受け入れだけではなく、地域の文化を学び相互理解を深めたり、さらには中国だけではなく低開発国や地域への支援を図ったりするなど、交流のあり方を検討する必要があります。
- 旧海津町が姉妹都市関係にあったアメリカ合衆国アボンデール市との交流については、平成 17 年度以降、協議中のままの状態が続いており、今後、継続するのか終了するのか、早期に結論を出す必要があります。
- 国内交流では、歴史的なつながりをもつ鹿児島県霧島市と姉妹都市関係にあり、また山形県酒田市とは友好都市関係にあります。
- 国内における姉妹都市交流については、交流活動を周知するため、情報発信を強化していく必要があります。特に今後は、霧島市への訪問・交流会への若い世代の参加を増やすように工夫する必要があります。
- 毎年、本市と霧島市及び酒田市との間で、児童・生徒の交流事業を実施しています。しかし、ホームステイ型の交流であることなどから参加者の確保が困難な状況もあります。霧島市との交流においては、生徒交流事業の拡大を実施してきましたが、酒田市については、参加希望者が減少しており、今後の進め方についての検討が必要となっています。
- 平成 22 年 4 月 1 日現在の本市の外国人登録者数は 571 名で、人口 39,172 人の約 1.45%とそれほど多い状況ではありません。(図 1 参照)
- 本市に在住する外国人を国籍別で見ると、中国が最も多く全体の 64%を占め、次いでブラジル、フィリピンの順になっています。(図 2 参照)
- 平成 20 年 6 月に、市内在住の 18 歳以上の外国人 537 人に対し「海津市在住外国人意識アンケート調査」を実施（回収率 17.9%）し、生活要望等の把握に努めています。
- アンケート結果では、外国人が必要としている情報としては、仕事に関することや生活をしていく中での保健、医療、福祉分野の情報となっています。また、日常生活面では、「困っていない」という外国人が多かったものの、「困りごとがあっても相談先がわからない」、「外国人を対象とした日本語教室がない」、「日本語を教えてくれるボランティアもいないため話をする相手がいなく孤立感を抱えている」、「地域の人々と交流し日本

での習慣を積極的に学びたい」という意見がありました。

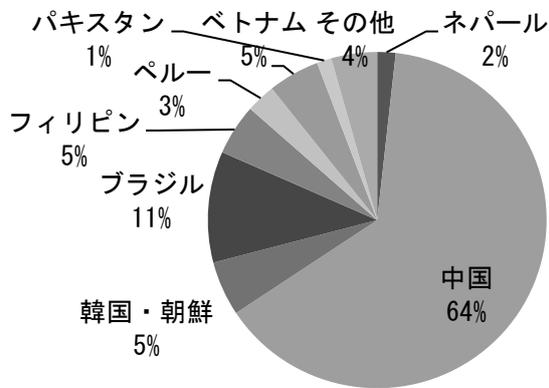
- 本市の外国人登録者数は年々減少傾向にあります。経済・社会のグローバル化により、今後、市内の外国人居住者数は増加していくことも考えられます。そのため、生活習慣の相違や日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぎ、外国人と日本人が互いに尊重され共生しやすい環境の整備を図っていく必要があります。

図1 本市の外国人登録者数の推移（各年4月1日現在）



資料:市民課

図2 本市の国籍別外国人登録者の割合（平成22年4月1日現在）



資料:市民課

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①国際交流の再検討
- ②国内都市交流の充実
- ②多文化共生の推進

## 基本方針

市民が幅広い視野を持ち、見聞を広められるよう、姉妹都市をはじめとする地域間交流を推進します。また、市民の国際感覚、国際協力気運を醸成するため、国際理解教育、多様な国際交流・協力事業を推進するとともに、多文化共生社会を支える人づくりに努めます。

## 施策の内容

### ①国際交流の再検討

- 既存の国際都市交流活動内容を見直すとともに、時代にあった海外都市等との姉妹・友好都市の選定を行い、有意義な相互理解と交流ができるように努めます。
- 市民による自主的な友好都市等の活動を奨励・支援します。

### ②国内都市交流の充実

- 国内における姉妹都市・友好都市交流活動について、マスコミやインターネット等を活用して市民への情報発信に努めるとともに、市民の交流活動への積極的な参加を促進します。特に、若い世代が交流事業に参加しやすい環境づくりに努め、交流活動の充実を図ります。また、姉妹都市との連携、市民交流組織への行政の応援体制を強化していきます。
- 全国都市会議などの都市の経験交流や交流イベントへ積極的に参加し、本市の知名度アップや行政情報の収集、他都市の職員・市民とのネットワークづくりを強化します。

### ②多文化共生の推進

- 外国語による生活情報の提供のほか、在住外国人に対する生活相談の充実、地域でのサポート体制の構築や身近な交流機会の提供に努め、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。
- NPO等と連携して一般市民と外国人市民との交流機会の提供、交流イベントの開催などを行い、市民同士の心の交流を推進・支援していきます。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「姉妹都市・国際交流活動の取り組み」について、不満と回答した市民の割合	%	16.1	16.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
暮らしのガイド言語種類数	種類	3	5
指標の説明又は値の計算式	様々な外国人にとって暮らしやすいまちとなるよう多くの言語種類の暮らしのガイド作成に努める。		

## 【政策Ⅴ】

地域の特徴を活かした、

活力ある産業のまちづくり

## 【施策】

①農林漁業の振興

④観光の振興

②商業の振興

⑤働きがいのある職場づくりの促進

③工業の振興

## 施策① 農林漁業の振興

### 現状と課題

- 農林漁業の振興は、食糧生産という人間が生きていくためには欠くことが出来ない大きな役割を持っており、手入れの行き届いた農地・山林は、自然環境保全面や景観形成面でも重要な役割を持っています。
- 本市は、濃尾平野の穀倉地帯の一角にあり、水稻、小麦や大豆等の穀物やトマト・きゅうり・なす・イチゴ・メロンといった施設園芸作物の生産が盛んです。南濃地区の丘陵地では、みかん・柿の果樹栽培が行われています。
- 本市における集落営農組織の規模及び数は県下有数ですが、全国的傾向と同様に担い手の高齢化が進んでおり、担い手の育成や更なる経営の合理化・充実策が必要です。
- 農業生産基盤等土地改良施設の整備は進みましたが、今後は、耐用年数による用排水路等施設の老朽化に伴い、維持管理面で多額の経費が必要になってきます。
- 低農薬栽培、地産地消が提唱されるなど消費者の食の安全に対する意識はますます高まっており、消費者や市場のニーズに合った高品質・高付加価値の農産物を提供するとともに、農産物のブランド化を図る必要があります。
- 異常気象等によりカラスやシカ、イノシシなどの鳥獣が生息している地域での食物不足や行動範囲の拡大などにより、農産物の被害が増大しています。また近年、繁殖性が高い特定外来生物のヌートリアとアライグマが多数市内にも生息しており、農作物被害だけでなく、堤防の弱体化や生態系への影響等も懸念されます。
- 農業委員会では、農地法等に基づく事務の実施や遊休農地、違反転用等の発見・防止のため農地パトロールを実施していますが、現状は、後継者不足などの問題から遊休農地が年々増加しています。その結果、雑草の繁茂による病害虫の発生や火災発生の恐れなど周辺環境に悪影響を及ぼすと予測されるため、優良農地の確保が必要となっています。
- 林業は、育林に時間を要し製品化するまでに多大な労力や経費を要します。近年は、輸入木材が大部分の建築材として使用されるため、国内産木材の需要が低迷し、市民の林産所得はほとんどなく、そのため森林管理の低下が進み、山地崩壊等の災害の危険性の増大や水環境への影響が懸念されます。このため、長期的な視野に立って林業振興をいかに図るかが大きな課題です。
- 駒野奥条入会財産区及び羽沢財産区では、土地の保全や水源のかん養、生態系の保全など森林の持つ機能を高めるよう適正な森林管理に努めています。今後は、市民の憩いの場としての森林空間の利用や木材を利用した特産物の振興を推進していく必要があります。
- 本市は、木曾川・長良川・揖斐川の三大一級河川などを有し、その河川域において古代

より魚類やシジミ採りなどの河川漁業が行われてきました。しかし、近年、異常気象や生息環境等の変化により、漁獲量が減ってきています。また、漁業者の高齢化と後継者不足の問題も抱えている中で、漁業を展開していくためには漁業者の育成を図る等の対策が必要です。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①農業基盤の整備と維持管理の充実
- ②特産品生産の振興
- ③担い手の育成・支援
- ④有害鳥獣対策の強化
- ⑤優良農地の確保
- ⑥地場流通システムの充実・推進
- ⑦森林の整備・管理・活用の充実
- ⑧河川漁業の振興及び漁業者の育成

## 基本方針

農業生産基盤の適正な維持管理を進めるとともに、農地の流動化や農作業の受委託良農地の保全と中核的担い手農家の育成・確保を図ります。また、都市近郊農業の振興を図るとともに、ブランド化の推進等により付加価値を高め、魅力ある農業の振興を図ります。さらに、グリーン・ツーリズムを推進します。林業については、森林のもつ水源かん養などの公益的機能を高め、適正な森林管理に努めるとともに、特産林産物の振興を推進します。一方、伝統的な川魚の食文化を発展させるために、河川環境の保全・再生に努めるとともに、保護増殖事業の整備・充実を図ります。

## 施策の内容

### ①農業基盤の整備と維持管理の充実

- 効率的な農作業に不可欠な農道の整備・維持補修を推進します。
- 県営関連事業及び、土地改良区等への用排水機施設の維持管理費を支援し、不良の修繕等を迅速に行い良好な農作業環境を保持します。
- 各集落営農団体の経営の合理化のため、大規模集積化・法人化・統廃合に関する指導を強化します。

### ②特産品生産の振興

- 県農業普及課と連携し、高品質、高付加価値のある農産物の選定と生産体制の確立に努めます。
- 特産品と位置付けた農産物をPRするため、2つの道の駅（「クレール平田」・「月見

の里南濃)」の直売所を有効活用しイベント等を実施し販売を促進します。

- 市内で生産されている農産物のブランド化を図るための効果的な方法を西美濃農業協同組合や西濃農林事務所等との連携のもとで検討し推進します。
- 減農薬・減化学肥料による安全で安心な農産物の生産を促し、「ぎふクリーン農業」など環境にやさしい農業の普及・啓発を支援します。
- 畜産経営の振興のため、研修機会の充実などによる担い手の育成・確保、公害防止措置への支援等に努めます。

### ③担い手の育成・支援

- 営農組合の企業型経営としての経営改善を推進するため、農地の利用集積による農業経営規模の拡大・農作業の効率化を図るべく、各営農団体に対して機械・施設に係る費用の一部助成を継続して進めます。
- 農業再生協議会を円滑運営し、農業者戸別所得補償制度の有効活用を通じて、営農組合も含めた農業者全体の所得安定を図ります。
- 担い手の高齢化、後継者不足を解消するため、新規参入希望者に対する積極的な助成・指導を行います。

### ④有害鳥獣対策の強化

- カラス、シカ、イノシシなど鳥獣による農作物被害の深刻化を食い止めるため、「海津市有害鳥獣被害防止計画」に基づき、防護・追い払い・捕獲など総合的な防止対策に取り組みます。また、農地への防護施設（柵等）の設置を支援します。
- 繁殖性の高い特定外来生物であるヌートリアとアライグマを駆除するため、「海津市特定外来生物防除計画」に基づき市民と一体となった捕獲・駆除活動を展開します。
- 植物防疫協会の活動を支援し、水田経営に影響を及ぼす病害虫の防除及び抑制効果のある土作りを目指します。

### ⑤優良農地の確保

- 優良農地を確保するため、無秩序な転用を抑制すべく農業委員会の転用許可業務の厳格化を図るとともに、土地利用計画の管理精度の向上を図ります。
- 遊休農地を的確に把握して、その利用・活用を図るための所有者への指導強化、受委託の促進、中山間地域への支援などを行い遊休農地解消に取り組みます。

### ⑥地場流通システムの充実・推進

- 2つの道の駅（「クレール平田」・「月見の里南濃」）の直売所において、消費者ニーズに呼応しつつ、安全で安心かつ新鮮な地元農産物を販売します。
- 学校給食による地産地消を促進します。

### ⑦森林の整備・管理・活用の充実

- 効率的な森林整備事業に不可欠な林道を整備します。
- 各種補助金を活用して間伐を進めるなど、財産区への支援・指導を含めて適正な森林管理に努めます。

- 緑化推進を図るため、山林所有者のみならず市民全体に対し、樹木の育成や間伐の大切さについて普及・啓発します。
- 市民の憩いの場を確保するため、月見の森を良好な状態に維持・管理していきます。

### ⑧河川漁業の振興及び漁業者の育成

- 将来にわたって、安定した漁獲を維持するため、川魚の放流や、国・県と連携した河川環境の保全・再生に取り組みます。

#### 個別計画

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 海津市水田農業ビジョン
- 海津市有害鳥獣被害防止計画
- 海津市特定外来生物防除計画

#### 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「農林業の振興施策(農地の管理・営農対策等)」について不満と回答した市民の割合	%	17.8	17.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
農業産出額	百万円	8,495 (H18)	8,500
指標の説明又は値の計算式	生産農業所得統計		
直売所の農作物売上額	百万円	454	480
指標の説明又は値の計算式	クレール平田、月見の里南濃の直売所の農作物売上額/年間		

## 政策V 地域の特徴を活かした、活力ある産業のまちづくり

## 施策② 商業の振興

## 現状と課題

- 商業の振興は、市民の身近な買物場所の確保を図るとともに、地域の基幹産業として雇用の場の確保や、まちの賑わいの場、市民の日常の交流・ふれあいの場の形成など地域経済の活性化を図る上で重要な課題です。
- 平成19年の商業統計調査によると、本市の事業所数は473店、年間商品販売額424億円となっています。平成14年と比較すると、事業所数及び従業員数ともに減少しており、年間商品販売額については、家具・じゅう器・機械器具小売業や織物・衣類・身の回り品小売業などの事業者数及び従業員数が減少しているため、2.6%の微増にとどまっています。(表18参照)
- 本市では、消費者ニーズの多様化、周辺都市等の郊外大型店の立地等に伴い購買者の流出がみられ、既存の商店街は大きな影響を受けています。今後、市民要望の高い商業施設の利便性を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、本市においても今後魅力ある商業地を創出していくための検討が必要です。
- 地元商店の中には、店舗の老朽化、経営者の高齢化、後継者不足による廃業店舗が増え商店街の空洞化の進行等による環境悪化が見られるなど、商店街としての活気や魅力の低下を招いており、地域商業の発展を図る上で厳しい状況となっています。
- 今後、地元商店街の再生・活性化や商業経営の近代化・合理化を進めていくために、商工会との連携を図り、魅力ある商店街形成と活性化への取り組みを積極的に支援する必要があります。

表18 商業統計調査

	事業所数			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
	H14	H19	前回比	H14	H19	前回比	H14	H19	前回比
各種商品卸売業	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
繊維・衣服等卸売業	2	3	50.0%	13	20	53.9%	X	140,856	X
飲食料品卸売業	16	18	12.5%	151	121	△19.9%	345,177	242,598	△29.8%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	11	11	0%	57	56	△1.8%	189,511	182,479	△3.8%
機械器具卸売業	7	9	28.6%	34	51	50.0%	X	196,305	X
その他の卸売業	12	11	△8.4%	83	129	55.5%	379,455	490,379	29.3%
各種商品小売業	1	1	0%	5	2	△60.0%	X	X	X
織物・衣服・身の回り品小売業	53	41	△22.7%	133	116	△12.8%	141,898	127,067	△10.5%
飲食料品小売業	192	155	△19.3%	1,015	981	△3.4%	1,308,951	1,383,297	5.7%
自動車・自転車小売業	40	40	0%	176	151	△14.2%	X	298,182	X
家具・じゅう器・機械器具小売業	72	54	△25.0%	233	186	△20.2%	311,361	182,609	△41.4%
その他の小売業	147	130	△11.6%	652	587	△10.0%	908,400	X	X
計	553	473	△14.5%	2,552	2,400	△6.0%	4,135,784	4,240,440	2.6%

Xは統計法第14条による秘匿扱いのもの

商業統計調査は、平成19年6月1日現在と平成14年6月1日現在のデータを使用

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①魅力ある商業地の創出
- ②地元商店街の再生・活性化
- ③商業経営への支援の充実

## 基本方針

活気ある商店街・商業地づくりをめざすため、商工団体と連携して商店の近代化・合理化支援、担い手の育成、商業者による共同事業の推進を支援するとともに、市街地を再生し、活性化するよう努めます。

## 施策の内容

### ①魅力ある商業地の創出

- 車での利用の利便性の高い主要幹線道路の沿線に、地元商店との共存共栄に配慮しながら、広域的な集客が期待できる専門性の高い量販店や飲食店などの商業施設を誘導し、魅力ある商業地創出に努めます。

### ②地元商店街の再生・活性化

- 地元商店経営者、市商工会と連携を図りながら、魅力あるイベント等の開催や地域の特徴を生かした商店街の環境整備、商店街としての経営改善の取り組みを進め、商店街の活性化に努めます。

### ③商業経営への支援の充実

- 市商工会と連携して経営相談・指導・各種研修会の実施を通じて、経営者・後継者の意識向上と商業経営の合理化、安定化を推進するための各種融資制度の斡旋等支援を行います。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「日常の買物の便利さ」について不満と回答した市民の割合	%	41.1	30.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、10 年かけて不満を 20%まで下げる目標とし、5 年ではその中間の値とする。		
市民アンケート調査で、「商業の振興施策（商店街整備・賑わい創出策等）」について不満と回答した市民の割合	%	40.9	30.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、10 年かけて不満を 20%まで下げる目標とし、5 年ではその中間の値とする。		
年間商品販売額	億円	424 (H19)	450
指標の説明又は値の計算式	商業統計調査		

## 施策③ 工業の振興

### 現状と課題

- 工業の振興は、人口定住に結びつく地元雇用力を高めるとともに、法人税収入等の増加を通して地域経済を豊かにする上で重要な課題です。
- 平成 21 年の工業統計調査によると、本市には従業員 4 人以上の工場がプラスチック製品や金属製品を中心に 180 事業所が立地しており、従業員数 3,669 人、製造品出荷額は 829 億円となっています。(表 19 参照)
- 平成 18 年度～平成 20 年度の 3 年間をみると、市内の事業所数はやや増加傾向が見られましたが、平成 21 年は景気低迷もあり平成 20 年と比較すると事業所数は 6.8%の減少、従業員数は 8.6%の減少、製造品出荷額等は 27.6%も減少しています。(表 19 参照)
- 企業立地に関する支援措置については、平成 19 年度に「企業立地促進法に基づく基本計画」を西濃圏域で策定して国の同意を得たことにより、特別償却や低利融資の国の支援措置が受けられます。また市独自の支援措置として、平成 17・18 年度に条例を制定し、固定資産税の減免や企業立地促進奨励金を交付しています。
- さらに、「海津市工場立地法の特例措置に関する条例」を平成 20 年 3 月に制定し、「企業立地促進法基本計画」で指定されている重点促進区域に立地する企業について、工場敷地内の緑地及び環境施設の面積を緩和しています。
- 企業のいっそうの受け入れ基盤整備のため、県土地開発公社と協定を締結し、駒野工業団地開発事業を進めています。
- 今後、あらゆる機会やつながりを利用して企業の積極的な誘致を図るとともに、いっそう企業の受け入れ態勢の整備を進めていく必要があります。
- 立地企業の経営等支援について、担当者が企業を訪問して合理化・近代化支援策についての説明をする中で、平成 21 年と平成 22 年に各 1 社が経営合理化・近代化のための日本政策金融公庫の低利融資を受けることができました。
- リーマンショック以降の長引く不況の影響を受け、市内の工業は厳しい経営環境が続いており、独自の技術力・製品開発力の向上や経営の合理化・近代化、求められる従業員の確保への支援が必要となっています。

表 19 工業統計調査

	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額等(万円)		
	H20	H21	前年比	H20	H21	前年比	H20	H21	前年比
食 料 品 製 造 業	10	10	0%	214	202	△5.7%	187,307	181,694	△3.0%
飲料・たばこ・飼料製造業	1	1	0%	21	21	0%	X	X	-
織 維 工 業	23	18	△21.8%	495	450	△9.1%	802,345	617,368	△23.1%
木材・木製品製造業 (家具を除く)	6	6	0%	106	104	△1.9%	169,636	143,750	△15.3%
家具・装備品製造業	10	9	△10.0%	270	231	△14.5%	483,062	316,022	△34.6%
パルプ・紙・紙加工品製造業	5	5	0%	75	72	△4.0%	81,249	63,501	△21.9%
印刷・同関連業	2	3	50%	34	41	20.6%	X	46,547	-
化 学 工 業	-	1	-	-	8	-	-	X	-
石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	30	26	△13.4%	641	573	△10.7%	1,753,136	1,316,701	△24.9%
ゴ ム 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1	0%	5	7	40.0%	X	X	-
窯業・土石製品製造業	15	14	△6.7%	479	408	△14.9%	944,725	847,331	△10.4%
鉄 鋼 業	4	5	25.0%	79	81	2.6%	359,695	313,919	△12.8%
非鉄金属製造業	4	4	0%	35	32	△8.6%	39,857	26,646	△33.2%
金属製品製造業	24	21	△12.5%	376	320	△14.9%	1,313,868	1,024,904	△22.0%
はん用機械器具製造業	5	6	20.0%	229	238	4.0%	406,610	305,546	△24.9%
生産用機械器具製造業	12	10	△16.7%	190	142	△25.3%	390,260	236,764	△39.4%
業務用機械器具製造業	1	2	100.0%	44	66	50.0%	X	X	-
電子部品・デバイス・電子回路 製 造 業	2	2	0%	15	14	△6.7%	X	X	-
電気機械器具製造業	12	10	△16.7%	233	190	△18.5%	430,218	308,062	△28.4%
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	21	21	0%	430	426	△1.0%	767,907	660,327	△14.1%
その他の製造業	5	5	0%	42	43	2.4%	87,113	59,188	△32.1%
計	193	180	△6.8%	4,013	3,669	△8.6%	11,446,988	8,287,797	△27.6%
Xは統計法第14条による秘匿扱いのもの									
工業統計調査は、平成21年12月1日現在と平成20年12月1日現在のデータを使用									

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①企業誘致の推進強化
- ②既存工業の育成支援

### 基本方針

都市の活力を高め、市民の雇用機会と豊かな暮らしを確保するため、既存工業の合理化・近代化を支援するとともに、環境との共生に配慮した企業誘致を進めます。

### 施策の内容

#### ①企業誘致の推進強化

- 駒野工業団地や民間未利用地への企業誘致を国・県等と連携して積極的に展開し、環境に配慮した雇用力の高い優良企業の立地誘導を図ります。
- 積極的に企業誘導を図るため、必要に応じて企業誘致条例の見直しを行います。

## ②既存工業の育成支援

- 商工団体等の関係機関と連携して、既存工業の経営の合理化、近代化を図るための各種資金融資等の情報提供と手続き等の支援を行います。
- 企業の研究開発能力の向上をめざし、地元企業、大学、研究機関等の産官学連携を支援します。

### 施策の成果指標

成果指標		単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「工業の振興施策（融資制度・工業誘致等）」について不満と回答した市民の割合		%	36.0	27.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、10 年かけて不満を 20%まで下げる目標とし、5 年ではその中間の値とする。			
製造品出荷額等		億円	829	1,000
指標の説明又は値の計算式	工業統計調査			

## 施策④ 観光の振興

### 現状と課題

- 観光の振興は、交流人口の増加による地域経済の活性化を図るとともに、観光客が訪れたい魅力づくりを通して市民のわがまちへの誇りを醸成するための重要な課題であり、近年、観光の発展が都市経営に果たす役割は、益々大きくなっています。
- 本市の観光入込客数は、年間約 650 万人（平成 21 年岐阜県観光レクリエーション動態調査）ですが、その内訳を見ると千代保稲荷神社（約 210 万人）、千本松原・国営木曾三川公園（約 190 万人）と、この 2 カ所で全体の約 6 割を占めています。
- 平成 20 年西濃圏域での観光客一人当たり消費額は、日帰り客が 2,616 円に対し、宿泊客は 15,957 円となっています。経済波及効果から考慮すると、宿泊型観光の充実が望まれますが、本市には宿泊施設が 1 カ所しかないことや、名古屋市から 30 km の至近距離にあり自動車によるアクセスの良さから、日帰り型の観光を核とせざるを得ない状況です。
- 本市には、古くからの歴史と伝統があり、また養老山地、木曾三川の雄大な自然資源、今尾の左義長、高須城跡、輪中堤、砂防ダムなどの歴史文化資源、桜・彼岸花などの四季折々の景観による観光資源があり、観光地としての一層の魅力アップのため、新たな誘客資源の発掘・整備、PR 戦略が必要です。
- 平成 20 年 2 月に総合的な観光振興に取り組むために「海津市観光協会」を設立し、観光PRや物産販売を年 30 回以上実施するようになりましたが、配置人員が十分ではなく活動には制約がある状況です。
- 本市観光マップ外国語版（英語・中国語）を作成し、外国人に対するPRの強化を図ったところですが、観光客にまちの歴史、観光資源の紹介や説明などを行う観光ボランティアがいないため、本市の歴史的・文化的価値のある資源が十分に伝えられていません。
- 大垣市、羽島市、養老町、輪之内町、愛知県愛西市・津島市、三重県桑名市など近隣市町との一層の連携を検討していく必要があります。
- 市内においても、入込客数の多い施設から他の施設へのネットワーク化が確立されていないため、本市の豊富な観光資源が活かされていない面があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①新たな観光資源の発掘と既存観光施設の充実
- ②観光PR活動等推進体制の充実と広域観光地との連携強化
- ③観光イベントの充実

## 基本方針

既存の祭りやイベント、観光施設等の魅力向上を図るとともに、地域の自然・歴史・文化・特色ある農業等の観光資源をリンクさせ、新たな観光拠点の形成・イベント開催、特産品の開発等を図ります。また、市内観光施設間のネットワーク化を図り、周辺市町にある観光施設との広域連携を強化することにより、効果的な情報発信を図るとともに、入込客の向上に努めます。

## 施策の内容

### ①新たな観光資源の発掘と既存観光施設の充実

- 市観光協会と連携して既存観光施設等の充実を図るとともに、新たな観光資源の発掘・整備及び全国に情報発信できる特産品の開発に向け調査・研究を進めます。
- 木曾三川公園の整備充実を国に要望するとともに、「水晶の湯」等市内観光施設の充実を図ります。

### ②観光PR活動等推進体制の充実と広域観光地との連携強化

- 市観光協会への支援を行うとともに、見やすく話題性のある観光ガイド・パンフレット作成、地元新聞の地域版やラジオ・テレビ局への地元からの話題性の高い情報提供、市民・職員による情報技術の活用など各種メディアを有効に活用することにより、宣伝・情報発信を強化します。
- 国営木曾三川公園センターや財団法人「海津市観光情報センター」などの観光情報施設、市ホームページを活用して観光情報の提供を図ります。
- 市観光協会により平成21年9月から継続開催されている名古屋市内的での観光物産展に協力し、本市近郊からの誘客促進を図っていきます。
- 本市の知名度を上げるため、社団法人「岐阜県観光連盟」、「西美濃広域観光推進協議会」及び「西美濃・北伊勢観光サミット」などの観光PRの場を有効に活用するとともに、市外でのイベントへ積極的に参加し、観光PRに努めます。
- 市内観光施設間のネットワーク化を図るため、レンタサイクルやコミュニティバス等を活用して、休日・祝日における入込客数の多い観光施設と市内の観光施設とのネットワーク化を図るとともに、新たな観光コースの構築を検討します。
- 広域観光の取り組みとして近隣市町と連携を強化し、イベント情報の交換や相互宣伝活動により広域的な観光振興を図ります。

### ③観光イベントの充実

- 国営木曾三川公園センターや市内各種団体と連携して、集客力の高い観光イベントの充実を図ります。
- 近畿日本鉄道・養老鉄道と連携し、ウォーキングイベントなどの開催を働きかけます。

## 個別計画

## ●海津市観光推進計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「観光の振興施策（観光・交流施設の整備等）」について不満と回答した市民の割合	%	26.6	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、不満を 20%以下に抑えるよう努める。		
市内を訪れる観光客数	万人	651 (H21)	700
指標の説明又は値の計算式	岐阜県観光レクリエーション動態調査		

## 施策⑤ 働きがいのある職場づくりの促進

### 現状と課題

- 働きがいのある職場づくりの促進は、非正規雇用者の増大、ニート等定職に就かない人の増加など労働者を取り巻く環境が年々変化している中、定住を高めるための安定した就労の確保、労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施など市民の労働環境の向上を図るために重要な課題です。
- 本市では、就職時期に他市町村への若年人口流出が多いことから、流出を抑制し、新たな労働力人口の流入を促進するための就労の場の充実を図る必要があります。
- 本市では、企業に雇用の促進をしてもらうため冊子「海津市職場ガイド」の作成や、インターネットにより市内企業の就業者募集状況を公開し、若者や女性の雇用促進、高齢者の就業支援などを進めています。
- 近年、IT産業分野などで若者による起業が増えていることから、本市では市商工会と連携して起業相談を行っています。年に1回の相談がある程度で利用者がほとんどない状況です。
- 既存企業が健全な労働力の確保や労働意欲の向上のため、自らの努力で労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施などを企業に働きかけ、働きやすく、働きがいのある職場環境を実現していく必要がありますが、市も環境整備を促進するための側面支援を進めています。
- 就労支援や労働者の抱える労働問題解決に関しては、市の施策では限界があるため、ハローワーク、労働基準監督署等との連携を強化する必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①就労支援の充実
- ②企業の労働環境の改善支援
- ③勤労者福祉の向上

### 基本方針

既存の職場等において働きがいのある職場の実現を促進します。

## 施策の内容

### ①就労支援の充実

- 市職場ガイドを作成し、市内企業が新たな雇用の試みにチャレンジするよう要請していくとともに、その状況を冊子とインターネットで公開して企業PRを支援していきます。
- 新たに進出する企業や市内企業に、市の支援策を活用して市民を積極的に雇用できるよう就労支援の充実を図ります。
- 就労希望者を確実な就職に結びつけるため、市で職場見学会を実施して雇用のミスマッチを未然に防ぐと共に、ハローワークとの連携を強化した職業相談や雇用情報の提供を実施します。
- 就職の機会均等を確保するために、岐阜労働局、ハローワークと連携して事業所ごとに公正採用選考人権啓発推進員の設置奨励に努めます。

### ②企業の労働環境の改善支援

- 労働基準監督署と連携して市内企業の労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施などを積極的に働きかけます。
- 各種の機会等を利用して育児休業や子育てに関する休暇制度の普及を図るなど、仕事と子育てを両立させるための環境整備を通して子育て中の就業者の就労を支援します。
- 地元立地企業への高校生等の就職支援を行い、企業の求める労働力の確保を図るとともに地元雇用を高めます。

### ③勤労者福祉の向上

- 市内に居住する勤労者が、安定した生活ができることを目的とした融資制度の活用を啓発します。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケート調査で、「働きがいのある職場の確保」について不満と回答した市民の割合	%	50.6	38.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、10 年かけて不満を 20%まで下げる目標とし、5 年ではその中間の値とする。		
海津市職場ガイド掲載事業所数	件	22	30
指標の説明又は値の計算式	多くの市内企業が雇用の試みにチャレンジするよう努める。		



## 【政策Ⅵ】

市民参画による

協働自治のまちづくり

### 【施策】

- ①市民参画・協働自治を進めるしくみづくり
- ②市民活動等の活発化促進
- ③男女共同参画の推進
- ④人権教育・啓発の推進

## 施策① 市民参画・協働自治を進めるしくみづくり

### 現状と課題

- 市民参画・協働自治を進める仕組みづくりは、個性的で豊かなまちづくりを実現するために、市民と行政とが対等な立場で役割と責任を分担しながらまちづくりを進めるために重要な課題となっています。
- 市民ニーズの多様化、生活課題の複雑化に伴い行政主体で施策を実施することが難しくなってきました。市民の知恵と力を結集し、行政との役割分担のもと、課題に対応しなければ解決することができない時代になってきました。
- 平成19・20年にまちづくり委員会の「自治基本条例検討分科会」において自治基本条例の調査・検討を行った結果、「自治基本条例は必要であるが、市民に十分理解されていないため、今後も引き続き検討する必要がある。」として条例の制定は見送られることとなりました。
- 自治基本条例は、市の基本的、普遍的な施策やルールを条例として定めることにより市政運営の継続性を確保することができる「市の憲法」となる条例です。しかし、「市の憲法」であるがゆえに、多くの市民が関心をもって条例策定に関わらなければ“生きた条例”にはなりません。本市の自治基本条例を策定するにあたって「どのようなまちづくりを目指すのか」を市民と行政とが共通認識する必要があります。
- 市民の参画・協働に関する機運を高めるため、まちづくり講座や地域デビュー講座など、地域づくりへのきっかけや意識啓発に取り組んでいます。今後は、さらなる市民の主体的な活動が展開されるよう、市の全ての施策・事業の実施過程において、協働意識の喚起を図りながら各種事業を実施していく必要があります。
- 市民と行政の協働によるまちづくりを進めるための役割分担を明確にする必要があるほか、施策立案過程での市民参画の機会を充実する必要があります。
- 指導者の育成や市民の協働意識を向上させるための啓発活動も必要となります。
- 市民と行政の協働によるまちづくりを進める上で、お互いに情報を共有することが不可欠であり、そのためには行政が何をどのように実施しようとしているのか情報提供し、市民の意見などを市政に反映させていく必要があります。
- 本市では、広報活動として、市報、ホームページやくらしのカレンダーなどにより行政情報を提供しているほか、広聴活動として「市長との対話室」、「市長への便り」及び「市政懇談会」を開設し、市民からの意見を聞く場や意見交換の場を設けています。  
(表20参照)
- しかし、市政懇談会については、平成21年度以降開催の申し込みがない状況です。
- 本市の議会については、議員の政策活動を高めるための情報収集の一環として研修を開

催しています。また、議会情報については、ケーブルテレビによる本会議での一般質問の収録・放映を実施し、議会だよりの発行、ホームページによる議会日程、会議録及び審議結果を公開していますが、更なる工夫を凝らし関心を高めていく必要があります。

表 20 本市の広聴活動 年度別実績件数

「市長との対話室事業」		「市長への便り事業」		「市政懇談会開催事業」	
年度	組数	年度	件数	年度	件数
平成17年度	14	平成17年度	124	平成17年度	
平成18年度	13	平成18年度	31	平成18年度	
平成19年度	12	平成19年度	30	平成19年度	2
平成20年度	15	平成20年度	30	平成20年度	1
平成21年度	15	平成21年度	33	平成21年度	0
平成22年度	4	平成22年度	37	平成22年度	0
計	73	計	285	計	3

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①協働自治の仕組みづくりの検討
- ②市民参加の推進
- ③リーダーの育成
- ④協働意識の向上のための啓発強化
- ⑤広報・広聴活動の充実
- ⑥議会の政策機能・情報提供の充実

## 基本方針

市民参画を促す情報提供の充実や活動をコーディネートできる人材の育成を図るとともに、コミュニティ団体、NPO、ボランティアなどの市民団体との協働によるまちづくりのあり方を検討し、それぞれの役割を積極的に担う自立性の高い住民自治のまちづくりを進めます。

## 施策の内容

- ①協働自治の仕組みづくりの検討
  - 市民と行政の対等・協力関係を構築するため、まちづくり委員会「自治基本条例検討分科会」の調査・検討を踏まえ、協働で進めるまちづくりの意義や目的、手法などに関するルールづくりに取り組みます。
  - 市民主体の地区まちづくりを推進するため、地区まちづくり協議会等組織化を支援するための要綱等の制定を検討します。
- ②市民参加の推進
  - 計画策定等の際にはパブリックコメントを実施するとともに、各種審議会での公募委

員の参加や各種説明会・インターネットを活用した市民参加を推進します。

- まちづくり活動の推進等を通して、市民参加の機運の醸成を図る工夫を検討していきます。

### ③リーダーの育成

- まちづくり講演会・研修会の開催、まちづくり交流会への参加支援、まちづくり NPO の組織化支援等により市民が自ら海津市について考え、まちづくりへの積極的な取り組みを実践することが出来る指導者の育成・支援に努めます。

### ④協働意識の向上のための啓発強化

- 市民がまちづくりに積極的に参画できる機会をつくと同時に、その方法に関する情報提供を行います。
- 子どもたちが自分の住むまちに目を向け、地域を愛する心を育てるとともに、自ら海津市について考え、まちづくりへ積極的に取り組むことができる機会を提供します。

### ⑤広報・広聴活動の充実

- 市報やホームページをはじめ、テレビ、ラジオ、新聞等の多様なメディアを組み合わせ、より分かりやすい行政情報の提供を工夫します。
- 親しみの持てる広報紙の紙面づくりを行うとともに、広報紙の設置個所を増設し、誰もがいつでも手に取れる環境づくりに努めます。
- 「市長との対話室」、「市長への便り」及び「市政懇談会」の広聴制度を積極的にPRし、行政への関心を高めるよう努力します。

### ⑥議会の政策機能・情報提供の充実

- 議会の政策機能を一層高めるため、議員研修の充実を図ります。
- 議会のしくみ、議会活動が一層市民に理解され、市民に開かれた議会となるよう、引き続き、ケーブルテレビによる本会議での一般質問の収録・放映を実施するほか、より分かりやすい「議会だより」の発行や、より見やすいホームページによる議会日程、会議録等の公開により情報提供の充実を図ります。

<b>施策の成果指標</b>
----------------

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケートで、「市民が主体（市民参画・協働）となったまちづくり活動」について、現在取り組んでいると回答した市民の割合	%	8.4	20.0
指標の説明又は値の計算式	80 対 20 の法則により、取り組む市民が 20%以上となるように努める。		
市民アンケートで、「市政への市民参加の取り組み」について、不満と回答した市民の割合	%	20.0	20.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
市民アンケートで、「行政情報やイベント情報の提供」について不満と回答した市民の割合	%	19.5	19.0
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
広聴制度利用件数	件	41	60
指標の説明又は値の計算式	「市長との対話室」、「市長への便り」及び「市政懇談会」の延べ利用件数／年間		

## 施策② 市民活動等の活発化促進

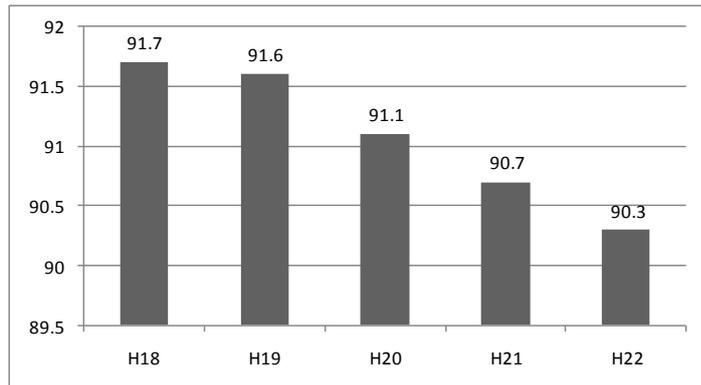
### 現状と課題

- 自治会を中心とする市民活動等の活発化は、自立社会の深化に伴い、市民の自治意識を高め住みよい地域を支える担い手としての役割が期待される中で重要な課題です。
- 本市では、海津市自治連合会が組織されており、平成22年度の自治会加入率は90.3%となっています。(図3参照)
- 自治会、区及び自治連合会に対して、活動や集会所整備のための補助を行っています。
- 人口減少や高齢化社会の進展により、自治会活動の担い手が不足し、地区によっては単位自治会での課題対応ができなくなる事態に直面し、連帯意識が低下しています。
- このため、地域における課題に対応しやすい単位である小学校区に「まちづくり協議会(仮称)」の設置などを検討していく必要があります。
- また、多様化している市民ニーズに応えるサービスの提供体制を確保するためには、人的・財政的にも、すべて市が用意することは不可能であり、NPOなど多様なサービス提供者が必要となります。
- 本市には、現在、6つのNPO法人があるほか、複数のボランティア団体等をまとめる市ボランティア連絡協議会があります。
- 市民一人ひとりの主体的な活動であるボランティア活動や特定の目的を持つ活動団体であるNPO等を、地域に存在するサービス資源ととらえ、市民が多様な選択肢から自ら必要なサービスを選択できる地域環境を整備していくことや、ボランティア活動やNPO等の活動を支援し、活動の活発化や多様化を図り、新しい活動の育成に努めるとともに、有効な連携関係を構築していく「新しい公共」の導入が必要です。
- 市民の自主的な活動を活発化させるため、全国各地で行われている多様な事例を検討し、まちおこしにも繋げていく試みが必要です。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①自治会活動への支援の充実
- ②市民活動の支援・敬彰の充実

図3 本市の自治会加入率（％）



## 基本方針

コミュニティ活動の活性化を促進するとともに、自治組織の育成を図るため、コミュニティセンター等の活動の場の整備・充実に努めます。また、コミュニティ活動、ボランティアやNPO等の活動への支援を図ります。

## 施策の内容

### ①自治会活動への支援の充実

- 集会所やコミュニティセンター整備の支援を継続します。
- 地域の連帯意識の高揚及び自治組織の育成を図るため、自治会、区及び自治連合会に対し活動支援を継続します。
- 地域の自治会活動の活性化のため、転入時やアパート建設・運営事業者に対して啓発し自治会加入を促進します。
- 小学校区を単位とした「まちづくり協議会（仮称）」の設立を検討し、コミュニティ活動の活性化を促進します。

### ②市民活動の支援・敬彰の充実

- 県と連携しNPO法人の設立を支援するとともに、市内NPOと年に数回の情報交換会を行い課題解決や事業展開の支援を行います。
- 「新しい公共」については、公募型市民活動提案支援制度の導入を検討します。
- 市民活動を支援するため、全国各地で行われている多様な事例を検討し、その導入を図ります。
- 優れた市民活動については、広く市民への周知を図り、必要な敬彰を行います。

<b>施策の成果指標</b>
----------------

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民アンケートで、「地域（コミュニティ）活動への支援」について、不満と回答した市民の割合	%	17.8	17.8
指標の説明又は値の計算式	縮減傾向の中、現状が維持できるよう努める。		
市内の NPO 法人数	法人	6	8
指標の説明又は値の計算式	市民活動が活発となり、NPO 法人数が増加するよう努める。		

## 施策③ 男女共同参画の推進

### 現状と課題

- 男女共同参画の推進は、男女の人権が尊重され、男女が個性と能力を發揮することにより多様性に富んだ活力のある社会を形成していく上で重要な課題となっています。
- 市のあらゆる分野における施策・事業実施にあたり、男女共同参画の視点を反映させていくことが男女共同参画の推進であり、そのためには市民が男女共同参画社会に向けての知識を得る必要があります。
- 本市では、平成19年3月に「海津市男女共同参画プラン」（平成19～23年度）を策定し、翌年3月24日に「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進のための環境を整備してきました。
- 本市では、毎年1回男女共同参画推進フォーラム・セミナーを開催して、男女共同参画意識の向上を図っています。
- しかし、長い過去の歴史の中で形成された固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、女性の社会進出が妨げられることがあります。また、今日の社会の仕組みや制度の中においても、男女の固定的な役割分担意識や女性の能力、適性に関する偏った見方は依然として根強く残っています。
- 政策・方針決定の場への女性の視点や意見を反映させることは、バランスのとれた社会形成の必要条件であり、市の審議会などへの女性の登用を積極的に進める必要があります。審議会等への女性登用率が30%となるよう「海津市男女共同参画プラン」の具体的施策を推進してきたため、年次報告において年々改善はされていますがまだ十分とは言えません。
- こうした状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けて「第2次海津市男女共同参画プラン」（平成24～28年度）を策定しており、その着実な推進が期待されます。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①男女共同参画社会に向けての意識の高揚
- ②男女共同参画プランの推進

### 基本方針

「海津市男女共同参画プラン」の基本理念である「女（ひと）と男（ひと）とがともに輝くまちづくり」の普及を図り、男女がそれぞれの個性と能力を十分に發揮し、いきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざす取り組みを推進し、男女が社会の対等なパート

ナーとしてあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現をめざします。

## 施策の内容

### ①男女共同参画社会に向けての意識の高揚

- 市報、ホームページなどを通して、育児休業や介護休業といった男女共同参画社会に向けての情報を提供します。
- 男女共同参画推進フォーラム、男女共同参画推進セミナー等の啓発イベントを年1回以上工夫して開催し、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。
- 家庭・地域・学校などにおいて男女平等教育を実施し共同参画意識の浸透を図ります。
- 審議会や委員会など市の政策・方針決定の場における女性参画を推進するとともに、施策・事業の実施にあつては男女共同参画の視点に立って取り組みます。

### ②男女共同参画プランの推進

- 「第2次海津市男女共同参画プラン」に基づき、各分野の課題解決のために、学校等における男女平等を推進する教育の充実など必要な具体的施策を実施します。
- 具体的施策実施に係る進捗状況は、男女共同参画推進条例第18条に基づき、年次報告書として毎年公表します。

## 個別計画

- 海津市男女共同参画プラン

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
市民アンケートで、「女性の社会参画のしやすさ」について不満と回答した市民の割合	%	21.1	20.0
指標の説明又は値の計算式	80対20の法則により、不満を20%以下に抑えるよう努める。		
市民アンケートで、「男は仕事、女は家庭」の考え方について、そう思うと回答した市民の割合	%	38.6	30.0
指標の説明又は値の計算式	80対20の法則により、10年かけて不満を20%まで下げる目標とし、5年ではその中間の値とする。		
審議会等における女性登用率	%	26.0	30.0
指標の説明又は値の計算式	政策形成過程に女性の視点を取り入れるため、審議会等における女性の登用率向上に努める。		

## 施策④ 人権教育・啓発の推進

### 現状と課題

- 人権は、すべての人々が社会において法の下に平等であって、政治的、経済的又は社会的において差別されないと定められ、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、憲法においても保障されています。
- 人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、今日ではインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示という新たな問題も発生しています。また、自殺や殺人など生命の尊さを軽視する事件も人権問題として認識する必要性があり、今後、人権侵害の問題として重要となってきます。
- このような人権問題は、対象者や環境等によってさまざまな態様を呈しますが、その基本は、すべて人々の偏見や差別意識などによるものです。この人権をめぐる諸問題の中で、差別意識を解消することが、人権問題を解決する緊急の課題です。
- 本市では、平成18年に差別の無い明るいまちを目指して人権尊重都市宣言をし、平成19年に「海津市人権教育・啓発基本計画」を策定して人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っており、学校、地域、家庭、職域等における適切な人権教育の充実と人権についての正しい理解を普及するため、今後もこうした取り組みを推進していく必要があります。
- 人権問題に関する意識啓発の一環として、人権問題に関する講演会等を開催したり、人権擁護委員と一緒に街頭啓発を実施していますが、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。
- 同和問題については、毎年1回人権・同和問題講演会を開催しています。また、リーフレットなどを作成・配布し啓発活動を行うなど、同和問題の解決のための取り組みを進めており、今後も人権尊重のまちづくりを推進していく必要があります。
- あらゆる差別の解消や人権擁護に向けての諸事業の推進を図るために協議をし、人権・同和行政問題協議会を開催するなど、人権・同和問題に取り組んでおり、今後も引き続き進めていく必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

#### ①人権擁護活動の推進

## 基本方針

一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らすことができるように、「人権教育・啓発基本計画」に基づき、海津市人権教育・啓発推進計画推進本部による啓発の取り組みを推進します。

## 施策の内容

### ①人権擁護活動の推進

- 人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習などあらゆる場を通じて人権教育の充実を図ります。
- 人権啓発推進大会や人権・同和問題講演会等、人権問題に対する認識を深めるための各種講演会を開催し、人権啓発冊子や啓発物品の配布等を実施します。
- 各種イベントに参加し街頭啓発活動を行うなど、市民の目に触れる様々な機会を利用した啓発活動に努めます。
- 市内の小中学校の児童生徒を対象とする人権擁護に関する作品の募集と、人権啓発推進大会での優秀作品の表彰と発表、展示により、人権問題に対する市民の関心を高めます。また、いじめなどの人権侵害に対して迅速かつ的確に対処できるように教育関係者との連携を強めます。
- 人権相談所を月1回、3カ所で開設するなど、人権に関する相談体制を拡充・強化します。

## 個別計画

- 海津市人権教育・啓発基本計画

## 施策の成果指標

成果指標		単位	平成22年 (計画従前値)	平成28年 (計画目標値)
人権啓発推進大会参加者数		人	600	650
指標の説明又は値の計算式	最大会場定員数			
人権・同和問題講演会参加者数		人	447	650
指標の説明又は値の計算式	最大会場定員数			

## 【政策Ⅶ】

# 効率的な行財政運営

## 【施策】

- ①地域情報化・電子自治体の推進
- ②広域的な連携体制の確保
- ③行財政の効率的な運営
- ④公共的施設の統廃合整備

## 施策① 地域情報化・電子自治体の推進

### 現状と課題

- 地域情報化・電子自治体の推進は、情報化に対応する環境を整備し、市民サービスの向上や行政事務の効率化のために重要な課題です。
- 行政情報の公開は、情報公開条例で定められた情報にとどまらず、積極的に個人情報に配慮しつつあらゆる分野の情報提供を行い、それによって市民の行政やまちづくりへの関心を高めるとともに、市民と行政との信頼関係を確立していくことが求められます。
- 現在、総務省はu-Japan政策の中で「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながる仕組みを推進しており、本市では、情報公開を含む文書管理システムや庁内ネットワーク、シンククライアント<sup>\*1</sup>の導入などの整備を進め業務の効率化を図ってきました。
- 総務省の「電子自治体オンライン利用促進指針」に示す21の手續のうち、本市において対象となるオンライン手續は11あります。しかしながら、現在利用可能な手續は、「入札」、「入札参加資格審査申請」、「文化・スポーツ施設等の利用予約」、「図書館の図書貸出予約等」、「研修・講習・各種イベント等の申込（一部のみ）」の5つで、今後、未実施の手續について、費用対効果を勘案しながら実施するかどうか検討する必要があります。（表21参照）
- 入札にかかるコスト縮減と利便性の向上を図るため、建設工事及び建設工事にかかる測量・設計委託業務について、県下の参加市町村が共同で、入札参加資格審査は、財団法人「岐阜県建設研究センター」に業務を委託し、入札は「岐阜県市町村共同電子入札システム」を利用して実施しています。
- 本市では、すでに電話やインターネットによる証明書の時間外予約サービスを実施していますが、実際の受け取りは窓口（宿日直者による手渡し）となっていることなどから行政手続きのオンライン化により、更に利便性の高いサービスの実現をめざしていく必要があります。
- 本市では、毎年20件前後の情報公開制度による情報公開を実施しています。（表22参照）
- 情報公開は、行政の透明性を高め、市民と行政との信頼関係を確立していくもので、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、引き続き実施していく必要があります。
- 本市の例規集については、既に電子化を図っておりホームページに掲載しています。市民の行政やまちづくりへの関心を高めるため、継続して掲載していく必要があります。
- 本市では、個人情報を始め様々な情報資産を保護するための情報セキュリティポリシー等が策定済みであり、今後も徹底した情報セキュリティの確保が求められます。

※1 シンククライアント 個人情報漏洩を防ぐために、公共団体や企業が導入をはじめているシステム。一般職員が使うパソコンに情報を記憶するハードディスクなどの装置がなく、USB など外部記憶装置への複製もできないため、情報を職員個人の手元に残さないことができる。

表 21 総務省「オンライン利用促進対象手続」(本市が該当するもの)

No.	手続の内容	実施・未実施
1	図書館の図書貸出予約等	実施
2	文化・スポーツ施設等の利用予約	実施
3	水道使用開始届等	未実施
4	研修・講習・各種イベント等の申込	実施
5	職員採用試験申込	未実施
6	犬の登録申請、死亡届	未実施
7	公文書の開示請求	未実施
8	地方税申告手続(eLTAX)	未実施
9	入札参加資格審査申請等	実施
10	入札	実施
11	後援名義の申請	未実施

表 22 本市の情報公開制度実施状況

	請求の方法	開示請求によるもの	任意提供申請書によるもの	任意の文書によるもの	口頭によるもの	合計
H17	請求件数	5	3	6	13	27
	公開件数	4	2	4	13	23
	部分公開件数	1	1	0	0	2
	非公開件数	0	0	2	0	2
H18	請求件数	25	17	1	6	49
	公開件数	16	3	1	6	26
	部分公開件数	7	12	0	0	19
	非公開件数	0	0	0	0	0
	不在者・存否応答拒否件数	2	2	0	0	4
H19	請求件数	14	6	0	8	28
	公開件数	5	0	0	8	13
	部分公開件数	8	5	0	0	13
	非公開件数	0	0	0	0	0
	不在者・存否応答拒否件数	1	1	0	0	2
H20	請求件数	13	5	0	0	18
	全部公開件数	2	2	0	0	4
	部分公開件数	9	3	0	0	12
	非公開件数	0	0	0	0	0
	不在者・存否応答拒否件数	2	0	0	0	2
H21	請求件数	13	5	0	0	18
	全部公開件数	9	1	0	0	10
	部分公開件数	2	4	0	0	6
	非公開件数	0	0	0	0	0
	不在者・存否応答拒否件数	2	0	0	0	2

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①行政サービスの情報化推進
- ②情報公開・個人情報保護・情報提供の充実
- ③情報セキュリティの徹底

## 基本方針

地域の情報基盤の整備がおおむね完了したことから、今後は、利用しやすい行政サービスを実現するとともに、市民への行政情報の積極的な提供と市民の市政への参加を実現するため、行政の情報化を地域の情報化と一体的に推進します。また、情報リテラシー、セキュリティ対策の向上に努めます。

## 施策の内容

### ①行政サービスの情報化推進

- 市民サービスの向上を図るため、計画的に市内の情報化を進め、行政事務の効率化・高度化を図ります。
- 国や県、他の自治体の情報化の動向を把握し、また、連携を図りながら情報通信基盤の整備を行います。
- 市民からの各種行政手続き等をインターネットで行えるよう、行政サービスの一層の情報化を推進します。

### ②情報公開・個人情報保護・情報提供の充実

- 「海津市情報公開条例」に基づいた情報公開を実施し、市民に開かれた市政の推進を図ります。
- 「海津市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めます。
- 例規集については、電子化を継続し、ホームページ上で常に最新の情報を提供します。
- インターネットまたは電話による証明書の時間外予約サービスを行い、更に住民基本台帳カードが持つ高い機能を利用して利便性の高い市民サービスの提供に努めます。

### ③情報セキュリティの徹底

- 「海津市情報セキュリティポリシー」に基づき、様々な情報資産を保護するため情報セキュリティの徹底を図ります。
- 情報セキュリティ徹底のための職員教育及び内部監査を実施します。

## 個別計画

- 海津市電子自治体構築計画

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
ホームページのアクセス件数	件	506,774	600,000
指標の説明又は値の計算式	ホームページのアクセス件数／年間		

## 施策② 広域的な連携体制の確保

### 現状と課題

- 広域的な連携体制の確保は、行政の効率化・経費の節減、経験の交流による事業の硬直化回避、相互扶助精神の醸成などの面で重要な課題です。
- 本市では、「岐阜県後期高齢者医療広域連合」、「西南濃老人福祉施設事務組合」、「南濃衛生施設利用事務組合」及び「西南濃粗大廃棄物処理組合」などにより、医療・福祉、廃棄物処理、し尿処理などの生活関係分野において周辺の市町と連携し、様々な広域行政を行っています。（表23参照）
- 本市は西濃圏域に属しており、2市6町による「大垣広域協議会」を設置し、各市町の連携により職員の政策形成能力や行政管理能力を高める研修事業を年3回実施しています。しかし、職員研修が主な活動であるため、新たな事業での取り組みが期待されます。
- 自治体間の交流では、羽島市と包括連携協定を平成21年2月に締結し、羽島市西小藪簡易水道と本市上水道の接続などを図っている他、本市コミュニティバスの平田お千代保稲荷線について共同で運行する協定を平成21年3月に締結しています。
- また、消防、防災分野についても、消防相互応援協定を締結し、相互の消防応援活動に万全を期しています。しかし、市民の生活活動は更に広域化しており、今後は、羽島市をはじめ周辺諸都市との広域連携体制の充実・強化を促進する必要があります。（表24、25参照）
- 県下の市町村とは、住民票の発行など各種証明書の相互交付等の広域事業を実施しています。
- 県域を越えた連携では、本市は、愛知県と三重県に接していることから、愛知県愛西市と三重県桑名市と共通の行政課題がある場合、連携して取り組んでいます。平成21年度に実施した定額給付金給付事業については、ともに横断的な体制により事業を推進しました。しかし、その後は、共通の課題がないため休止状態となっていますが、今後は、周辺市町との関係を密にして、連携を強化していく必要があります。

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①西濃地域における広域行政体制の充実
- ②周辺市町との連携強化

表 23 本市の広域連合、一部事務組合等による主な広域行政一覧

名 称	事 業 内 容	構 成 市 町 村	形 態
岐阜県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療事務の処理	県内全市町村	広域連合
西南濃老人福祉施設事務組合	養護老人ホームの管理事務の共同処理	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町	一部事務組合
南濃衛生施設利用事務組合	一般廃棄物の処理	海津市・養老町・関ヶ原町	一部事務組合
	し尿の処理	海津市・養老町	一部事務組合
西南濃粗大廃棄物処理組合	不燃物・粗大廃棄物の処理	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町	一部事務組合
岐阜県市町村会館組合	福利厚生等に関する事業を行う団体等が使用する事務所の管理等	県内全市町村	一部事務組合
岐阜県市町村職員退職手当組合	常勤の一般職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理	海津市・美濃市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・土岐市・各務原市・可児市・山県市・瑞穂市 外55	一部事務組合
海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会	地域児童・生徒の結核対策の実施	海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・大垣市・安八町東安中学校組合	機関
大樽川流域・高須輪中堤開発整備促進協議会	大樽川と高須輪中堤の整備・開発の実施	海津市・輪之内町	協議会
大垣地区視聴覚協議会	視聴覚教育に関する講習会の開催等	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町	協議会
大垣広域協議会	関係市町の職員研修	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町	任意の協議会
海津市・羽島市包括連携協定	西小藪簡易水道連結、海津市コミュニティバス乗入れ	海津市・羽島市	提携
海津市・愛西市・桑名市広域連携	共通課題に関する横断的な連携	海津市・愛西市・桑名市	提携

表 24 本市の防災応援協定等状況

名 称	協 定 先
災害支援協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県
災害時における相互応援に関する協定	愛西市・桑名市
大規模災害時における相互援助に関する協定	鹿児島県霧島市
大規模災害時における相互応援に関する協定	愛知県犬山市・和歌山県田辺市・新宮市・茨城県高萩市
非常災害時における教育施設開放	県立海津明誠高等学校
非常災害時における教育施設等開放	海津市特別支援学校
災害時の医療救護に関する協定	(社)海津市医師会病院
災害時の救護病院指定に関する協定	(社)海津市医師会病院
災害応援協力に関する協定	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
災害支援協力	郵便事業会社羽島支店
災害時における応急対策活動に関する協定	西濃電気工事共同組合
海津市の災害応援協力に関する協定	岐阜県西濃建設業協会海津支部 勢濃建設(株)
岐阜県水道災害相互応援協定	岐阜県
災害時における報道要請に関する協定	
災害時におけるケーブルテレビ施設利用に関する協定	(株)大垣ケーブルテレビ
平常時における情報カメラの映像使用に関する協定	
災害時における生活必需物資の供給に関する協定	(株)一号館、(株)義津屋、G&L よしだ、ふとんの富士綿業、阿波屋、国土交通省中部地方整備局、東海ペプシコーラ販売岐阜(株)、コカ・コーラセントラルジャパン(株)

表 25 本市の消防応援協定状況

名 称	協 定 先
消防相互応援協定	羽島市・大垣消防組合・養老町
東海三県境地域消防相互応援協定	愛西市・桑名市
岐阜県広域消防相互応援協定	県下全市町村
西濃ブロック消防組合等特殊災害消防相互応援協定	大垣消防組合・不破郡消防組合・揖斐郡消防組合・養老町
木曽川流域消防相互応援協定	一宮市・犬山市・江南市・稲沢市・丹羽広域事務組合・羽島市・各務原市・羽島郡広域連合

## 基本方針

広域的課題に対応するため、広域市町村圏などにおいて本市の果たすべき役割を踏まえ、連携体制を強化します。また、近隣自治体及び県際における交流を推進します。

## 施策の内容

### ①西濃地域における広域行政体制の充実

- 西濃地域自治体と連携し計画的で活力ある西濃圏域を創造するため、広域市町村圏計画に代わる新たな広域圏発展計画の策定・推進体制を要請していきます。
- 情報時代の進展に伴う人・もの・情報の流れの広域的活発化、モータリゼーションの進展等による市民の生活圏の広がりを踏まえ、公共公益施設の共同利用や近隣市町との交通・通信・情報ネットワーク強化を推進します。
- 複合化した広域事務の処理体制の共同化や行政事務の経験交流、イベント等の活発化等を図るため、大垣市を中心とした広域行政の積極的な推進を図ります。
- 引き続き消防・防災、救急・高度医療、鉄道等公共交通の運営等を共同で実施していく支援体制の強化を図っていきます。

### ②周辺市町との連携強化

- 県内の周辺市町とともに、取り組むことが有効な観光政策、産業・雇用政策、交通網整備、公害・災害防止、河川環境整備、森林資源保全などの課題に対して、広域行政の利点を生かした取り組みを進め、地域全体の発展を図っていきます。
- 観光客誘致、広域交通網整備、河川防災対策、森林資源保全などでの県域を越えて取り組むべき共通の課題に対して、情報交換・推進体制の整備等を行うなど近隣県域との連携を推進していきます。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
市民 1 人当たりのサービス負担額	円	22,475	22,093
指標の説明又は値の計算式	一部事務組合等への負担金(ごみ・し尿処理、老人福祉施設等)÷人口		

## 施策③ 行財政の効率的な運営

### 現状と課題

- 人口減少や長引く経済危機の影響による市税等の減収、税源移譲と地方交付税制度の見直し・削減、補助金の削減などにより、本市における行財政運営は極めて厳しい状況に置かれており、行財政の効率的な運営は、持続可能な都市経営を目指していく上で重要な課題です。
- 本市の財政基盤は、合併後10年間の特例措置等によっておよそ5割が依存財源となっています。しかし、近年、自主財源の減収が続いていることから、財源不足の状態が恒久化し、今後は厳しい財政運営が迫られます。(表26、27参照)
- 平成18年3月に策定した「海津市行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき、財源の積極的な確保や歳出の抑制に繋がる事務事業の簡素化・効率化を図ってきたことにより、市の借金である地方債残高は、平成18年度をピークに減少に転じましたが、平成21年度末での地方債残高は、普通会計・下水道事業会計等公営企業会計の合計額で384億円を超えており（市民一人当たりで約100万円）、年度予算の中で借金の返済に充てられる費用の占める割合である実質公債費比率は上昇の一途をたどっています。
- 平成22年3月に「第2次海津市行政改革大綱」及び「第2次海津市集中改革プラン」を策定し、平成26年度までの財政削減額を約7.5億円と設定し、①事務事業の見直しと行政サービスの向上、②定員管理及び給与の適正化と人材育成、③自主性、自律性の高い財政運営の確保、④開かれた市政の推進と行政評価システムの確立に全庁を挙げて取り組んでおり、その着実な実行が必要です。
- 職員数の削減により人件費を抑制し、必要最小限の人員での市民サービスの維持・向上を図るため、平成19年12月に策定した「第2次海津市定員適正化計画」に基づき、定員の適正化を着実に実行し、一定の成果を上げてきていますが、今後も継続して定員の適正化を図っていく必要があります。(表28参照)
- 地域主権の進展に対応するため、高い倫理観と使命感を持ち、公平・公正かつ優しさのある職員、自治体強化のための政策形成・マネジメント能力を持った職員を養成する必要があります。また、職員の能力が適正に評価され配置される人事管理にも努める必要があります。
- 本市は、県や鹿児島県霧島市との人事交流、多様な研修機会を提供し、職員能力の向上に努めており、今後も継続して進めていく必要があります。
- 高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、事務事業を成果と効率性の視点から見直し、本市総合開発計画の施策体系に基づく事務事業の整理合理化や財源の効率的配分を進めるため、行政評価システムの推進を一層図っていく必要があります。

- 自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上、滞納解消を継続して進めるとともに、ふるさと応援寄付金のPR強化など新たな自主財源の確保策や、未利用財産の有効活用について積極的に取り組み、産業政策の強化による財源基盤を強化する必要があります。(表29参照)
- 民間企業の経営難や本市の厳しい財政状況のもとでの事業の縮減傾向などから、行政に対する市民の見方が一層厳しくなっており、行政の無駄や不正に対する監査の期待や必要性が高まっているため、その実施を担う監査委員の役割は一層重要になっています。
- この他にも財政の健全化を目指して、市民・行政が経費節減意識を持ち、各種事務事業を遂行する上で様々な経費節減・削減策による業務改善が必要となります。
- また、効率的・計画的に行政を進めるための各種計画を策定する上で、統計情報や市民意識の把握は不可欠ですが、過剰なプライバシー意識による調査拒否や回答の煩わしさから調査票の回収率低下等により正しい実態が把握しにくくなっているほか、市民からの調査員確保も困難になってきており、市民協働を推進するためにも統計調査を円滑に行う環境を整備する必要があります。

表 26 本市の財政状況

	【単位:千円】				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
基準財政需要額	8,513,856	8,306,626	8,161,706	8,439,658	8,397,028
基準財政収入額	4,168,513	4,463,301	4,548,212	4,600,319	4,312,502
地方交付税	4,845,425	4,277,417	3,996,656	4,196,827	4,452,078
普通交付税	4,345,343	3,843,325	3,599,536	3,835,638	4,076,974
特別交付税	500,082	434,092	397,120	361,189	375,104
財政力指数	0.503	0.550	0.591	0.615	0.606
※ 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税は、合併算定替の数値					
※ 財政力指数は、一本算定の数値					

表 27 本市の普通会計決算状況

歳入決算状況	【単位：千円】				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税	4,172,939	4,213,335	4,796,342	4,779,176	4,717,161
地方譲与税	508,280	664,294	354,046	342,362	321,470
自動車取得税交付金	196,587	200,075	189,822	168,797	99,019
地方交付税	4,845,425	4,277,417	3,996,656	4,196,827	4,452,078
交通安全対策特別交付金	9,651	10,070	10,234	9,239	9,004
利子割交付金	25,002	17,666	22,743	23,804	21,345
配当割交付金	9,581	17,485	19,923	8,256	6,688
株式等譲渡所得割交付金	15,455	15,031	12,827	3,537	3,034
地方特例交付金	149,532	135,650	36,621	63,406	80,121
地方消費税交付金	334,668	348,658	343,028	316,238	328,952
分担金及び負担金	176,836	167,438	170,315	197,057	191,567
使用料及び手数料	549,863	541,055	439,403	394,605	316,988
国庫支出金	935,819	916,818	716,549	1,393,094	1,151,185
県支出金	647,585	628,202	1,087,050	827,653	869,835
財産収入	42,474	47,160	87,658	58,454	38,805
寄附金	11,564	19,097	11,375	12,920	15,591
繰入金	642,680	309,246	1,450,234	442,096	202,687
繰越金	1,401,689	1,806,398	1,212,466	1,170,449	1,578,975
諸収入	619,827	647,956	536,061	557,619	552,760
市債	956,700	1,693,700	1,335,200	1,579,000	1,239,300
合計	16,252,157	16,676,751	16,828,553	16,544,589	16,196,565

歳出決算状況(目的別)	【単位：千円】				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
議会費	172,046	153,568	152,561	152,964	144,225
総務費	1,857,585	1,680,577	1,653,615	1,761,885	2,976,038
民生費	3,168,569	3,409,035	4,089,034	3,713,678	3,721,821
衛生費	1,180,997	1,613,300	1,268,896	1,024,143	1,006,422
労働費	27,183	39,929	19,216	21,995	45,113
農林水産業費	1,131,280	1,400,159	1,995,337	1,316,110	772,908
商工観光費	318,364	266,155	260,788	274,745	153,268
土木費	2,430,750	1,848,882	1,915,891	1,858,421	2,338,862
消防費	639,281	637,942	652,048	643,545	698,611
教育費	2,547,085	3,208,551	2,526,633	2,729,870	2,048,985
公害復旧費	0	0	0	0	0
公債費	972,619	1,206,187	1,121,648	1,268,258	1,120,753
諸支出金	0	0	2,437	0	0
合計	14,445,759	15,464,285	15,658,104	14,765,614	15,027,006

表 28 本市の職員数推移と第2次海津市定員適正化計画の目標

	17.4.1現在	18.4.1現在	19.4.1現在	20.4.1現在	21.4.1現在	22.4.1現在	H22-H17	単位:人 目標(24年度)
一般行政	282	274	267	261	271	234	▲ 48	237
教育	88	89	80	75	64	107	19	72
消防	73	72	72	70	67	70	▲ 3	70
公営企業等	129	128	122	125	119	110	▲ 19	120
合計	572	563	541	531	521	521	▲ 51	499

表 29 本市の主な税収状況

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
税目	市民税	調定額	1,916,764,625	1,981,493,274	2,486,734,579	2,451,257,206	2,444,573,394
		収入額	1,748,631,909	1,832,197,913	2,346,184,325	2,311,278,806	2,315,196,045
		不納欠損額	23,565,259	34,107,834	5,362,144	7,326,967	6,637,958
		未収額	144,567,457	115,187,527	135,188,110	132,651,433	122,739,391
		収納率	92.36%	94.09%	94.55%	94.57%	94.97%
	固定資産税	調定額	2,464,660,954	2,430,360,113	2,454,813,170	2,496,666,947	2,430,439,137
		収入額	2,137,826,971	2,087,996,035	2,154,002,277	2,177,305,052	2,122,263,125
		不納欠損額	25,590,870	66,173,308	14,319,346	14,339,458	17,291,300
		未収額	301,243,113	276,190,770	286,491,547	305,022,437	290,884,712
		収納率	87.65%	88.32%	88.26%	87.71%	87.95%
	軽自動車税	調定額	74,068,240	77,584,540	79,151,431	81,286,332	83,595,680
		収入額	66,724,700	69,927,269	72,346,799	74,349,152	76,781,283
		不納欠損額	370,700	1,573,340	448,900	458,000	583,000
		未収額	6,972,840	6,083,931	6,355,732	6,479,180	6,231,397
		収納率	90.54%	92.00%	91.92%	91.98%	92.49%
	国民健康保険税	調定額	1,533,478,786	1,514,944,490	1,472,854,078	1,291,267,821	1,285,919,576
収入額		1,163,076,289	1,163,485,853	1,189,032,839	1,000,480,074	1,004,084,690	
不納欠損額		47,643,608	75,543,259	11,632,618	11,078,293	14,744,821	
未収額		322,758,889	275,915,378	272,188,621	279,709,454	267,090,065	
収納率		78.28%	80.83%	81.37%	78.15%	78.99%	

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ①行政改革大綱及び集中改革プランの着実な実施
- ②職員能力の向上及び適正な人事管理の推進
- ③行政評価システムの推進
- ④財源基盤の強化
- ⑤創意工夫による事務事業の効率化推進

## 基本方針

総合開発計画の円滑な推進を図るため、行政内部の連携を強化するとともに、効率的な事務処理を可能とする体制の構築を進めます。また、限られた財源を効果的に活用する視点から、行政改革大綱に基づいて行財政運営を見直します。

## 施策の内容

### ①行政改革大綱及び集中改革プランの着実な実施

- 財源不足の解消と将来にわたる健全な財政運営を行うための「第2次海津市行政改革大綱」及び「第2次海津市集中改革プラン」の着実な実行に取り組みます。
- 公共施設について、費用対効果の観点から、民間売却、計画的・継続的に外部委託（アウトソーシング）や公設民営化、指定管理者制度などの効果的な活用を進めます。
- 「第3次海津市定員適正化計画」に基づいた職員定数の削減を図るとともに、「海津市組織機構再編計画」による組織・機構の見直し等と連動して、行政課題の変化、業務量の変動に対応した適材適所の人員配置を進めます。
- 市の外郭団体等への補助金については「海津市補助金交付基準」に基づき、その役割・機能・成果が十分に発揮されているか検証・評価し継続の必要性、補助額等を決定していきます。

### ②職員能力の向上及び適正な人事管理の推進

- 公務員制度改革の方針及び「海津市人材育成基本方針」に基づき、能力・態度・業績を反映した給与制度・運用・水準の適正化を進めます。
- 健康で職務に従事し、市民から信頼され、様々な市政課題に柔軟に対応し解決できるよう公務員倫理の徹底、公正かつ適正な執行を確保するための監察体制の充実、県への派遣研修や霧島市との人事交流、多様な研修機会の提供等を実施します。
- 人事評価については、適正な運用が行われるよう評価者研修を継続的に実施するとともに、公務員制度改革の方針に基づき、能力・態度・業績を反映した給与制度・運用・水準の適正化を進め、現行の評価制度や昇任昇格制度の見直しを図ります。
- 職員の懲戒・その他その意に反する不利益な処分についての審査請求や異議申立て、勤務条件に関する措置の要求等があった場合、市公平委員会が調査及び審査をし、的確な判断を行い、措置要求者の意向を汲み取ることによって、職員が勤務に精励できるように職場環境を整えます。
- 自治体強化のための政策形成を図るため、条例の制定及び改廃等にかかる職員指導・能力向上を図り、上位法等の趣旨や改正に適応した条例の速やかな整備を進めます。

### ③行政評価システムの推進

- 施策や事務事業の妥当性・有効性・効率性を評価し、次の改革に結びつけていくとともに、市民への説明責任の明確化を図っていきます。また、市の様々な個別計画との整合性を図り、評価結果を適切に予算編成・人事に反映させることで、限られた財源と人員を十分に活用した、効率的・効果的な行政経営に努めます。

### ④財源基盤の強化

- 市有未利用地や不要施設等の財産の速やかな売却処分及び利用料金の適正化を図ります。
- 市税等の適正賦課に努めるとともに、公平性の観点から公正な税収等の確保を図るた

め滞納者に対する徴収強化(滞納処分)を図ります。

- 将来的な自主財源の確保に向け、税財政等の活用による積極的な定住促進対策を図ります。
- 財政情報について市広報等を通して積極的に市民にわかりやすく公開し、市民の理解を深めるとともに透明かつ計画的で健全な財政運用を進めます。
- 市民の目線に立った監査を行い、市行財政の適法性、効率性及び透明性の確保に努めます。

#### ⑤創意工夫による事務事業の効率化推進

- 人的資源を有効活用し職員の創意工夫により、市民や民間とのパートナーシップなどにより、行政サービスを向上させるための、全ての事務事業の改善や予算措置はしない「ゼロ予算事業」に取り組みます。
- 適宜、「会計処理事務マニュアル」を見直し、一層公金の安全性の確保と適正な会計事務を行っていきます。
- 事務用備品の計画的配置、事務用品の一括管理、一括発注、再生品利用を行い、コスト削減に努めます。
- 公用車を効率的に配置するとともに、環境にやさしい車種の新規購入、廃車を適切に行います。
- 各種統計データの収集を行い、統計情報を分かりやすくホームページに掲載することにより、統計調査の関心を高め、円滑な調査の実施に努めます。
- 公職選挙法などに基づいた公明で適正な選挙執行管理に努めるとともに、市民の政治参加意識の高揚を図るため、積極的に投票行動のPR等を行います。

#### 個別計画

- 海津市行政改革大綱
- 海津市集中改革プラン
- 中期財政計画
- 海津市定員適正化計画
- 海津市組織機構再編計画

施策の成果指標
---------

成果指標		単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
経常収支比率		%	86.0 (H21)	85.0
指標の説明又は値の計算式	市税などの恒常的な収入に対し、人件費・扶養費・公債費など固定的に支出される経費の割合			
集中改革プラン実施率		%	95.4	100
指標の説明又は値の計算式	当該年度実施予定の取組事項実施率			

## 施策④ 公共的施設の統廃合整備

### 現状と課題

- 公共的施設の統廃合整備は、効率的な行財政運営を行う視点から、合併前の旧町が整備してきた各種公共施設の重複等を解消するために重要な課題であり、市民の理解と協力のもとに着実に進める必要があります。
- 本市では、合併以来、海津・平田・南濃庁舎の3庁舎において、分庁方式により市民に行政サービスを提供しており、各庁舎にない業務についてはそれぞれの庁舎に市民総合窓口課を設けて市民サービスの提供を行っています。
- 平成19・20年度の2カ年で、市内民間有識者で組織する統合庁舎検討懇談会で検討した結果、現在ある3庁舎を1つに統合するとの結論に至り、現在、統合庁舎の整備を進めています。
- 統合庁舎整備事業は、合併特例債を活用して海津庁舎を増改修する計画であり、増築部分の建設とあわせて既存庁舎の耐震補強工事、改修工事を行う必要があります。
- また、統合庁舎の供用開始以後の平田・南濃市民総合窓口課や南濃北部・南部支所の取り扱いについては、利用者の利便性や管理コスト等の観点から総合的に検討する必要があります。
- その他の公共施設のあり方については、本市全体として適正な施設の配置とするため、平成20年5月に「海津市公共施設見直しの指針」及び「海津市アウトソーシング推進指針」を策定し、全公共施設の分析を行い、行政改革推進本部等で検討し、統廃合・指定管理者等についての方向性を示し、工程表を作成して順次統廃合整備を進めています。  
(表30参照)
- こうした施設の統廃合整備に伴い、廃止する施設やその跡地利用、市民の利便性の確保についての検討が必要であり、市民の一体感を醸成する仕組みや風土を構築することが課題です。

表30 本市の公共的施設一覧(平成22年4月1日現在)

施設名	所在地
◎市役所	
海津市役所海津庁舎	海津市海津町高須515
海津市役所平田庁舎	海津市平田町今尾557
海津市役所南濃庁舎	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
海津市役所南濃庁舎分庁舎	海津市南濃町駒野326-3

施設名	所在地
◎支所	
海津市役所南濃北部支所	海津市南濃町津屋2837-90
海津市役所南濃南部支所	海津市南濃町吉田492
◎教育委員会	
海津市役所南濃庁舎	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
◎消防署	
海津市消防本部	海津市海津町福岡406-2
海津市消防署	海津市海津町福岡406-2
海津市消防署平田分署	海津市平田町今尾614-1
海津市消防署南濃分署	海津市南濃町吉田852-7
海津市南濃中部防災コミュニティセンター	海津市南濃町駒野680
海津市南濃地域防災センター	海津市南濃町吉田852-1
◎保育所	
高須保育園	海津市海津町高須町374-1
今尾保育園	海津市平田町今尾4428-6
西島保育園	海津市平田町西島286
海西保育園	海津市平田町野寺1342-1
南部保育園	海津市南濃町太田854-1
◎幼稚園	
高須小学校附属幼稚園	海津市海津町高須町372
下多度小学校附属幼稚園	海津市南濃町津屋1869
城山小学校附属幼稚園	海津市南濃町駒野1317-8
石津小学校附属幼稚園	海津市南濃町吉田203
◎小・中学校	
高須小学校	海津市海津町高須町337
吉里小学校	海津市海津町松木776-1
東江小学校	海津市海津町駒ヶ江159
大江小学校	海津市海津町古中島204
西江小学校	海津市海津町安田72
今尾小学校	海津市平田町今尾4434
海西小学校	海津市平田町野寺1023
下多度小学校	海津市南濃町津屋1869
城山小学校	海津市南濃町駒野1317-8
石津小学校	海津市南濃町吉田319
日新中学校	海津市海津町高須531-1
平田中学校	海津市平田町蛇池1318
城南中学校	海津市南濃町羽沢1050
南濃中学校	海津市南濃町安江2314-72
◎給食センター	
海津市学校給食センター	海津市平田町今尾3725-2
◎グラウンド	
海津市海津グラウンド	海津市海津町高須515
海津市平田グラウンド	海津市平田町今尾500
海津市南濃グラウンド	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
海津市南濃南部グラウンド	海津市南濃町田鶴706
海津市海津テニスコート	海津市海津町高須515
海津市平田テニスコート	海津市平田町今尾500
海津市南濃テニスコート	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
海津市南濃南部テニスコート	海津市南濃町田鶴706
◎グラウンドゴルフ場	
海津市南濃北部多目的広場	海津市南濃町津屋
海津市南濃グラウンド・ゴルフ場	海津市南濃町羽沢
◎プール	
海津市市民プール	海津市海津町萱野204-1

海津市平田蛇池体育館	海津市平田町蛇池117
海津市平田三郷体育館	海津市平田町三郷1241
海津市平田高田体育館	海津市平田町高田711
海津市平田脇野体育館	海津市平田町脇野317
海津市平田勝賀体育館	海津市平田町勝賀1300
海津市南濃体育館	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
海津市武道場	海津市海津町高須536-1
海津市柔道場	海津市海津町高須536-1
◎温泉・道の駅	
老人福祉施設海津苑	海津市海津町福江560-1
クレール平田(道の駅)	海津市平田町野寺2357-2
月見の里南濃(道の駅)	海津市南濃町羽沢673-1
南濃温泉「水晶の湯」	海津市南濃町羽沢1623-3
◎公民館・公民館類似施設	
海津市みかげの森「プラザしもたど」	海津市南濃町津屋2837-90
海津市文化会館	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
海津市海津公民館(文化センター)	海津市海津町高須585-1
海津市平田海西公民館	海津市平田町野寺1968
海津市海津図書館	海津市海津町高須605
生涯学習センター併設平田図書館	海津市平田町仏師川488
海津市南濃図書館(文化会館内)	海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
海津市生涯学習センター	海津市平田町仏師川488
海津市海津農村環境改善センター(文化センター)	海津市海津町高須585-1
海津市平田農村環境改善センター(ふるさと会館)	海津市平田町今尾614-1
海津市南濃農村環境改善センター	海津市南濃町吉田492
海津市平田福祉センター	海津市平田町今尾915-1
海津市平田勤労青少年ホーム(ふれあいセンター)	海津市平田町今尾4441-1
海津市働く女性の家	海津市南濃町吉田492
◎資料館	
海津市歴史民俗資料館	海津市海津町萱野205-1
◎都市公園	
城跡公園	海津市海津町高須町127-1
秋葉公園	海津市海津町高須町560-6
鹿野公園	海津市海津町鹿野495
平原公園	海津市海津町平原1127
田中公園	海津市海津町田中501
神桐公園	海津市海津町神桐73
松木公園	海津市海津町松木455
田外ノ池公園	海津市海津町東小島184-2
大観池公園	海津市海津町高須449-7
殿町ポケットパーク	海津市海津町高須町406-3
沙美公園	海津市平田町今尾4400-1
ふれあい広場	海津市平田町野寺1356-3
やすらぎ広場	海津市平田町西島214
白山公園	海津市平田町脇野294-1
帆引下池公園	海津市海津町帆引新田1537
森下池公園	海津市海津町森下147-1
内記池公園	海津市海津町草場468-2
平田公園	海津市平田町三郷2330
平田リバーサイドプラザ	海津市平田町野寺2266-3
◎公園	
海津市吉田出来山公園	海津市南濃町吉田
月見の森	海津市南濃町羽沢地内
羽根谷だんだん公園(さぼろ遊学館)	海津市南濃町奥条・羽沢地内
庭田山頂公園	海津市南濃町庭田

施設名	所在地
◎福祉及び保健関係施設	
海津総合福祉会館(ひまわり)	海津市海津町高須517-1
平田総合福祉会館(やすらぎ会館)	海津市平田町仏師川483
南濃総合福祉会館 ゆとりの森	海津市南濃町駒野827-1
海津市保健センター	海津市南濃町奥条462-1
サンリバーはつらつ(老人保健施設)	海津市海津町福江656-2
サンリバー松風苑(特別養護老人ホーム)	海津市海津町福江656-1
知的障害者通所授産施設(はばたき)	海津市海津町高須町663-1
◎斎場	
天昇苑	海津市平田町高田373
南濃斎苑	海津市南濃町駒野奥条入会地1-2

以上のことから、後期基本計画期間の「施策の方向」は、次のとおりです。

- ① 統合庁舎整備の推進
- ② 公共的施設の統廃合及びその跡地利用の推進

## 基本方針

市全体のバランス、適正配置、市民の意向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、公共的施設の統廃合整備を図ります。また、行政拠点の整備に努めます。

## 施策の内容

### ① 統合庁舎整備の推進

- 市民の利用頻度が高い窓口業務を1階に配置し、各種窓口サービスをスムーズに提供できるよう体制整備を進めます。
- 専門的な知識を必要とする各種設備の保守管理、庁舎の清掃業務、セキュリティ業務は業務委託し効率的かつ適切に庁舎の管理・運営を行います。

### ② 公共的施設の統廃合及びその跡地利用の推進

- 統合庁舎が整備されるまでの間は、海津庁舎・平田庁舎・南濃庁舎において市民総合窓口課による窓口対応を継続し、市民の利便性を確保します。
- 統合庁舎移転後の平田地区・南濃地区については、「海津市組織機構再編計画」に基づき、市民サービスの低下と行政コストを最低限に抑えるために、現在の平田庁舎・南濃庁舎周辺へ支所を設置し、また現在の南部支所を石津出張所、北部支所を下多度出張所として証明書交付・受付業務を中心とした窓口業務を実施します。
- 文化・保健・福祉・社会教育等の公共施設は、「海津市公共施設見直しの指針」及び「海津市アウトソーシング推進指針」に基づき重複施設について、拠点施設を中心に統廃合を積極的進めます。
- 廃止した公共的施設については、他の未整備ないしは建替えが必要な公共的施設への転用の可能性を優先的に検討するとともに、必要性がないと判断した場合については、民間への売却・賃貸を速やかに実施していきます。

## 施策の成果指標

成果指標	単位	平成 22 年 (計画従前値)	平成 28 年 (計画目標値)
統合庁舎整備率	%	0	100
指標の説明又は値の計算式	後期基本計画中の統合庁舎完成を目指す。		